

～ 特集 ～

第 15 回法整備支援連絡会

国際協力部教官

渡 部 吉 俊

1 開催状況

日 時 平成 26 年 1 月 24 日（金）午前 10 時から午後 5 時 40 分まで
場 所 大阪会場：法務総合研究所国際協力部「国際会議室」
東京会場：独立行政法人国際協力機構 JICA 市ヶ谷ビル「国際会議場」
テーマ 「法整備支援の成果と新たな挑戦」
式次第 後掲資料「プログラム」参照
出席者 100 名（大阪会場 78 名，東京会場 22 名）

2 第 15 回法整備支援連絡会の概要

法務総合研究所では，独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により，2000 年以降，法整備支援関係者間の情報共有や意見交換の場としての法整備支援連絡会を年 1 回開催しています。15 回目を迎えた今回の法整備支援連絡会では，政府機関，大学・研究機関，民間団体等から，これまで以上に幅広い関係者が参加して，それぞれの活動状況の報告が行われるとともに，パネルディスカッションにおいて，今後の法整備支援の在り方について活発な意見交換が行われました。

今回の連絡会のテーマは「法整備支援の成果と新たな挑戦」です。「法整備支援の成果」については，改めて申し上げるまでもありませんが，1990 年代半ばに日本の法整備支援活動が開始して以来，支援対象国が増加するとともに，支援対象分野についても広がりを見せる中で，多くの法整備支援関係者が支援の実施に協力することにより，着実に成果を積み重ねてきました。

一方で，「新たな挑戦」というべき状況も生じています。一つには，平成 25 年 5 月に「法制度整備支援に関する基本方針」が改訂され，日本企業の海外進出を後押しする貿易・投資環境整備等の視点が加えられるなど，これまで以上に戦略的な支援の在り方を考えることが求められているということがあります。この点については，今回の連絡会においても，多くの専門家の方々から御発言をいただき，大変興味深い議論がなされておりますので，是非この後の会議録をお読みいただければと思います。

また，平成 25 年 11 月には，民主化に向けた改革で世界の注目を集めているミャンマーに対して，新たな法整備支援プロジェクトが開始されることとなりました。法務総合研究所が行うミャンマー支援のプロジェクトはまだ始まったばかりですが，今回

の連絡会では、長年ミャンマーの法制度改革を支援してきた関係者の方々からの御報告等もありますので、この点についても是非会議録を御参照いただければと思います。

3 第16回法整備支援連絡会のお知らせ

第16回法整備支援連絡会は、平成27年1月23日（金）を予定しています。皆様、是非御参加ください。



○司会（渡部） 御来場の皆様，本日は法整備支援連絡会に御参加いただき誠にありがとうございます。

ただいまより，第15回法整備支援連絡会を開会いたします。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部教官の渡部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は，この大阪会場と東京の JICA 市ヶ谷ビル国際会議場とをテレビ会議システムで接続し，東京からも質疑応答やパネルディスカッションに御参加いただくことにしております。

東京会場は聞こえておりますでしょうか。

○辻 はい，聞こえております。

私は，東京会場の司会を務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部教官の辻でございます。どうか皆様よろしくお願ひいたします。

○司会（渡部） よろしくお願ひします。

それでは，初めに，本連絡会の主催者であります法務総合研究所長酒井邦彦より，開会の辞を述べさせていただきます。

1 開会挨拶

○酒井 皆様，おはようございます。法務総合研究所長の酒井でございます。

第15回法整備支援連絡会の開催に当たりまして，一言御挨拶申し上げます。

本日は，お忙しい中，多くの方にお集まりいただきまして，ありがとうございます。

また，本連絡会を共催いただいております独立行政法人国際協力機構（JICA）及び御後援を賜りました最高裁判所，日本弁護士連合会，日本貿易振興機構アジア経済研究所，公益財団法人国際民商事法センター，その他多くの皆様より，日頃から当法務総合研究所の活動に多大の御支援を賜りましておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて，今回の連絡会のテーマは，「法整備支援の成果と新たな挑戦」とされております。私は，昨年は中国，ベトナム，ラオス，カンボジア，マレーシア，インドネシアを訪問し，それぞれの国の法務大臣，最高裁長官など多くの方々とお話をしてまいりました。その中で，皆様，決して社交辞令ではなく，日本の法整備支援に対する感謝と信頼を異口同音に口にされておりました。また，それぞれの国は国際社会の一員として市場経済に移行し，町も人も活気にあふれ，十数年ぶりに訪問した国もあるわけですが，その発展ぶりは目を見張るばかりでございました。日本の法整備支援がその発展にいささかなりとも貢献できたことについて誇らしい気持ちになるとと

もに、故三ヶ月章先生を初めとする先達の皆様に深い敬意の念を抱きました。

このように我が国の法整備支援が大きな成果を挙げられたのは、支援を貫く二つの基本的な考えによるところが大きいと思います。一つは、相手国の文化や歴史に敬意を持って、その国のオーナーシップを尊重し、その国のニーズに合った言わばオートクチュールの協力を行うこと。二つ目は、法の起草にとどまらず、法制度が適切に運用されるための基盤整備、例えば不動産登記などの基盤整備と、さらに法を運用する人材の育成も同時に行っているということです。そして、この二つの基本は、我が国の法整備支援の、他のドナーに比べても優れた特徴であると思います。

私は、一昨年ミャンマーを訪れたときに、ミャンマーの司法関係者の方々から、他の国ではなく、是非日本から支援を得たいと言われました。それも我が国の法整備支援が ASEAN 各国から高い評価を受けていたことの反映だと思っております。そして、今後、法整備支援がどのように展開しようとも、オーナーシップの尊重と人材育成は長く守るべき基本だろうと思っております。

それでは、次に、「新たな挑戦」について申し述べます。法整備支援をめぐる挑戦は、一つは経済的な挑戦です。我が国において少子高齢化が進み国内市場が縮小する中で、日本経済を再生させるためには、目覚ましい発展を遂げている ASEAN 各国を始めとする新興国への貿易・投資の拡大が不可欠でありまして、法整備を通じて投資環境を整え、相手のガバナンスを高めることは、相手国はもちろんのこと、我が国を裨益するところも大でございまして、言わばウィン・ウィンの関係にございます。

二つ目の挑戦は政治的な挑戦です。現在、アジア地域、特に西太平洋地域の緊張が高まっておりますが、この地域の安全保障のためにも、ASEAN 各国を始めとするアジアの国々において法の支配が浸透し、紛争を武力でなく法により解決するという文化が醸成されることが重要でありまして、その意味でも法整備支援にかかる期待は大きいものがあると思います。

最後に、このような挑戦をどのように受け止めるかという体制の問題でございまして。一つは、法務省内の体制でございまして。法務省の行う国際協力は、歴史的な理由で刑事関係を司る国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と、民商事関係を司る国際協力部に分かれておりましたが、平成 28 年に両機関が共に東京都昭島市に移転するのを機会に、両機関の運用を事実上統合する予定で、それによって民事・刑事を問わないより統合的な法整備支援を目指すことにいたします。

次に、本日も多くのスピーカーの方から発表があるように、我が国では多くの省庁、機関、団体、個人がそれぞれ別々に法整備支援を行っていますが、より戦略的・効果的な法整備支援を展開するためには、それらを一元的に統合するシステムの構築を検

討する必要があると思われます。

さらに、外国ドナーとも単にドナー間の調整ということではなく、より戦略的なパートナーシップを組んで技術協力を展開することを検討する必要があると思います。その可能性につきまして、私自身、UNDP あるいは UNODC とのトップの方と話をしておりまして、試みに日本政府が資金供与をしている UNODC のミャンマーにおけるテロ対策プロジェクトに当所からアジ研が参加することとしております。

最後に、日本の法整備支援の弱みについて述べます。それは、法整備支援に従事する人材、ヒューマンリソースが不足しているということでございます。これについては、内閣に設置されました法曹養成制度改革推進会議において関連の議論がなされているところであり、法務総合研究所においても法科大学院などの学生に法整備支援の魅力を伝えたりしておりますけれども、この問題は官・民・大学を挙げて取り組まなければならない重要な課題だと思っております。

以上のように、法整備支援は新たな局面を迎え、数々の挑戦に臨んでいくこととなりますが、この連絡会に御参加の皆様が共に手を携えてこの挑戦を乗り切っていくことを心からお祈りして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○司会（渡部） 続きまして、JICA 産業開発・公共政策部の植嶋卓巳部長より開会の辞を述べさせていただきます。

植嶋部長は、東京会場から御挨拶をさせていただきます。

○植嶋 ただいま御紹介にあずかりました、独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部の植嶋でございます。本日は東京会場から参加いたします。

本日は、最高裁判所、日本弁護士連合会、ジェトロ・アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センターの御後援を得まして、法務省法務総合研究所との共催により第 15 回法整備支援連絡会が実現しましたことを大変喜ばしく思います。JICA を代表し、本日の連絡会の実現に御尽力をいただいた方々にお礼を申し上げたいと思います。

繰り返すまでもございませませんが、我が国の国際協力におきまして、法整備支援は大変重要な位置付けになっております。法整備支援は開発途上国が安定的・持続的に成長・発展する上で不可欠な制度的インフラになっているからです。先ほど酒井所長からの御挨拶にございましたけれども、日本の法整備支援は支援対象国からも大変高い評価を得ているところでございます。

他方、法整備支援につきましては、より目標の設定を多岐にし、戦略的に取り組むべきという課題もあるかというふうに認識しております。現在、日本政府は、日本企業の海外展開支援について、様々な形でより積極的にアプローチしてきております。

新興国を始めとする開発途上国地域におけるビジネス環境の整備につきましても、この法整備支援に対する期待は大変高いものがあると認識しております。

また、これらの開発途上地域の国々におきましても、経済統合等を整備し、緊急に法制度の整備をしなければならないという課題にも直面しています。こうした昨今の課題に対して、息の長い協力が重要であるということはもちろんなのですが、いかに本質的に迅速に法整備を支援していくかということが課題になっており、本日の主要なテーマであると考えております。

一方で、今回、連絡会の主要なテーマではないのですが、世界にはアフリカなどの紛争影響国で女性を初めとする弱者に対する深刻な人権侵害が起きており、見過ごすことができません。JICAでは、今年度から国連アジア極東犯罪防止研究所の御協力を得て、中東圏アフリカ諸国における人権尊重の改善に向けた協力にも取り組んでまいりました。今後も女性、人権の問題にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、本日の連絡会が関係諸機関の今後の連携と強化に資する貴重な場となりますことを祈念して、私の挨拶とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

2 主催者報告

○司会（渡部） それでは、主催者報告の部に入りたいと思います。

初めに、法務総合研究所国際協力部副部長の柴田紀子より御報告をさせていただきます。

○柴田 皆様、おはようございます。法務総合研究所国際協力部副部長の柴田でございます。

本日は、法整備支援連絡会にお集まりいただき、ありがとうございます。

今回、法整備支援連絡会は15回目を迎えました。法務省は平成6年（1994年）からJICA、外務省、大学の関係者の方々、弁護士会、その他様々な関係機関の方々と協力して、ベトナムに対する法整備支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア等、開発途上国又は体制移行国に対して、基本法の起草や実務改善、あるいは法曹人材育成等に取り組んでまいりました。こうしたこれまでの取組は、相手国の実情やニーズに応じたきめ細やかな支援であるとして高い評価を得ております。そして、近年、相手国からの要請も増え、また支援対象国や支援内容が拡大しているほか、投資環境整備を初めとする国益が強調され、政府において重要な施策として取り上げられるようになってきております。

この点を踏まえ、私からは、まず「政府施策としての法制度整備支援」と題しまして、法制度整備支援に関する基本方針など最近の政府の施策について御紹介し、その後、これまでの成果について振り返り、また昨年の活動、特に日・ASEAN 友好協力 40 周年記念事業等について御紹介をし、その後の議論の題材としていただければと思っております。

まず「政府施策としての法制度整備支援」についてお話します。

法制度整備支援につきましては、これまで我が国が取り組むべき支援の全体的な方向性や計画性について十分議論がなされていない等としばしば指摘をされ、この法整備支援連絡会でもそうしたことがテーマとして取り上げられてきていると思います。そうした中、平成 20 年 1 月に行われた第 13 回海外経済協力会議の場で、法制度整備支援は海外経済協力の重要分野の一つであり、戦略的に進めていくということが合意されました。

これを受け、平成 21 年に、法制度整備支援に関する基本方針が策定されました。この方針については後ほどもう少し説明いたしますが、日本の法制度整備支援に関する基本的な考え方を定めたほか、アジアを中心とする国々への支援の現状と課題、それから今後の方向性をまとめています。また、以後これを契機として、平成 23 年に策定された日本再生の基本戦略や、平成 25 年に策定されたインフラシステム輸出戦略、日本再興戦略、骨太の方針等におきましても、法制度整備支援が重要な施策として取り上げられるようになってきております。

次に、法制度整備支援に関する基本方針について若干御紹介したいと思います。

この方針では、まず基本的な考え方として、法制度整備支援を経済協力の重要分野の一つとして位置づけた上で、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、我が国が将来にわたり国際社会で名誉ある地位を保持していくための有効なツールであること等から、戦略的な支援を展開していく必要があることを確認しております。

さらに、三つの観点を提示してございまして、一つは自由、民主主義等の普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、それから持続的成長のための環境整備等、それから我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった三つの観点です。そのほか、現地に専門家を派遣し、相手国と対話を進めながら、相手国の文化・歴史・発展段階・オーナーシップを尊重するという日本の法制度整備支援の特徴も取り上げております。また、支援体制の在り方につきましても、官民連携、オールジャパンによる支援体制を強化していくと定めております。

また、支援の実施に当たりましては、これまでの支援実績、日本にとっての外交・

経済面での重要性、被支援国のニーズ等を総合的に勘案するとして、重点支援国として、当初は中国、モンゴル、カンボジア、インドネシア、ラオス、ベトナム、ウズベキスタンの7か国を挙げ、これら7か国について国別の実施方針を定めておりました。これが平成21年に定めた基本方針でございましたが、昨年5月、その後の様々な情勢の変化を受けて、経協インフラ戦略会議と申します我が国の海外経済協力の戦略的・効率的な実施を目的として設置された会議におきまして、この基本方針が4年ぶりに改訂されました。

この基本方針の改訂版については、お手元に参考資料として配布させていただいております。この改訂版におきましては、従前の基本方針における基本的な考え方は維持しつつも、先ほど御紹介した三つの観点につけ加えて、更に二つの観点を付け加えております。一つは、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備という点、もう一つは、ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上等というものです。

また、重点的な支援対象国について、当初は7か国でございましたが、そこから中国が削除され、新たにミャンマー、バングラデシュが加わって合計8か国となりました。また、この重点対象8か国には含まれませんが、ネパール、東ティモールなどのアジア諸国等に対してもニーズに応じて支援する旨を示しております。

ところで、従前の基本方針におきましても、官民連携の重要性やオールジャパンによる支援体制についての記述がありましたが、改訂版におきましては、この法整備支援連絡会を一つの官民連携の有効な枠組みとして記載していることも御紹介しておきたいと思っております。

そのほか、詳細は割愛させていただきますが、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略やいわゆる骨太の方針においても、国際展開戦略、すなわち海外市場獲得のために法制度整備支援が重要であると位置付けられております。このように、平成25年5月の基本方針の改訂以降、投資環境整備や海外市場獲得といった国益が最近重視されるようになってきているように思います。

次に、これまで法務省が主に実施してきた法制度整備支援の成果について、少し振り返ってみたいと思っております。

平成6年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、支援対象国はこのように増えてきております。また、お手元にA3版の活動年表を配布しているかと思いますが、こちらを見ていただきますと、次第に対象国の数も、支援の中身も充実してきているのが分かるのではないかと思います。

ところで、これまで法務省が実施してきた支援は、主に基本法の起草支援や人材育

成，実務改善を中心としてきておりました。私自身がかつてカンボジアの長期専門家として関わったこともございますので，カンボジアを例に挙げて御紹介しますと，例えば 2006 年，2007 年に成立しました民法，民事訴訟法の起草支援などが一つの大きな例として挙げられるかと思えます。これに関しましても，先ほど若干御説明しましたような，相手方のニーズに応じた支援を行い，相手方と共につくり上げていくという日本の特徴をいかした支援が行われました。

また，人材育成，実務改善としまして，これは私自身が関わったカンボジアの裁判官や検察官を養成する学校に対する支援を例に挙げてスライドに示しておりますが，2004 年の段階では，カンボジアでは裁判官，検察官の数が 172 名でございました。この頃はまだ養成校への支援が始まっておらず，いわゆる法曹の教育というシステムが確立していなかった時期でありました。

しかし，2005 年以降，この赤ないしはピンク色，紫色で示している 1 期生，2 期生，3 期生等々と書いているのは，養成校を卒業して裁判官，検察官に任官した者の数でございます。これを見ていただければ分かるかと思えますが，2012 年の段階では，当初 172 名であった数が全部で 439 名となり，また，その 8 割である 345 名が養成校の卒業生であり，質的にも量的にも改善がされてきているということが見ていただけるかと思えます。このように法務省は，基本法をベースとした起草，改正等の支援，それから人材育成，実務改善の支援等を中心にこれまで実施してきておりました。

次に，最近の各国の活動等について少し御紹介したいと思います。

まず，ベトナムですが，ベトナムは 1996 年に弁護士出身の長期専門家 1 名が派遣されて，JICA のプロジェクトという形で支援がスタートしたほか，2000 年以降は法務省からも 2 名の長期専門家を派遣し，以後，法曹三者出身の長期専門家がハノイに常駐して日常的な支援を行う体制が整いました。

また，支援対象機関は，司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院，弁護士連合会の 4 機関に広がり，活動分野も民法，民事訴訟法，民事執行法，破産法，国家賠償法などの民商事法分野のみならず，刑事訴訟法などの刑事法分野にも拡大しており，その支援内容も起草支援のみでなく，人材育成等も加わっております。そして現在は，平成 23 年に開始した法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ 2 を実施しております。

ところで，法務総合研究所国際協力部では，これまでこうしたカウンターパートに対する本邦研修を実施してきましたが，先ほど法総研の所長からも言及がありましたように，特に最高人民検察院に対する研修につきましては，今後，刑事司法関係の研修等を実施している国連のアジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と連携し，あるい

は UNAFEI の方に軸足を移して、より中身のある充実した支援をしていくことを現在検討しているところであります。

次に、カンボジアについて若干説明します。

カンボジアについては、1996 年（平成 8 年）に支援を開始し、先ほど御説明しましたように、JICA のプロジェクトとして起草支援を行い、2006 年、2007 年にそれぞれ民法、民事訴訟法が成立しました。また、先ほど御説明したような人材育成のプロジェクトも行いました。そして現在は 2012 年（平成 24 年）から、日本の支援で作成された民法、民事訴訟法の更なる普及を目的として、司法省、裁判官・検察官養成校の上部組織である王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学の 4 機関をカウンターパートとして、新たな枠組みでプロジェクトがスタートしており、ここにも法曹三者出身の長期専門家が日々ワーキンググループ活動等に從事して人材育成等に取り組んでおります。

また、ラオスにつきましても、法務省では JICA と協力して 2003 年頃から民法及び商法の教科書作成支援、民事判決書マニュアル、検察官マニュアル作成支援等を実施してきましたが、2010 年 7 月からはプロジェクトという形で、ラオスの法務・司法関係機関職員、法学教育・研修機関等がラオスの民法、民事訴訟法、刑事訴訟法等について、これを分析し、教材としてまとめ、また普及できること等を目標とし、人材育成の活動を開始しております。ここについても、法務省から長期専門家を派遣しておりますし、弁護士出身の長期専門家も派遣されております。

以上の 3 か国が従来の法整備支援プロジェクトでございましたが、昨年、ミャンマーにつきましても、ミャンマー法整備支援プロジェクトというものが始まりました。皆様既に御承知のとおり、ミャンマーは、2011 年 3 月の民政移管後、民主化された近代国家を築くために、グッド・ガバナンスとクリーン・ガバメントの確立が最重要であるとして、種々の政策を推し進めております。

そのような中、昨年 5 月に、安倍総理がテイン・セイン大統領の招待によりミャンマーを 36 年ぶりに訪問し、そこで発表された共同声明において、制度整備や人材育成の重要性を確認するなどしております。そうした潮流を受けまして、法務省は JICA とともにミャンマー側と協議を重ねてきた結果、昨年 11 月、ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始することになりました。このプロジェクトでは、連邦法務長官府及び連邦最高裁判所をカウンターパートとして、起草や人材育成等の支援をすることになっております。

次に、ネパールでございしますが、これは改訂版の基本方針の中でも重点国とされているわけではございませんが、ニーズ等に応じて支援を今後も実施していくとして例

示されている国であります。ネパールは民主化運動を経て 2008 年 5 月に王政廃止と民主制への移行を宣言して法制の近代化を目指している国であります。法務省では JICA と協力しながら、民法やその解説書作成に関する研修の実施に一部協力するなどしたほか、昨年 9 月からは迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクトに積極的に裁判官出身の当部教官がアドバイザーグループの委員になるなどして支援を実施しております。そのほか、民事法分野だけではなく、法総研独自の支援としまして、ネパールの検事総長府から検事を招へいして司法制度比較研究を行うという取組を何年か実施しております。昨年 8 月には、先ほど挙げました UNAFEI と連携して、ネパールの検事総長府に対する司法制度比較研究を実施しました。

次に、東ティモールについても御紹介します。東ティモールは 1975 年にポルトガル植民地支配から脱しましたが、その後、インドネシアに侵攻され、その後、2002 年によりやく独立を果たしました。現在は ASEAN 加盟を目指して国づくりの基盤となる法整備に取り組んでいます。法務総合研究所では、2009 年頃から東ティモール司法省の法案起草担当職員を招へいするなどして、立法技術に関する研修等を実施してきておりました。昨年はこれを JICA の枠組みの中で行い、調停法を題材とする現地セミナーを複数回実施することができました。これらネパール、東ティモールにつきましても、今後もこのような活動を継続していきたいと考えております。

これまで国別に見てきましたが、次に、日・ASEAN 友好協力 40 周年記念事業について若干御説明したいと思います。

これまで日本の法制度整備支援の主な対象国は ASEAN 諸国でした。ASEAN は 1967 年、東南アジアの政治的安定、経済成長促進等を目的に設立され、当初、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイが加盟しましたが、その後、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟するに至っています。そして、既に御案内のとおり、2015 年までに ASEAN 共同体を設立すること等も目指しております。

ところで、この ASEAN との間では、昨年、日・ASEAN 友好関係樹立 40 周年という記念の年でありました。そこで、外務省から日・ASEAN 友好協力 40 周年記念事業の募集があり、幾つかの法整備支援の活動をこの記念事業として認定していただいております。その一つがこのベトナム六法です。このベトナム六法は、JICA プロジェクトの長期専門家が、平成 23 年から 25 年頃にかけて中心となって編集したものであります。このベトナム六法については、当部のウェブサイトにもアップしておりますので、御覧いただければと思いますが、従前、このように基本法令等がまとまったものがあれば便利だと誰もが思っていたものですが、なかなか実際につくるのは困難であると

思われます。それを、この当時の長期専門家が中心となり、関係機関と協力しながら六法という形で編集したものであります。

また、ミャンマーから連邦法務長官を招へいたしたということも御紹介したいと思います。昨年 11 月開始したプロジェクトのカウンターパートとなった連邦法務長官府の長官を、昨年 6 月に招へいたしました。この連邦法務長官府といいますのは、日本でいうところの法務省・検察庁と内閣法制局の権能を併せ持ったものでございますが、そこから長官や検察官のほか、ミャンマー連邦議会の法案委員会委員長など合計 6 名を招へいしております。この招へいにより連邦法務長官として初来日を果たしたトゥン・シン長官からは、ミャンマーの法制度やビジネスに関する最新情報について御講演いただいたほか、我々日本側との間で有意義な意見交換がなされました。また、長官からは、昨年 11 月に始まったプロジェクトに関して強い期待が表明されました。

次に、ベトナムから最高人民検察院長官を招へいたしたことについても御紹介したいと思います。法務総合研究所では、JICA のプロジェクトとは別に、平成 12 年以降ベトナムとの間で独自に交流を続けてきておりました。そして昨々が、日・ASEAN 友好協力 40 周年に加えて日越の外交関係樹立 40 周年という記念の年でもあったことから、最高人民検察院長官を日本に招へいたしました。このベトナムの最高人民検察院は、公訴権の行使のほか、民事事件、行政事件を含んだ司法関係機関の活動の監督、刑事関係法令を所管するなど、大きな権能を有する機関であります。ビン長官からは、日本はベトナムにとって経済面だけでなく外交面、政治面でも信頼できるパートナーであり、今後、両国の司法関係がより高いレベルに発展することを希望する旨が述べられました。

最後になりますが、これまでの法整備支援連絡会 15 回のテーマ等について表にまとめたものを最後のスライドに入れてみました。思えば、法整備支援連絡会は、最初は関係機関の情報交換を目的として設置され、その後、法整備支援の在り方やドナー協調の在り方等について議論がされてきました。

ところで、最近、中国、インド、ブラジルなど新興国が OECD の開発援助委員会 (DAC) に加盟しないまま、独自に援助展開を始めるなどという世界的な潮流もあり、また日本においても、先ほど御説明したような投資環境整備といった観点が重視されるなど、世界的に、あるいは日本の中でも、支援国の国益というのがこれまで以上に強調されるようになってきているように思います。こうした潮流を受けて、法整備支援はどうあるべきなのか、こうした国益との関係でどういう展開を今後していくべきなのかということについて、一つのテーマとして本日、この後の質疑応答やパネルディスカッション等におきまして議論していくことができればよいなと思っております。

ます。

以上で、私からの御報告を終わりとさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会（渡部） 続きまして、JICA 産業開発・公共政策部次長兼ガバナンスグループ長の富澤隆一様より御報告をいただきます。

○富澤 ただいま御紹介にあずかりました、JICA 産業開発・公共政策部次長の富澤でございます。本日は、第 15 回法整備支援連絡会に御出席いただきましてありがとうございます。

私の方からは、今回のテーマであります「法整備支援の成果と新たな挑戦」に基づきまして、ビジネス環境整備の観点から、JICA の法整備支援の取組の成果と新しい取組、これからの課題について御報告させていただきます。

法整備支援が目指すものとして考えておりますのは、グッドガバナンスと経済成長、ビジネス環境整備でございます。まず、前者の側面では、発展途上国における法の支配、そしてグッドガバナンスの確立を目指すものとしたしまして、民主的なプロセスに基づいた明確なルールの設定や透明性の高い法令の運用システムの構築が含まれております。後者につきましては、途上国のビジネス環境の改善に資するために、まず土台としての基本的なルールの整備、それから法運用組織の強化、そしてシステムへのアクセスといった土台づくりをいたします。その後、個別法の整備や貿易投資促進、経済基盤整備支援ということを進めております。

JICA は、我が国経済界のニーズ、国内リソースと途上国のインターフェースを務めております。先ほど柴田副部長からの御説明にもありましたけれども、今年度、法制度整備支援に関する基本方針が改訂されておまして、内容については先ほどの御説明に譲りますけれども、この中でもやはりグッドガバナンスと、それから途上国の成長、そして4番目でございますけれども、日本企業の海外展開、投資環境整備が述べられております。

続きまして、JICA の取組について、各分野の御説明をさせていただきます。

まず、基礎法令の起草、法執行実務の改善、司法アクセスの改善の支援でございます。起草支援につきましては、計画経済から市場経済へ移行した社会主義国、例えば中国、ベトナムでございます。それから内戦から復興して新しい国づくりをしているようなカンボジア、ネパールについて、主に民法、民事法などについて協力しておりますが、このほかにも行政法、例えばウズベキスタン、それから刑事法、ラオス等についても協力しております。

一方、法運用組織の機能強化、実務改善でございますけれども、こちらについては、

例えばモンゴルにおきまして調停法が制定されたことに伴って、調停制度をまずは二つのモデルごとでの導入、それから全国展開ということで機能改善の支援を行っております。

また、司法アクセス改善支援につきましては二つの側面がございまして、市民による法司法制度へのアクセスを可能にするということで、こちらにつきましては、日本弁護士連合会様の御協力を得まして、カンボジアやベトナムで協力しております。

次の側面であります市民の法律知識の向上のための情報普及につきましては、名古屋大学様の御協力も得まして、ウズベキスタンにおきまして法令のデータベース構築支援を行っております。

続きまして、競争法の整備の支援でございます。御承知のとおり、競争法は市場における公正かつ自由な競争の維持が目的でございまして、市場経済を支える最も基本的な法律、市場経済の憲法と言えるものでございます。

一方で、新興国の現状としましては、競争原理に対する企業や国民の理解が低いとか、当局の執行能力が低いというような問題がございます。こういうことに対して、法令に代表される制度の整備という側面と、執行を行います職員の能力の向上という二つの側面から、JICA はアジアを中心に、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国等で公正取引委員会様の御協力を得て協力を進めております。また、企業や国民に対するアドボカシー活動を説明会等を通じても行っております。

続きまして、投資環境・投資法整備への支援でございます。JICA の投資環境整備に対する支援アプローチは三つでございまして、法整備政策の提言、それから相手国の投資促進機関の能力強化、そして関連インフラ、これは経済インフラ及び産業人材の育成を含んでおります。こちらについて技術協力あるいは資金協力で協力をしているということでございます。特に法整備政策の提言につきましては、外国投資法を初めといたします法制度の整備や迅速かつ透明性の高い投資手続への協力を行っております。

こういった投資環境の改善あるいはビジネス環境の改善は、途上国の良質な海外直接投資の増加によって経済発展をするとともに、日本企業にとっても海外進出の促進、新たな進出先の確保というところで両方につながっていくという形でございます。

投資環境整備に関しましては、ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジアといった東南アジア諸国、それからバングラデシュ、パキスタンといった南アジア諸国について協力を進めてまいりましたけれども、昨年、2013年6月に TICAD が行われましたけれども、これを踏まえまして今後はアフリカにも積極展開をしていく予定でございます。

続きまして、租税・関税法への整備の支援でございます。公共財政管理の強化、特に歳入の面及びビジネス環境整備の観点から、こちらは起草支援ではございませんで、既存の関税法、税法に沿って適切な執行の部分について能力向上を行っております。税関分野につきましては、本日も午後御発表いただきますけれども、財務省関税局様の御協力を得まして、まず貿易円滑化の観点からリスクマネジメント等や税関分類、税関評価のための人材育成など、あるいは事前協議制度の導入等を行っております。また、先ほど申しました TICAD の関連では、アフリカ、特に東部アフリカにおきまして、ワンストップ・ボーダー・ポストの導入の支援も行っております。

また、税関は国と国とを結ぶインターフェースという側面もございますので、支援に当たっては多国間の枠組みを重視しております。2011 年に我が国が提唱いたしましたアジア・カーゴ・ハイウェイ構想、こちらに基づきまして、例えばベトナムにおきましては、日本の NACCS というシステムに基づきまして、税関システムの導入を行っております。また、これからでございますけれども、ミャンマーに対しましても、税関システムの導入というものを関税局様の御協力を得て行っております。

一方、税務分野でございますけれども、こちらは所得税を中心とした徴税能力の向上を中心にアジアを対象に支援を行っております。インドネシア、ベトナム、カンボジア、モンゴルなどで協力しております。特に徴税能力という点では、税務調査の能力というだけではなくて、納税者サービスを行うことによって納税をしやすい環境整備等も行っております。また、日本企業の進出に伴いまして、国際課税に係る人材育成等にも取り組んでおります。

続きまして、知的財産権保護の強化への支援でございます。こちらの方も本日午後に御説明をいただきますけれども、特許庁様の御協力をいただきまして、経済発展の推進力となる新たな技術・創作を保護し、活用を促進する知的財産権制度の構築・運用を支援しております。

この知的財産権制度の整備というのは、投資環境の整備にもなりますので、開発途上国にとっての外国直接投資の促進として機能します。一方で、諸外国に出回っております模倣品被害への対処にも資するというところで、我が国の海外進出においても重要な側面がございます。

御覧いただいておりますように、中国や ASEAN 諸国の特許出願件数は増加しております。こういった知的財産権保護という点は重要になっており、アジアを中心に JICA は協力を展開しております。

協力のアプローチにつきましては、御覧になっていただいておりますとおり、五つのアプローチを進めております。まず、知的財産権の知識というものが、途上国にお

きましてはあまり知られていないということもございまして、模倣品などが出回っているというところもございまして、こちらの知識の向上をまず行政官を中心に、本邦研修を中心として知識の向上を図っております。

続きまして、知的財産権制度の制度整備ということで、法制度に基づく規則の整備・改正や知的財産庁の体制整備等を行っております。専門家の派遣等により実施をしております。具体的には、ここには書いておりませんが、これからミャンマーの知的財産権の協力が進んでいくということもございまして。

次に、審査能力の強化ということで、特許・商標等の審査官の能力向上やこのための事務手続の電子化・IT化等を進めております。さらに知的財産権の活用促進や執行取締り能力の強化というところにも協力してございまして、活用促進については大学研究機関等における活用支援、それから執行取締り能力の強化におきましては、模倣品取締りということで税関・警察の協力も得まして強化をしているというところでございまして。

具体的には、インドネシアのプロジェクトでは、後ろの三つの審査能力の強化、知財の活用促進、取締り能力の強化というところに重点を置いて協力しております。また、ベトナムの知的財産権のプロジェクトでは、最後の執行取締り強化に重点を置いて協力を行っております。

今後の方向性としていたしましては、こういった知的財産権、特に東南アジアを中心に執行・審査能力の向上を行って、現地ビジネス環境の整備を行って、途上国の産業振興、経済成長とともに日系企業の事業展開にも資する協力を鋭意推進してまいります。

以上、五つの分野につきまして、これまでの支援の成果について御説明をいたしましたけれども、こちらをまとめますと、本邦企業、現地日本商工会との連携を行って、貿易・投資環境整備に向けて、主にオペレーションの視点から政策立案・制度整備・行政実務改善・人材育成等に協力を行ってまいりました。

また、特に知的財産権の審査関係のシステム、審査登録システムや関税におきます関税システムの導入等、ICT技術を活用したシステムの構築についても協力を行っております。それから、柴田副部長からも詳しく御説明いただきましたけれども、法務省様等の御協力を得まして、1990年代半ばから民事法分野を初めとして行政法、民事・刑事手続法などの分野での起草支援や実施機関、執行実務機関の改善、司法アクセスの改善等を行っております。

また、経済法分野、競争法や知財法あるいは会社法等の分野におきましても、これまでの民事法の起草で得た知見を生かして、法令の整備に今後より一層意識して協力していく所存でございまして。

続きまして、新たな取組と今後の課題について御説明をいたします。二つの観点から御説明いたします。

戦略的な実施、プログラム化などによって成果を拡大していくこと、それから民間企業と連携等の強化、これはこれまでも行っていますけれども、更に法整備の観点からも進めていくということでございます。

まず、戦略的支援の実施による成果の拡大でございます。ミャンマーの例を基に御説明申し上げます。ミャンマーにおきましては、経済協力の方針といたしまして三つの柱、国民の生活の向上のための支援、経済社会を支える人材の能力向上や制度整備のための支援、そして持続的な経済成長のための必要なインフラや制度の整備等の支援を行っております。特に法整備支援に関連するものとしては、2番目の制度の整備というところが中心でございますけれども、具体的には、今回御発表いただきます大和総研様や東京証券取引所様が日本の財務省様と協力をいただきまして、現在、ミャンマーで初めての証券取引所の立ち上げに向けて協力が進んでおりますが、これと協力しまして証券監督能力強化ということで、12月から JICA は金融庁の専門家の方をミャンマーに派遣しております。また、知的財産庁の設立についても、特許庁様の御協力を進めておりまして、こちらも準備をしております。

また、日本とミャンマーの共同出資によりまして、ティラワの地域開発ということで、ティラワの経済特区、2015年に開業を目指しておりますけれども、こちらは JICA 海外投融資による出資や円借款によるインフラの整備を行うとともに、真ん中にごございますけれども、経済特区、SEZ の開発、政策支援ということで技術協力も進めております。こういった形で戦略的に支援を実施するということによって成果を拡大するところが新しい取組と今後の課題でございます。

また、民間団体・企業との連携でございますけれども、ビジネス環境整備、先ほども投資環境整備で御説明しましたが、この側面についてはこれまでも協力を行っておりますけれども、やはり民間企業、利用者の視点を踏まえた協力が重要ということを改めて申し上げます。この利用者、民間企業の視点や知見を法整備の支援において活用していくということが新しい今後の課題でございます。官民合同の対話枠組み、こちらを活用する。例えば日本インドネシア経済合同フォーラム、日越共同イニシアティブ、日本ミャンマー共同イニシアティブなど。あるいは JETRO 様、経団連様あるいは各国の日本商工会との一層の連携強化を行ってまいります。

また、民間コンサルタント会社、法律事務所の知見の積極的な活用を行ってまいります。具体的には、今年度、2013年度ですけれども、午後に三菱 UFJ 総研の亀山様からの御発表もございまして、アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制

度情報収集確認調査というものを、総研系のコンサルタント会社様と法律事務所様の合弁という形で新たにミャンマー、カンボジア、バングラデシュの3か国を対象にして取り組んでおります。詳しくは午後の発表にお願いしたいと思います。

以上がこれからの新たな取組と課題でございます。

最後に、JICAの法整備支援ポータルサイトというものを今年1月に開設しておりますので、そちらを最後に御覧いただきます。こちらは1月にできたばかりでございますけれども、このような形で先ほど柴田副部長からも御説明ありました各国の取組について、例えばカンボジアでございましたらこういう形で、民法、民事訴訟法のプロジェクトについて簡単に御説明しております、それぞれのプロジェクトのニュースもこちらの方から御覧いただけるようになってございます。

また、皆様方のお手元の方にお配りしておりますけれども、JICAの法整備支援事業のパンフレットもつくっております、こちらの方にも簡単にこれまでの各国での取組について御説明しておりますので、後ほど御覧いただければ幸いです。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

3 活動報告

○司会（渡部） それでは、活動報告の部に入りたいと思います。

本日は、合計七つの関係機関の方々より、最近の活動状況について御報告をいただくことにしております。

午前中の活動報告におきましては、名古屋大学と日本貿易振興機構アジア経済研究所より御報告をいただき、その上でここまでの主催者報告と午前中の活動報告に対する質疑応答の時間を設けたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、まず初めに、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の市橋克哉様より御報告をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○市橋 おはようございます。ただ今紹介を受けました名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の市橋です。

本日は、大学の立場から見た法整備支援について、最近私が考えていることをお話したいと思います。

大学というところは、御存じのように研究と教育を司る機関ということになります。研究という点で言えば、法整備支援を実務とは異なり理論の対象として考える、法律学からどのようにこれを見るかということに関心を持っている人が多い機関だと思います。また教育という点では、JICAでも研修やセミナー等々をされていると思いますが、もう少し長いスパンで大学院教育を中心として広い意味での法律家、本日は法

の学識者という言葉を使っていますが、広い意味での法律家を育てるといふ人材の形成・育成の仕事をしているところです。そのような大学から見た法整備の問題を少しお話ししたいと思います。

素材としては、直接私が実務と密接に関わったウズベキスタンの行政手続法支援を取り上げたいと思っています。こちらについても私の意見として述べるわけで、決して JICA の考え方を述べているわけではありませんので、その点は御留意いただければと思います。

ウズベキスタンに関しては、先ほど柴田さんの報告の中に出てきましたが、「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」という平成 25 年 5 月付けの文書があります。その 6 ページから 7 ページにウズベキスタンについて書かれておりますが、本日の私の話と関係するのは 7 ページの（3）の部分です。そこを見ていただくと、非常に意味のあることが書いてあるんですが、行政手続法令の改正などの協力の成果と教訓を踏まえ、具体的な成果につながる分野を慎重に見極めつつとか、引き続き法運用のための人材育成をやりましょうと、こんな文章になっています。これについてちょっとお話ししたいと思います。

まず、大学にいる者としては、こういう法整備の経験を理論化したいというふうに考えています。理論化しながらもう一回実務をやり、実務をやりながら理論化を考えると。試行錯誤ですけれども、現在考えていることは、まずはプロセスで考えるということ。その時点、その時点の評価はもちろんあるんですけれども、それをプロセスの中で考え、特に変化や進化に注目し、そこを捕まえるというのが第 1 点です。

それから 2 点目は、法整備の支援というと基本的には国家法ですね。制定法支援あるいは裁判所の強化ということで判例等の支援ということになると思いますが、そういうフォーマルルールだけではなくて、インフォーマルルールにも注目し、その両者の関係を見ながらやるということです。行政法でいうと、御存じのように日本の仕組みでいうと行政指導であるとか通達、訓令、通知といった世界がありますね。こういうものにも注目する。

それから、病理のトライアングルと書いていますが、基本的に人々は政府を信用していませんので、法ニヒリズム状態が蔓延しています。そうすると秩序が壊れるわけではなくて、インフォーマルルールが支配します。そうすると本来の制定法支援、先ほど法の支配の定着というのが大きな目標に掲げられているという話もありましたが、そちらの方が失敗します。その悪循環をどこで断ち切るかということを考えています。

そのときに幾つか見る視点があります。一つは制度を見るということで、現在の時点での制度の配置を見た上で支援を考えなければいけないだろうということです。端

的にいうと、例えば権力分立システムを憲法上はとっていたとしても、極めて強大な大統領権力があって、裁判所は弱い、議会も弱いという中でどうやるかというような問題、それから経路依存の問題があります。

ソ連は崩壊していますが、基本的にはその制度と、それを運用する人々の思考方法、そういったものは古いものとして残っています。そういうものを前提にして、どう新しいものをつくるか。この点でいうと法pluralismの世界があるわけです。ここに図がありますが、法の支配の定着といっても基本的に既存の制度の横にそれを置くということになります。ここからスタートでして、現在、ウズベキスタンもこのあたりにあると思うんですが、古い仕組みはだんだん小さくなっており、新しい仕組みは確かに少しずつ大きくはなっているんですが、両方とも支配する状況にありません。両者が対立して相互に補完しながら秩序をつくっていくという関係にあります。最終的に定着というのは第3段階で図のようになると思います。この辺りは時間の関係で省かせていただきます。

その次ですけれども、今言った幾つかの観点・視点を使ってウズベキスタンの支援を考えてみると、プロセスの中で見るということに関していうと、基本的に幾つか失敗をしながら試行錯誤しつつ、変化や進化を促すものをつくるという観点でやりました。

それからフォーマルルールとインフォーマルルールの関係でいうと、内容として行政手続法なので、日本もそうですが、告知・聴聞と理由の提示というのは基本的な重要な概念であり仕組みです。これを入れようとしていました。しかし、そのまま入れるわけにはいかないので、形式においては古いものを使いました。日本も聴聞規定はありますが、実際の聴聞規則は執行命令の形で委任もなくつくっています。そういう仕組みを使ったわけです。

それから、病理のトライアングルを絶つためには、拒絶反応を緩和してミティゲーションをして悪循環を遮断しなきゃいけないので、カプセルとして古い形式を使って、新しいものを中に入れて埋め込むということをやりました。その中で経路依存性の問題が大きいので、古いものと新しいものを接合させて対立・補完する中で新しいものが古いものの中に浸透するという、こういうことを考えました。その点では法のpluralismと法の支配の両方を考えてやったということです。

実際は、そこに書きましたように、先ほどの政府の文章にもありましたが、行手法はつくれませんでした。一見すると失敗したということになります。そのため、迂回戦略ということで、まずはそこに書いている法律やコンメンタールをつくったり、それから許認可法がしばらく前にできましたので、行手法がつかれないなら許認可法か

らいくことにしました。日本でいうと行手法の第2章ですが、第2章からいくというのは中国のやり方でもありますし、多くの国が一般法をつくれないうきにとるやり方です。この中に告知・聴聞を入れようとしたましたが、理由の提示は入りませんでしたけれど、告知・聴聞は最終的には入りませんでした。現在、最終段階として解説書をつくっているところで、3月にはできると思います。

次に、政府文書にある教訓ということについて、私が考えたことを述べます。レシピエントは司法省でした。司法省の中のワーキンググループ、これは若い人たちが中心です。この人たちを密接な議論の繰り返しの中で育て上げました。彼らは、デュー・プロセスの概念も知りませんし、聴聞の持っている意味も知りませんし、何も知識のない人たちにこれらの考え方をに入れていくときに、中核部隊になったわけです。

改革派官僚と書いたんですが、カニャーゾフという人がいまして、彼は、JICA が2002年から始めた中央アジア研修の最初の受講生でして、彼が一番のキーパーソンになって、この間一緒にやってきました。名古屋大学とも一緒にやってきた人です。

ハメードフグループというのは、GIZ 等あるいは JICA と組んで改革のために活動している学者グループです。これらの人たちがどうなったかということなんですが、まず第一に、ハメードフグループは解体しました。理由は全国の法学部が解体されて大学から法学部が消えます。法科大学だけ残ります。そういう状況の中で多くの教員が民間の弁護士や会社の方に移ってしまいました。カニャーゾフは第一副大臣まで行ったんですが、今現在は、法科大の学長です。

それで、ウズベキスタンの場合を見てみると、まず最初、ソ連が解体したときに広い意味での法律家、法の学識者はどういう状況にあったかということです。当初ソ連時代はロシア人あるいはウクライナ人等、それからユダヤ系の法律家が中心でした。ウズベクの人もちろんいたんですが、極めて少数です。これが独立した途端にロシア人はロシアに帰りますし、ユダヤ人はイスラエル、アメリカ等に移住してしまいます。これで第一の解体が起こります。法律家がほとんどいなくなるわけじゃないんですが、極めて薄い層になります。

独立後、このウズベク人を初めとするイスラム系の人たち、タタールの人とかそういう人たちをソ連全土からウズベキスタンに呼び返します。ところが呼び返すとき、学者はほとんどいなくて、実務法曹と官僚が帰国します。旧研究者層は薄いままです。法曹・官僚は大学に轉身し、研究者になって空白を埋めます。若手もこれで新たに養成を始めますが、特徴的なのは彼らが研究者になるんですが、当時、外国との接触がほとんどなくて、大学の先生も若手も留学組というのはほとんどいませんでした。起こった現象はウズベク化とイスラムによる男性化でした。外国語はできません。外国

法の知識もほとんどありません。ソ連法の知識は旧世代にはあるけれども、新しい世代にはないという状況になります。これで独立後 20 年間が過ぎます。若干名古屋大学等が研究者養成の点では貢献はするんですが、多勢に無勢です。

第3段階で行ったことは、なんと法学部の解体です。統廃合が起こりまして、大学執行部だけではなくてほとんどの教員が大学を去ります。再度、そこに法曹と官僚と、それから留学組が転入するという状況が現在あります。これで法の学識者の形成を20 数年やったのですが、ほとんど振り出しに戻ったことになります。この意味は大きくて、猿の惑星の状況になりました。今までは、古い仕組みはよく知っていたんです。それから制度・概念・体系も全部残っています。それからその制度の背景にあるイデオロギーと書きましたが、良い悪いはありますけれども、思考方法とか、思想とか、こういうものが今までは全部残っていたんです。しかし、今、制度と概念と体系は残るんですが、イデオロギー、思考方法と、そもそもそれはどういう問題が背景にあってどう考えたからそういう制度ができたかということを考え知っている人たちが消滅しました。それは、例えば、機械は残った、その動かし方も知っている、しかしそもそもそれがどうやってつくられたかを知らない状況になるということです。これを猿の惑星というふうに言いました。

それと対照的な国として、グルジアとリトアニアの例をちょっとお話します。これは5月にグルジアにシンポジウムに呼ばれて行った際に、向こうの人たちに会って強く感じたことです。ソ連崩壊で起こったことはほとんど同じです。ウズベキスタンと同じことが起こるんですが、大きく違うのは、そういう法曹や実務家の人たち、官僚の人たちが、非常に勉強をした。日本でいうと福沢諭吉の状態ですね。オランダ語から英語に切りかえる、これを本当に層としてやっています。ドイツ語と英語が極めて流暢になっていまして、60代、50代もドイツ語で全部仕事ができるぐらいになっています。

これがどうしてできたかという、ヨーロッパの大学とEUの強力な支援が行われていまして、ここに発達最接近領域と書いていますが、これは、ゾーン・プロキシマル・ディベロップメントというんですが、ここでウズベキスタンは孤立してしまっただけでできることをやっていったのですが、EUやヨーロッパの大学が強力に支援して、孤立しないならその先まで突き抜けてできるようになりました。これで成功したのだと思います。

実は中国でも、やはり同じことを感じます。中国の場合は、文革が終わった後この40年間ぐらいで、行政法の世界でいうと相当層の厚い研究者の人たちや実務家が育っています。当初は民事訴訟法とか関係ないことをやっていた人が移って行政法が始

まるんですが、そういう層ができていて発展しています。しかし、話していると時々あれと思うことがよくあります。典型的には、検察官の一般監督と行政処罰法の話です。彼らはこれがどこから来てどうしてそういう大きな強力な仕組みが中国にあるかということが分からないまま、今やっています。はっきりいうとソビエト法なんです。これはソビエトの支援が60年代、中ソ対立の中でなくなって、その後文革によって以前にいた法の学識者層が消滅し、その後もう一回再建したために起こったことです。やはり中国でも同じように制度は残っていました。法律も残っていた、にもかかわらず人々は知らないということです。したがって、検察官の一般監督を、公益訴訟としてこれを位置づけようと思うのだけれども、こういう制度は世界にありませんよねという質問が来てびっくりさせられます。中国の行政訴訟法の特徴を比較法的に位置付けるとどこにありますかと聞かれたので、率直に行政処罰法手続と合体していて、それが現在でも3割以上の行政事件を占めていて、こういう仕組みは旧ソ連圏の仕組みで、現在、ヨーロッパ評議会、ヨーロッパ人権裁判所に加入した結果、こういうものがだんだん否定されつつあるという発言をした途端に、中国特有の社会主義に基づく仕組みは守らなければいけないという反応が返ってくるとか、このあたりはよく経験することです。

それからもう一つ、インドネシアに先日行きました。名古屋大学の新しい法センターをつくったんですが、その際もオランダ民法がいまだに使われていて、インドネシアの人たちはオランダ語を忘れてしまいインドネシア語でそれを読んでいるけれども、その概念の本来の意味が分からなくなっているという話を聞きました。したがって、世界にはこういうことはよくあることというふうに今は思います。

最後ですが、日本の国益のこと、それから法の支配の定着のこと、そして日本との連携を強化し、経済を含めて日本が—これは憲法前文ですが—国際社会における名誉ある地位が得られるようにするための支援であると言われていています。軍事大国ではなくあるいは経済大国だけでもなく、法の支配の定着を支援する、それが名誉ある地位を得るという意味合いかなと思って聞いていました。

名古屋大学としては、私たちは国家中枢人材と呼んでいますが、国の中核で働く法律家、広い意味での法の学識者をつくらうという取組を始めました。アジアサテライトキャンパスと言っています。20年ぐらいこの間人材を育てていまして、彼らが国に帰った後、相当の地位に今います。ベトナムでも司法第一副大臣は名古屋大学の卒業生ですし、今日支援対象国として出てきた8か国には、局長、部長レベルの人あるいは裁判官がたくさんいます。大学の中にも学長、学部長など大勢います。こういう人たちは、さらに、系統的にしっかり育てると、ドクターを取って更にプロモートす

ると思っております。理論的に言えば、法の支配の定着を保障する人材でしょうし、日本との連携の懸け橋になる人材だと思います。

ミャンマーなど、経済制裁の下で欧米への留学が絶たれていた状況の中でも、日本の大学はこの間ずっと支援してきました。そういう状況と関係なく日本が独立して人を育てた結果、今はお亡くなりになりましたが教育大臣とか多くの大臣、それから学長レベルにたくさんの日本留学組がいます。この人たちが現在の私たちの活動のパートナーになっています。

ウズベキスタンでは、私たちが10年以上つくった人脈は今、残念ですが、一旦ほぼ壊れていますが、もう一回これを再構築していこうと思います。それはプロセスで見るという考え方にも通じるのではないかと思います。したがって、そういう長い目で見た人材養成を考えると大学であって、時々政策あるいは政権の在り方に左右されない支援という意味では、一番の長所を持っているところではないかということをお話して終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○司会（渡部） 市橋様、どうもありがとうございました。

続きまして、日本貿易振興機構アジア経済研究所研究企画部研究企画課長の今泉慎也様より御報告をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○今泉 ただいま御紹介いただきましたアジア経済研究所の今泉です。

本日は、アジア経済研究所における研究の概要を御説明するとともに、最後にアジア法研究と法整備支援の関係について若干コメントさせていただきたいと思っております。

日本貿易振興機構アジア経済研究所について御存じでない方もいらっしゃるかと思いますので、若干概要を御説明したいと思います。1960年に特殊法人として創設されまして、1998年に当時の日本貿易振興会（ジェトロ）と統合し、99年に千葉県幕張に移転した後、2003年から独立行政法人となっております。経済産業省が所管しております。

私達もアジア経済研究所、略称アジ研と呼んでいまして、今朝から UNAFEI のアジ研の方もアジ研というふうに略されて非常に紛らわしいですね。私どもの方は勝手に UNAFEI の方を府中のアジ研と呼んでおまして、もし紛らわしければ私どもの方は幕張のアジ研と今度から呼んでいただきたいというふうに思っております。

ジェトロ自体は貿易投資促進の機関でございますけれども、その研究所である私達ちアジア経済研究所の方では、アジアのほか、中東、アフリカ、ラテンアメリカ、その他開発途上国地域の貿易の拡大、それから経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総

合的な調査研究を行うことを目的としております。

その研究内容ですけれども、大きく私たちの方では、地域研究と開発研究というふうに分けております。地域研究といいますのは、現地に軸足を置いた開発途上国の地域の動向と構造の分析と書いておりますが、私たちは現地主義と言っておまして、現地の言語を勉強して現地の社会を学ぶ、それから現地で生活し、そういう経験を踏まえて地域の研究者を育成しているところでございます。大体、政治学・経済学者が多いのですけれども、後で御紹介するように、数名の小さなチームでございますが、法律学のチームを組んでおります。

アジア全体では研究者が120名おまして、大体が担当地域を持っております。アジアを担当する者が6割、それから中東・アフリカ・ラテンアメリカを担当するのが2割ちょっと、あとは開発経済学の理論研究をする人で構成されておまして、外国人研究者も7人おります。

私どもの開発途上国の法制度に関する研究というのは、1965年頃に投資制度調査という形で始まりまして、その後、法と開発の議論を軸として、開発途上国地域の総合的な法制度の研究へと展開しております。現在は関係研究者として6名ほどおまして、中国、フィリピン、タイ、ミャンマー、インド、それから国際法全般のことを研究しております。

法整備支援の対象国と微妙にずれておまして、余り法整備支援の場で協力する機会が少ないのですが、そういう意味では、是非今後また関係を深めていきたいと思っております。またOB4人と書きましたけれども、私たちの途上国法研究を立ち上げた先人の多くの貢献がございまして、例えば国際投資法の桜井雅夫先生ですとか、開発国際法の安藤勝美先生、アジア法の安田信之先生、それから環境法では、数年前退職されました作本直行先生といった方々を輩出しております。

それから、ジェトロの方でも、貿易投資に関する情報提供、特に開発途上国・新興国の投資環境の一環として法制度についての情報収集とその提供も行っております。今回、法整備支援に関する基本方針の中で、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入ということも加えられましたとおり、ジェトロ全体としてもこの法整備支援に貢献できる場が広がるように思いますが、今日の私の報告では省略させていただきたいと思っております。

それでは、四つほど私たちが最近取り組んでおります研究領域というのを御紹介したいと思います。

一つ目は、アジアにおける司法化の問題でございまして、もともと私どもはアジア諸国の司法制度ですとか、90年代以降進みました司法改革の動きというのに非常に着

目してきたわけですが、むしろ最近では司法の影響を分析するようになっております。と申し上げますのは、民主化や経済発展を契機にしまして、法の支配を重視した制度改革が多くのアジア諸国で進展しております。その結果、司法の独立も強化されていますし、司法の権限もどんどん拡大しております。

例えば、大陸法型の憲法裁判所が多くのアジア諸国で採用されております。例としましては韓国、台湾、タイ、インドネシアを挙げておりますけれども、このほかにカンボジアですとかミャンマー、そうしたグループがあります。そのほか英米法系の国でも最高裁等の司法審査が大きな影響を与える国・地域が出ておまして、例えばフィリピン、香港、パキスタンの例が挙げられると思います。

こういう意味で、政治過程とか政策形成において司法が非常に大きな役割を果たしておまして、アメリカの政治学者を中心に、司法化という形で呼ばれている研究も出てきております。そのように司法の影響が拡大することに対し、政治の側からそれに対する反発が強まる事例も幾つか見られておまして、例えばフィリピン、スリランカにおきましては、最高裁長官に対する弾劾手続が成立し、長官が罷免されるといった事態が生じているわけがございます。こうしたものを私たちは政治学などの知見も借りながら分析していこうという試みをしております。

二つ目の分野としましては、障害と法の分野がございます。多くのアジア諸国は、今、障害者権利条約の成立に前向きに取り組み、その条約が成立した後は、国内の障害者立法の整備を進めているわけがございます。その中で開発途上地域の障害者法も重要な研究課題として浮上しております。特に開発問題の中で、近年の動向として障害と開発という問題が大きくクローズアップされておまして、途上国の開発を考える上でも法的な問題というものを加味していく必要がございます。

具体的な研究項目としましては、条約に定める非差別原則であるとか合理的配慮、法の下での平等などの内容と各国の障害者立法が合致するかどうか。その障害者の権利救済制度やその運用等がどうなるのかという問題について着目していきたいと考えております。

三つ目の分野としましては、人の移動の法制度の問題がございます。グローバリゼーションが続きますと、例えば東アジアだけを捉えましても人の移動の問題というのは非常に増えております。例えば、単純労働者の送り出し・受け入れ、それだけではなくて、高度技術者の人材獲得に向けて各国が政策を競っています。また人身取引や移民という観点から、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジアの各国の法制度を分析するような研究プロジェクトを実施しております。特に、ヒューマン・トラフィッキング、人身取引につきましては、安全保障・人権保障、それ

から世界的発展のためにその撲滅及び防止が求められており、そのために多角的なアプローチということで、法学者だけではなく、政治学・社会学の研究者がいる研究機関という特性を生かしまして、多角的な分析に取り組んでおります。

それからもう一つ、四つ目ですけれども、ビジネスと人権という比較的新しい分野でございますが、これについても研究を今進めているところでございます。日系企業もアジアへの展開が非常に進んでおり、その結果、先進国で投資しているときにはあまり意識されなかった問題が事業上のリスクとして浮上するものが出てきております。例えば日系企業自体は CSR を重視し、人権教育委員や環境規制に配慮していたとしても、その取引の相手先又は下請けの企業が人権侵害を行っていたことによって、実際に批判を受ける事態が数多く報告されるようになっております。

実は、この人権保障等に関係する法規は、現地において法規は存在するんですけれども、規定の基準自体が非常に緩かったり、執行性が弱かったりという問題がございます。そういう意味で現地の国内法を遵守しているだけでは、そうした人権的侵害の批判を受けるというリスクから逃げられないという問題が出てきているわけです。

特に、国際的に見ると、ビジネスと人権に関する国連指導原則（ラギー・フレームワーク）が 2011 年に国連人権理事会で採択したものでございますけれども、そういうものが制定されるようになっており、そうした実地指導原則を受ける形で、各国の国内法、それから企業自体の CSR 政策がどういうふうに整備されていくのか考えていく必要がありますし、それを日本政府としてもサポートしていく必要があるのではないかとといった視点でこれから研究を立ち上げていくということでございます。

この研究につきましては、本日出席しております山田美和法制度研究グループ長もコーディネーターをやっておりますので、質疑の時間でもう少し補足していただきたいというふうに思っております。

続きまして、あと 2 点ほど申し上げたいと思います。

一つは、法整備支援とアジア法研究との関係について申し上げたいと思います。冒頭に申し上げましたが、法整備支援というのは、今まで主として体制移行諸国を対象としてきた経緯があります。その意味で、最近は対象国は広がりつつありますけれども、対象とする国以外のアジアの法制度の動きについては、必ずしも十分にフォローされていないのではないかなという気がしております。このアジアの法制度を研究する上で法整備支援というのは非常に重要な推進力になってきたわけですけれども、それが他の地域については十分に発揮されていないのではないかとというのが私の第一印象でございます。

その一方で、アジアについて専門的知識を有する法学者や実務家が近年大きく増え

ております。ただ研究者などを見ますと、まだ北東アジア、中国、韓国、台湾について研究される方が非常に多くて、実は私も台湾を研究しているんですけども、東南アジア、南アジア、更に中東、アフリカになってしまうと日本の国内の研究者が少ししかないという状況になっております。

こうした研究者自体も、最近では総数自体が減っていると言われていた中で、こうしたアジアあるいはそれ以外の開発途上地域の法制度の研究者をどう増やしていくのか、研究をどう奨励していくのかというのが一つの課題ではないかというふうに考えております。

もう一つ、3点目ではございますが、日本の地域研究者というのが非常に層が厚いんです。法学も含めてまだまだアジアの専門家というのは数が限られているんですけども、アジアの政治でありますとか、アジアの社会学、社会についての専門家というのは歴史と伝統があります。そうした他分野の研究成果をこのアジア法研究あるいは法整備支援研究にどう取り込んでいくのかというのが今後の一つの課題であるというふうに考えておりますし、多様な地域研究者を擁する私どもアジア経済研究所としましても、そうした懸け橋として法整備支援とアジア法研究という両方の面で促進に協力していけるのではないかと考えてございます。

最後、ちょっと補足ではございますが、アジア法学会の活動についても若干御紹介させていただきたいと思っております。このアジア法学会につきましては、現在たまたまアジア経済研究所に事務局を置かせていただいておりますので、私自身が事務局長を務めておりますので、この場を借りて御紹介させていただきたいと思っております。

アジア法学会は、2003年に創設された学会でございますので、アジアの法制度に関心がある研究者、実務家で組織されております。昨年、2013年は10周年目を迎えてまして、イスラム法をテーマに国際シンポジウムを開催いたしました。2014年はモンゴル法を年間テーマにしまして、6月に名古屋経済大学を予定しておりますが、それから11月は西南大学で研究大会を開催する予定でおります。モンゴルは、法整備支援とは密接な関係を持つ国でございますので、もし御関心のある方につきましては、是非御参加いただければと考えております。

その他、アジア法学会では、学会誌としまして「アジア法研究」というのを毎年発行しており、またイスラム法については、10周年記念シンポの出版を予定しております。また、法律時報に毎年出ている学会回顧の特集がございますけれども、そのアジア法というものもほぼ毎年掲載させていただいておりますが、今までは主としてアジア法学会の会員で担当させていただいております。法学者の実務家の方々でもアジアに関心を深めている方が増えていると思っておりますので、是非そういう方にはアジア法

学会の方にも御参加していただきたいなと思っております。私の方からはこれで終了させていただきます。

○司会（渡部） 今泉様，どうもありがとうございました。

それでは，ただいまより，ここまでの主催者報告と活動報告に対する質疑応答を行いたいと思います。御質問のある方は挙手をしていただけますでしょうか。では，お願いいたします。

○鮎京 名古屋大学の鮎京でございます。主催者のお二人の先生方に対して少しだけお聞きしたいことがございます。それは何かといいますと，非常に大ざっぱな受け止め方で恐縮なんです，改訂された法制度整備支援に関する基本方針では，要するに国益概念が一層重視されているということと，投資環境整備型のそうした支援が必要だという，特に JICA の方のお話はそういう話だったというように受け止めました。

お聞きしたいことは，二つあります。一つは，過去の法整備支援連絡会において，法整備支援で何をやるのかという議論がございまして，そのときに竹下守夫先生が非常に明確に言われたのは，法整備支援というのは民主的法治国家というのをアジア諸国の中に打ち立てるんだと。さらに踏み込んで，ビジネス法関連については，これは必要であるが民間でやればいいんだというような趣旨のことを言われた覚えがあります。私はそのお答えにいたく感銘を深くしたんですが，ただ，現実の問題としては，今日お話しになったような投資環境整備型の法整備支援というのも，日本政府及び JICA としてやってきたことは間違いのないところでは。

そこで，一つの問題としてお答えいただきたいのは，要するにこれからはこういうことだという話ではなくて，この会議でも問われた先ほどのような法整備支援に関わる理念の歴史なり議論にある程度言及していただいて，したがって，こういうことだけれども，どうだろうかという説明がないと非常に分かりにくいということ。

それから二つ目には，投資環境整備型ということを出すとすれば，今日の会議でもそうでありませけれども，当然のことながら財務省さんであるとか経済産業省さんというのが前面に出てくるわけで，法整備支援連絡会というもののある意味では主催者というか組織形態も変えていくのかどうかという，私はすぐそういうことを考えたわけですが，そういう点についてもお話がないと，ちょっと話の設定としては非常に分かりにくかったものですから補足していただければというのが私の意見でございます。

○野口 国際協力部長の野口です。主催者報告に関して，鮎京先生の御質問にお答えしてみたいと思います。

今回の連絡会のテーマを考えるに当たり，今，鮎京先生が指摘されたようなことが

正に最も我々が悩んだところでございます。先生の御指摘は、改訂版をいきなり提示されてもいきさつも分からないということだったと思いますが、我々も、法制度整備支援に関する基本方針の改訂版についてどのようにこの会議で御説明すべきかと悩んだ挙げ句、これ自体は国の方針として既に決まったものなので、これをこの場で正面から議論するのではなく、まず御紹介させていただくと。その上で、この方向に沿った活動が今どのように行われ、あるいは行われていないのか、関係諸機関がこの流れをどのように見ているか等について議論してみようではないかということで、今回の協議会を設定させていただきました。

今、鮎京先生が言われたような御質問は、真に核心を突いた御質問でございますけれども、法務省の理解といたしましては、これまで法務省が JICA や他の関係機関と一緒に進めてきた法制度整備支援の理念又は運用そのものに何ら変更があったものではないということです。先ほど柴田の方から御説明いたしましたように、当初の三つの観点についてはそのまま維持されておりまして、それに加えて二つほどビジネス投資環境整備等の観点が加わってきたものです。確かに、例えば、内閣府や首相官邸等で開催される成長戦略関係等の会議に出席しますと、ともすれば投資環境整備の観点が強調されがちでありますけれども、法務省としては、先ほど冒頭でも御説明いたしましたような基本法整備や人材育成の重要性、またその前提となる上位の目標である法の支配、民主主義、基本的人権といったものを全く後退させるものではないと。こういうものは従来どおり強力に推し進めていくと同時に、新たに提示された観点についても追求していくべきという理解をしております。

この改訂版の改訂作業につきましては、一昨年秋から半年余りかけて関係官庁が意見提出をする中で、法務省としても相当中身にコミットをし、アイデアを出して、こういうふうにするべきだという主張を入れていただいた面もございます。

そこで、先ほど鮎京先生がおっしゃった民主化支援もしくは民主主義の貫徹といった観点につきましては、私個人の理解としては、この改訂版基本方針においてもまったくその重要性が従来に比べて下がっているものではないと思います。むしろ昨今の安保情勢等も踏まえまして、アジアの民主化、法の支配に貢献することが、同時に日本の国益にも資するのだということを改めて強くリマインドしていると捉えていいのではないかと思います。

したがって、支援国の利益対被支援国の利益ということではなくて、ウィン・ウィンの関係で、日本のこの分野に対する貢献が日本の国益にも資すると同時に、相手国もしくは ASEAN を含む地域の安定と安全保障、民主化に資するという関係を構築していくのがベストであり、そのような観点でこの改訂版基本方針が提示されたものと

私どもは理解しております。

○阿部 御承知のとおり、昨年6月の日本再興戦略あるいは骨太の方針でも、このような文脈で規定がされておりますし、それは以前から同じようなことが言われていますが、若干誤解されておりますのは、正にこの投資環境整備について、日本企業がやりやすい法律制度をつくってくれという話では全くないということでもあります。もちろん日本企業にとって、こういった法制度が各国に整備されるということはあるがたいことですが、それ以上に重要なのは、やはり投資先の政治的な安定、民主的な安定です。

例えばタイのように、どんなに投資環境が日本にやさしくても、政治自体が混乱しているようなところにはとても継続的な投資ができないし、他の地域でも同じです。これからベトナム、ミャンマーの話も出てくるかと思いますが、そういう意味では一番大事なことは、進出先の民主的な政治の安定でありまして、それに加えて、民商事法分野については日本の知見が生かせるようなことが貢献できればよいということですが、深く受け止められてしまいますとかえって混乱してしまうわけではありますが、我々としては当たり前に各国が政治的にも経済的にも安定して成長していく中でできることならば法制度等につきましても、これはEUあるいはアメリカとの競争になるのかなと思いますが、日本で優れているものがあればそれをもって協力していきたいということですが、

○松尾 今、鮎京先生と阿部先生のお話を伺っていて、私はどちらも大変納得いたしました。私もこの基本方針の改訂版を読んだときに、特に基本的考え方に③、④、⑤と新たに付け加えられたときには非常に違和感を覚えました。

それは二つの理由がございまして、一つは、もしこの基本方針を相手国の人が読んだらどう思うかという視点です。私たちも、どこでもいいんですが、関わりのある国の国民に置き換えてこれを読んでみたときに、おそらく違和感を覚えると思うんですね。つまり、国益を大切にするということは正に今おっしゃったようにとても大事なことで、鮎京先生も多分それは否定なさらないと思うんですが、それが基本方針に入っているということ自体が、つまり日本の開発戦略の話と法整備支援の対外的な協力量針の話が一緒くたになってしまっているの、非常に誤解を受けやすいものになっている。これは何とかした方がいいなというふうに私は思いました。

それからもう一つのレベルは、法整備支援を実際にやっておられる方の本音ベースでどうなんだと。本当に日本企業ということが直接、それが目標なんですかということ。むしろ相手国にとってベストな制度をつくり、民主的な安定、政治的な安定を達成するということがやっぱり大事でしょうというふうに、おそらく考えている

んじゃないかなと。企業の方もむしろそう考えているかもしれない。

これは先ほど柴田さんがおっしゃいましたけれども、近年、法整備支援でも非常に国益を前面に出した競争が激しくなっているということですので、今これを取り上げようということは非常にタイムリーな提言だというふうに私も賛成いたします。特にこれは重要ですので、午後もテーマとしてこれについてはしっかり取り上げて、いろんな方の意見を聞いてやりやすい、最も皆さんが協力しやすい形にしていくのがいいのではないかと。日本の会社戦略の話とか、対外的な協力、戦略の話は、しっかりけじめをつけて整理したらどうだろうかというふうに思います。

とりわけ、あまりに国益、国益と強調すると他の国の反応が非常に気になるところで、思ってもみないようなリアクションといたしますか、正に 1990 年代に法整備支援を始めた頃にドイツとアメリカが争ったような、東欧諸国やロシアで争ったような、非常にある意味不毛な論争、競争ということに後戻りしてしまうのではないかという懸念もありますので、是非ここは認識を新たにすべきタイミングではないかというふうに思いました。

○酒井 法務総合研究所長の酒井でございます。

鮎京先生の御指摘もよく分かりますが、私はそれほど今までの路線とすごく変わったという印象は全く受けておりません。例えば、投資環境といっても、最もベースになるのは、例えば民法の契約であり、あるいは法律上の紛争が起きれば最終的には司法で解決されるわけですので、例えばインドネシアにおいては、特許庁の方で、長年にわたり知的財産関係の審査業務等についての技術協力をしているわけですが、現在、法務省で考えているのは、それでは商標権の争いが起きて司法に持ち込まれたときに、どのように紛争を処理できるのかということで、現在、商業裁判所の裁判官に対する研修等についてもインドネシア政府と検討しているところであるなど、やはりベースは基本法です。商標法違反でも、最終的な制裁というのは刑事罰になるわけであって、そういう意味ではセーフティーネットとしての司法の重みというのは、軽くなるどころかますます重くなっていくものだと思いますし、法務省と JICA が行う法整備支援のベースはその基本法にあるということは、ほとんど揺るがないことだと思います。

それから民主主義等との関係についての話がありましたが、例えばミャンマーを例にとってみますと、ミャンマーは民政移管とは言いながら、まだまだ軍事政権が相当大きな既得権を持っております。その中で今、民主化を後戻りさせないために何が必要かといいますと、ミャンマーの経済発展を支援し、改革の果実を直接民衆が味わえるということが大切なわけであって、そのために地場産業がないミャンマーにとって

は、外国投資というのは極めて重要なファクターでございます。

ですから、投資環境整備というのは、ミャンマーの民主化、特に民衆主体の民主化を推し進めるために絶対に必要なことだと思います。だからこそ、我々はオーナーシップを重視しており、例えばこういった投資環境の整備についての話が出たとしても、相手国の人の考えを尊重するという基本的なやり方で行います。その一方で、我々としては、人材育成ということで裁判官の教育なども併せて行うということにしております。

また、松尾先生がおっしゃった相手国にとっての違和感については、確かにそのような気がしないこともありませんが、私は全くの杞憂だと思います。というのは、外国に行けば必ず、特に発展途上国は外国投資を求めているわけであって、その外国投資を求めるための環境整備というのは、正に彼らが望んでいることであり、我々日本の国益ということではなくて、例えば日本が知的財産に関する環境整備をすることによって、欧米諸国などの先進国が入りやすくなる。我々がやっていることは、日本だけが入りやすくなるような制度をつくるということではなくて、全ての国にとって投資がやりやすいような環境整備をしているわけであって、ASEAN 諸国等はそれを望んでいるものですから、決してこの基本方針を読んだとしても、これは何だというような印象を持たれることはないですし、私も外国に行ってこういう話をしますけれども、むしろそれは是非お願いしますというのが向こう側の反応だと思います。

○司会（渡部） 先ほどの鮎京先生の御質問につきまして、JICA からも御回答をお願ひできますでしょうか。

○富澤 私個人の意見も入っておりますけれども、鮎京先生の御質問に対して御回答させていただきます。

法整備支援の理念・概念というところは全く変わっておりませんで、やはりオーナーシップを重視して日本のやり方を押しつけるのではなくて、対話と共同作業を通じて一緒に寄り添って取り組んでいくというやり方は、基本法の整備でもそれ以外の取組でも行っております。

一方で、先ほど酒井所長もおっしゃったように、経済成長というところが途上国の一つの大きな課題でございます。そこに対しては、JICA は法整備支援以外の投資環境の整備にも取り組んでまいりました。今回の新たな取組・挑戦という中では、戦略的支援の実施とか成果の拡大とか、これまでの一つの小さい取組だけではなくて大きな取組をやっていくというところが一つのポイントでございますので、そういう形から御説明をさせていただいております。ウイン・ウインの関係というところも非常に重視をしているということでございます。

それから、組織、形態替えのお話がありましたけれども、今回、ビジネス環境整備の部分もあるということで、財務省様や経済産業省様の参加といった御指摘もいただいておりますけれども、こちらの方はテーマによって変わるということもございますので、共催者である法務総合研究所様とも話し合いながら、今後どうしていくかというのを決めていきたいと考えてございます。

○司会（渡部） 皆様ありがとうございました。

大変申し訳ないのですが、予定の時間を過ぎておりますので、一旦ここで質疑応答は終了させていただき、午後のパネルディスカッション等で更に議論を続けていただければと思います。

以上をもちまして、午前の部を終了いたします。

（休 憩）

○司会（渡部） それでは、午後の部を始めさせていただきます。

午後の部では、まず活動報告の続きといたしまして、特許庁、外務省、日本弁護士連合会、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、株式会社大和総研の五つの機関より御報告をいただきたいと思っております。

質疑応答につきましては、これらの機関の御報告が終わった後で、まとめて時間を設けたいと思っております。よろしく申し上げます。

○司会（渡部） 東京会場の方も準備はよろしいでしょうか。

○辻 大丈夫でございます。

○司会（渡部） それでは、特許庁総務部国際協力課課長補佐の杉山卓也様より御報告をいただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○杉山 この度はこのような報告の機会をいただきまして、ありがとうございます。特許庁総務部国際協力課を代表いたしまして、簡単ではございますが、「ビジネスインフラとしての知的財産権制度の整備支援」という標題で、当庁の知的財産制度の整備及びその運用を支援するための取組について御報告させていただきます。

昨今、中国やインド等の新興国を中心とした市場の拡大、グローバルな技術開発競争の激化に伴い、全世界的に知的財産をめぐる動きが活発化しているところですが、今回の連絡会のテーマでもある「新たな挑戦」の時期を正に迎えていると思っております。

このような中で、知的財産制度の整備支援の必要性も増しており、資料1ページ目に記載したように主に次のような二つの視点があると思っております。

まず一つは、知的財産制度を確立することは、貿易・投資環境の改善につながり、途上国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げるだけではなくて、

直接投資の拡大を促進するという観点からも、途上国の発展に寄与するということ。

もう一つは、途上国における知財制度の整備を促し、創造、保護、活用という、知的創造サイクルの確立に向けた取組を支援することは、途上国の経済の自律的な発展を促して、世界経済の持続的な発展に寄与するのではないかという点です。

次に、日本政府全体の取組の方向性として、関連部分を抜粋いたしました。まず昨年策定されました日本再興戦略におきましては、アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに、特許審査ハイウェイの対象国を拡大すること。特許審査ハイウェイは、例えば、一般的に日本人が特許出願する場合には日本で先に出願しますが、この日本で審査した結果を、第三国に出願する際に併せて提出することによって、早期に審査をしてもらえるような仕組みです。

また、知的財産政策に関する基本方針の中でも、アジアを初めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援して、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるようなスタンダードとなるように浸透を図っていくことが述べられております。

さらに、知的財産推進計画では、アジア新興国などの知財インフラ整備を進めるために、アジア新興国などに影響力を有する知財に関する国連の専門機関である WIPO と密に連携をしまして、日本政府から WIPO への ODA の拠出金である WIPO ジャパン・ファンドでの事業などを通じて、人材育成支援、専門家派遣、情報化支援などを一層積極的に推進するという方向性が述べられております。

次に、資料 2 ページ目の表では、アジア地域における知財に係る条約の加盟状況と、産業財産権、特許・実用新案・商標・意匠の各国国内の法整備の状況を表しております。各条約については注釈で簡単に説明を付しております。表を御覧いただくと、おおむね整っている様子がうかがえます。表の中央に「マドプロ」と記載がありますが、これは商標に関する国際登録、簡易な手続で商標を複数の国に登録できるシステムであり、こちらに関しては、まだインドネシア、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジアといった ASEAN の主要国が加盟していない状況です。この未加盟である ASEAN メンバーのマドプロへの加盟というのは、産業界から強い要望が上がっており、一方で ASEAN 自身も経済統合に向けて、マドプロへの加盟を 2015 年までに達成するという目標を掲げております。

次に、資料 3 ページ目の「アジア地域における知財制度・運用の主な課題と対応」という表は、産業界からのニーズなどを元に課題と対応を体系的に取りまとめたものです。まず、表中左の縦の軸ですが、出願から権利の取得、さらにその後の権利行使、横の軸が制度面と運用面という形で分けて記載しています。権利取得における制度面の

課題としては、各国の審査基準の調和とか、先ほど御紹介した条約への加盟、そして
手続の簡素化、権利範囲の拡充といったものがあります。権利取得の運用面の課題に
ついては、審査の迅速化や、その質の向上、さらにその手続の透明性、出願・権利情
報の公開という点があるかと思えます。権利行使についての制度面の課題としては、
取締規定の強化や保護範囲の拡充、そして運用面については模倣品の取締の強化、さ
らにその消費者への啓発といった点があります。

権利取得、権利行使に当たって、この制度面でどのように各国に働きかけていくか
というと、その一つのツールとしては EPA 交渉とか、二国間での交渉があります。
運用面については、人材育成とか、情報化支援といったスキームを使ってサポートし
ていきます。

さらに、権利取得に関する制度面と運用面については、審査の協力、そして、権利
行使に関しては、一般的には模倣品対策といった形で対応を整理しているところです。

資料4 ページ目は、「アジア各国との経済連携協定による主な成果」を取りまとめ
ており、主に次の四つがあります。

一つは、迅速な知的財産権の保護の確保ということで、表中に修正実体審査という
言葉がありますが、日本の審査結果を第三国で出願の際に提出することによって、こ
れをほぼ受け入れるような審査体制です。これはシンガポールとの間で合意しており、
インドネシアやタイにおいては、日本の審査結果を併せて提出することによって、早
期の審査が確保できます。これは ASEAN の国々で審査の遅延というのがユーザーか
らよく指摘されていることへの対応です。また、ある特定の条件を満たすものにつ
いては優先的に審査を行うというような制度の導入も図りました。

次に、手続の簡素化・透明性の向上について。これは公証義務の原則禁止、また、
特許制度は御存じのとおり技術の公開を前提に独占権を付与するものであり、そうい
った出願情報を 18 か月後にきちっと公開するような制度を導入するということを確認
しました。

三つ目に、知的財産権の保護水準の向上ということで、外国で、当然にその著名な
商標については、その審査段階できっちり排除するような制度や、部分意匠制度の導
入、さらに、意匠権効力範囲を類似まで拡大するといったことについて、ASEAN の
国々に導入を呼びかけてきました。

最後の四つ目は、エンフォースメントの強化で、刑事罰対象権利の拡大です。
TRIPS の保護対象である商標・著作権を知財全般まで広げる、同じように、税関の差
止め対象権利の拡大、さらに輸出品の税関の差止めの対象化といったことも EPA の
交渉の中で呼びかけてきました。

次に、資料5 ページ目で運用の支援における途上国の人材育成について、我が庁の取組の概要を紹介させていただきます。

人材育成のための財源としては、当庁自身が持っている予算に加えて、先ほど御紹介しました WIPO のジャパン・ファンドによる ODA、さらに JICA 様のスキームなどを活用して、アジア太平洋地域を中心とする途上国の政府及び民間の知財関係者に対して支援を展開しており、セミナー、ワークショップをテーマに応じて開催しております。さらには、研修生の受入れ、日本へ招へいしての研修を実施しており、これは、ただ単に研修を実施して終わりというわけではなく、その研修を経て国に戻っていった方々のネットワークを維持するために、現地でのフォローアップのセミナーなども行っております。

それに加えて専門家の派遣、さらには、その IT やインフラ、近代化の支援などを総合的に行っているところです。

2008 年度からアジア太平洋に限らず、アフリカ諸国に対しての支援を拡大していき、具体的には、このジャパン・ファンドというものを、アジア太平洋地域に限らず、アフリカ向けのファンドというのを設立したところです。

続きまして、資料6 ページの表は、途上国人材育成の歴史といいますか、経時的概観を簡単に示しております。

特許庁の人材育成は大きく三つの段階で進んできており、まず、1995 年に発効した、知財保護に関しまして WTO 加盟国が順守すべき最低限基準が記されている TRIPS 協定、これを土台として、制度支援を行うための取組として、1,000 人研修という取組を開始しました。2000 年1月に途上国に対する TRIPS 協定の履行義務が発生したことに伴い、途上国における法制度は最低限整備されたと考えられるのですが、今後も更なる法整備の拡充と、依然としてその虚弱な運用体制の強化に重点を置いて支援していくということが重要であったことから、引き続き取組を継続して、一方で後発途上国においては、TRIPS 協定の履行期限が一度 2013 年、さらに最近 2021 年へと延長されたことから判断できるように、法制度の執行体制や整備がまだ不十分ですので、引き続き支援が必要になっております。

そして、三つ目の段階としまして、ブラジルとかインドといった新興国が国際条約における国際機関としての役割を持つようになり、国際知財制度の一翼を担うようになりました。こういった国々に対しても、より高いレベルでの人材育成、能力開発支援というものを行っていく必要があると認識しています。

資料7 ページは参考までですが、当庁の途上国協力の実績に関し、先ほど御紹介したような招へい型の研修で、現在までに約 4,000 名近くの研修生を受け入れており、

専門家派遣にいたっては500名を超える専門家を送った実績があります。そして、資料中右側の表は、ASEANの主要国に対する情報化の協力の実績を表しており、表中の空欄の部分は、特にやってないというわけではなく、他のドナー等が既に支援している項目等もあるということを示しています。

最後になりますが、二国間協力の一つの例として、ミャンマーについて簡単に御紹介したいと思います。ミャンマーへの支援に関しましては、法務省様におかれましては、法整備支援を展開されているところです。当庁は御助言、御協力をいただきながら進めているところでございまして、この場を借りまして御礼申し上げます。

現在、ミャンマーでは、前半のスライドで御紹介した条約とか国内法の整備の状況については、ほぼ全く整備されていない状況であり、ミャンマー自身、その知財法の制定と知的財産庁の設立の検討を進めているところですが、そもそも知的財産というものに対する理解は高くなく、この法整備やその運用の確立という非常に大きな挑戦という状況です。

一方で、今後も引き続きビジネス展開先としてミャンマーへの関心がますます高まることが予想されますが、そのインフラとしての知的財産制度の整備は急務になってきており、特許庁では、これまでミャンマーからの調査団の受入れや、長期の研究生受入れを行い、セミナーの開催も含めて、ミャンマーとの対話を強化しながら、各種支援を展開しているところです。

加えて、昨年秋に、外部有識者の方々の協力も得まして、ミャンマー知的財産制度整備支援チームというものを立ち上げ、我が国、日本の知見やベストプラクティスをミャンマー側と共有しながら、ミャンマーの知財制度を早期に確立させるための方策を検討しているところです。

資料9ページの図に示したとおりですが、法案、業務フロー、知財戦略といった三つの観点でのワーキンググループを立ち上げて検討を進めており、特に法案及び戦略のワーキンググループには、法務総合研究所国際協力部にも加わっていただき、知見をお借りしているところです。

最後に、資料10ページ目のミャンマーにおける知財制度整備支援のプロセスの概要ですが、特許庁で立ち上げました支援チームは、JICA様との協力の下、現地ミャンマー版カウンターパートである現地プロジェクトチームと対話を重ねながら、アドバイスをするとともに、必要な支援の検討を引き続き進めているところです。

以上、簡単ではございますが、当庁の報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会（渡部） 杉山様、どうもありがとうございました。

続きまして、財務省関税局参事官室国際協力専門官の鈴木崇文様より御報告をいただきたいと思います。

鈴木様につきましては、東京会場からの御報告となります。それではどうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木 皆様こんにちは。財務省関税局で国際協力専門官をやっております鈴木崇文と申します。本日はこのような貴重な場に呼んでいただき、報告の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは時間も限られておりますので、早速説明に入らせていただきたいと思えます。本日は、関税技術協力についての取組と活動を中心に、ポイントを絞って説明させていただきます。

それでは、まず1枚目をめくっていただきまして、関税技術協力の実施形態というところを御覧いただけますでしょうか。先ほど、特許庁さんから御説明がございましたが、やはり制度とか技術協力のやり方とかというのは、かなり似通っているように感じたところですが、大きく分けて関税技術協力には三つほど形態がございます。一つ目は、特に東南アジアでは ASEAN を中心に、日本と相手国の間で二国間の技術協力を行っておりまして、受入研修、短期専門家派遣等を中心に実施しているというスキーム、二つ目は、WCO（世界税関機構）というベルギーに所在する税関の国際機関があるのですが、我が国より WCO へ任意拠出した関税協力基金を活用して技術協力を実施しているというものがございます。WCO の関税協力基金を活用する場合には、WCO の職員である国際的な知見のある専門家を活用して、また、同時に日本の専門家も派遣して、一緒に技術協力ができるというメリットがございます。グローバルなネットワークに基づいた知見、世界標準となる条約やガイドライン等の知識支援という部分に関しては、国際機関は強みを有しておりますので、そういうところを相互補完的に活用していくというメリットがございます。

さらに三つ目は、正に JICA さんのスキームの下で技術協力の支援を実施することがございまして、国単位で1年以上の期間にわたり長期専門家を派遣したり、また無償資金協力を活用して、ベトナムとかミャンマーに NACCS 型の通関システムの支援を実施してまいっております。無償資金を活用することで、ある程度の資金規模を確保した効果的な支援を中・長期的なスパンで実施できるというメリットがございます。

続きまして次のページでございまして、関税技術協力の予算規模でございまして、平成 25 年度で 5.5 億円という規模になっています。金額自体はそこまで大きくないかなという印象を持たれる方がいらっしゃるかもしれないですけども、相手国との

間で緊密な関係を構築した上で技術協力、知的支援を実施しているわけでありまして、また、こちらも知的支援を行うためには自分達はその何倍も勉強しておかないといけないわけで、逆に教えられるということもあって当方の人材育成にも資するということもございます。実はかなり大変な仕事ではあるんですけども、それだけ非常に実のある支援ということがお互いにできていることをちょっと強調させていただきたいかなと思っております。

実績ですけれども、平成 24 年度につきましては、受入れについては大体 5,000 人ほど、アジア中心ですが、アフリカや中南米についてもかなり力を入れてやっております。派遣につきましては、1,500 人程度これまでに実施してきておりまして、こちらでもアジアがほとんどですが、アフリカについても力を入れてやっているというところがございます。なかなかアフリカには支援が届かないということがあって、日本への期待というのは非常に大きいというようなこともございます。

先ほどちょっと触れさせていただきました世界税関機構について、簡単に御説明させていただきます。1952 年に設立されたもので、現在、世界全体で 179 か国・地域が加盟しております。この事務局長、トップは日本人の御厨邦雄氏という方が務めておられまして、財務省関税局にも御勤務の経験がございます。ヨーロッパの国際機関において日本人の方がトップに就くというのは、加盟国・地域の選挙で選ばれるものがございますから、なかなか難しいことではあるわけですが、もちろん本人の実績が一番重要な評価点になるわけですが、日本の関税技術協力が、いかにいろいろな地域で評価されてきたかというようなことも評価されていると考えてもよいものと個人的には考えております。

続きまして、WCO を通じた関税技術協力についてももう少し御説明させていただきます。一つ目としては、セミナーとかワークショップを開催するということがあるのですが、一つ強調しておきたいのが、現在タイのバンコクに、WCO が地域の事務所を置いておりまして、正にリージョナリゼーションということで、アフリカならアフリカ地域、南米ならアメリカ地域、日本が含まれているのはアジア地域等の各地域において、主要なドナーが各地域に根ざして地域の発展に特に貢献していくという、これが最も効率的な地域支援の進め方ではないかということがございます。非常にこのコーディネーションは、うまくいっているというところがございます。

また、人材育成として、日本で留学生を受け入れる、又は WCO で 1 年ほどインターンシップとして途上国から派遣するというようなものもございます。このような人材育成のスキームを日本の関税協力基金を活用して実施するというものでございます。ただ、そのような形で人材育成を実施するためには、特に実務的な知識を有しつつ、

アカデミックな部分も担っていただける専門家が必要となってまいりますので、日本は、今後そのような期待に一層応えていく必要があるかなと考えているところもございます。

続きまして、JICA プログラムですが、もちろん受入研修もありますけれども、JICA プログラムの中で一番大きなものとしては、1年以上にわたる長期の専門家を送れるということがございます。やはり現地で長く一緒にいて、実際にその現地の状況だとか、人的な研修を長く行いつつ協力を実施していくということは、非常に効果が高いというように考えています。

JICA の長期専門家の現状ですけれども、税関出身者ということでは、現在 10 か国 14 名派遣しているんですけれども、ASEAN についてはブルネイ及びシンガポール以外については全て派遣されており、もちろん要請があったから派遣しているわけですが、アフリカでは、ケニア、ブルキナファソに派遣し、地域を広くカバーするようにいたしております。このようにアフリカにおいても各地域で税関の出身者が長期にわたって継続的に支援を実施しているのは、日本くらいではないかと思いますが、アフリカなどは支援の手が届きにくいということがございますので、JICA さんのスキームというのは高く評価されているといえると思います。

続きまして、アジアにおける貿易円滑化ということで、皆様御承知のとおり、WTO で貿易円滑化協定が合意されました。同協定の発効後は、加盟国・地域は全て義務的に実施を進めていく必要がございます。今後更に支援の要請が高まってくる可能性は高いのかなと思っております。日本は、特にアジアに対し本分野において長い支援実績を有しております。発展の段階ごとに、STAGE 1, 2, 3 という形で、例えば、結構進んだマレーシアなどであれば、STAGE 3 ということで、AEO の導入やシングルウィンドウの支援を中心に進めてきております。タイなどの国に関しては、STAGE 2 ということでリスク管理等の分野の支援を行ってきております。STAGE 1 から 2 ということでは、カンボジア、ラオスなどで、基礎的な分野からしっかりと支援を始めていくということで、このように、それぞれ切れ目のない貿易制度、税関制度の発展が実現していくように取り組んでいくことにより、貿易全体が円滑になっていくという目標を達成していくことができるようになるわけでございます。この目標の達成のために、各国と連携しながら貿易円滑化分野における支援を実施しているところでございます。

続きまして、先ほど少し申し上げましたが、日本の通関システムである NACCS 型システムを、現在要請に従って海外展開しているということがございます。

まず最初に着手したのは、ベトナムでございますけれども、JICA 様と連携しなが

ら無償資金協力を活用して実施してきておりまして、2011年7月から開始し、月に1回、1回につき2週間にわたる現地への出張を実施し、相手国の担当者を含めたワーキンググループにおいて、分野ごとに毎月毎月いろいろな課題につき協議をしながら、システム構築のための円滑なアドバイスを実施し、システム構築の実現化を図ってきているところでございます。2014年の春から運用開始予定でございますけれども、本格的な運用の前に、総合運転試験を行っているところでございます。ベトナムは正に成功例といえるものでございまして、ミャンマーからも、是非支援を実施してほしいという要請がございまして、JICA様とともに、現在ミャンマーへほぼ毎月赴いて支援を進めてきているところでございます。システムや制度についての基盤となる研究を行っているというのが現状でございます。

関税技術協力の位置づけでございますけれども、当然、相手国にとってはメリットがあるわけですが、我々の考え方といたしましては、技術協力を実施したメリットとして、先ほども申し上げましたが、自分達自身が、自分達の制度、つまり日本の制度というものを見直していくきっかけになるということもございます。技術協力というのは一方通行なものではなく、自分達を守るための制度の改善、自分達の職員の育成にもなるというのが我々の考え方でございます。

最後になりますけれども、政府全体の施策の中で関税技術協力がどのように位置づけられているかということですが、12月の閣議決定の中でも「税関分野の技術支援等を通じた、途上国税関における貿易円滑化による日系企業支援」として、関税技術協力というのは、政府の中の非常に重要な一つの施策として位置づけられているという形になってございます。

簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。どうも、本日はありがとうございました。

○司会（渡部） 東京会場の鈴木様、どうもありがとうございました。

途中音声が乱れてしまいましたことにつき、お詫びを申し上げます。

続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会委員長・弁護士の矢吹公敏様より御報告をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○矢吹 ただいま御紹介いただきました日本弁護士連合会国際交流委員会委員長の矢吹です。よろしく願いします。

私もこの連絡会に最初から出ておりまして、18年間法整備支援に関わっていますので、先ほど鮎京先生のコメント、本当に最初はそのとおりだなと思いました。ただし、実は、御存じのように、他の省庁もたくさん法整備をしまして、私も法制度委員会の関係で、フィリピンの競争法の支援に今も参加していますけれども、そのよ

うに、実はここでは発表されない、日本の各省庁のプロジェクトが長い間あったということは明らかでありまして、それをこの連絡会で取り上げて、情報交換するというようになってきたのではないかというふうに思いました。

そういう意味では、法整備支援が多様化してきたということは喜ばしいことであります。もちろん、この基本方針の中で、我が国のとか日本企業のとか書いてあるところは、先ほど阿部様がおっしゃったように、特に我が国のと言わなくても十分に通じる場所があるわけですから、私としては、これはグローバルな投資の安定というふうに読めばよいのではないかというふうに思った次第です。

ただし、その多様化する日本の法整備支援が偏在化しないようにしていただきたいと思えます。特に資金がそういった分野に偏在化するとか、もともとあった基本法の分野にプロジェクトが下りてこないということにならないように、JICA におかれましても、是非御尽力いただきたいと思えますし、そうならないということを確認しています。

日弁連は、1995 年からこの法整備支援を — 私たちは国際司法支援活動と言っていますけれども — 行ってきましたが、昨年はここに書いてありますように、JICA の委託研修で、ベトナム、モンゴルを対象に行い、また海外ではラオス、カンボジアを中心に活動してきました。これはまた後で述べます。

日弁連の活動の今年の基本方針は、これは私の個人的な思い込みもあるんですが、やはり市民社会の形成というところに主軸を置きたいというのが 1 点です。それから 2 点目に、国際協力の強化、ネットワーク強化ということを図っていきたいと思えます。御存じのように、アジアでは市民社会というものがなかなか脆弱であります。西欧の市民革命のように歴史がなくて、そこに理論的な根拠とか、哲学、政治学、こういうものがなかなか発展しなかったというふうに思えます。また、植民地支配が長く続いて、その後も社会主義や王制といったものが引き継いだ結果、参政権を初めとする権利が人々に十分保障されてこなかったということもありますし、またそのために社会において、教育とか啓蒙活動が十分に行われず、通常市民社会が最初に構築される都市部での知識人、知識層、こういうところは今でも脆弱なのではないかと。したがって、地方ではその傾向は更に顕著なのであります。

また、NGO が市民社会の形成とともに評価されていくのは通常なんですが、この分野も政府の介入があり、また資金的にも海外からのドナーに頼る以外安定しないものですから、なかなか NGO が活発化しない。海外の NGO は盛んに活動していますが、ドメスティック NGO がなかなか安定化しないというところがあります。その結果、人々は、政府に迎合的になり、強力な批判勢力となり得てこなかったと、そうい

うふうに思います。

もちろん、今のタイのように、首相派、反首相派というように、分かれた市民が紛争を起こしているという場合がありますけれども、これが果たして有益な市民社会というふうに見てとれるとは思いません。

そこで、私たち日弁連は、この市民社会の形成に、全弁護士が、より参加をして関わらなければいけないというふうに思ってきました。弁護士は、非政府、非経済社会で仕事をしているわけなので、正にその市民社会と関係の深い分野で仕事をしています。また、政治犯、国内で刑事事件を典型として、人々の基本的人権とか、政府に対する批判的な人々の権利の擁護と、こういうものにも従事してきているわけですから、正に政府とか、経済社会に対する抑制的かつ監督的な機能を有する市民社会の守り手として役割を期待されているのではないかというふうに思います。

また、他方、司法の一翼を担っているという重要な立場にもありまして、公正で、透明性のある裁判の実現に奉仕する役割を期待されているわけです。その法曹三者の中で、やはり民間の立場で機能を有していることに意味があるというふうに思います。

また、弁護士は、法学教育を含めて高度な教育を受けた知識層でありますから、自らもそういった意識のある監督権限を行使できる市民社会のメンバーであり得るといふふうに期待されるところであります。

こうした弁護士の団体である弁護士会は、やはりそれなりの意味があつて、個々の弁護士が政府から迫害されるということもよくあります。こういったときに、弁護士会として守る主体として機能するということが期待されているわけです。

最後に、弁護士は、弁護士会だけでなく、様々な人権団体、NGO で働いています。そうした組織が、市民団体の中で中核を担っているということもあります。

こういうように、市民社会の形成強化に弁護士、弁護士会が重要な役割を東南アジアでも担っていると。そして、担わなければいけないということで、日弁連も、今年はこの市民社会を中心に活動してきました。

カンボジアでは、2003年から弁護士養成校を設立し、8年間活動しています。現在は自立をして、毎年50名から60名育成していますので、弁護士も780名ぐらいになっているということです。今年の活動としては、講義や弁護士ハンドブックの供与といったことを行いました。

それから、ラオスでありますけれども、ラオスはまだまだ弁護士の数も170、180名と脆弱でありまして、極端なアクセス障害にあります。そこで、日弁連は、2012年から、この「ラオスにおける市民の司法アクセスの諸問題」を取り上げて、国際会議を開催し、今年は法律相談の研修をし、相談会も開催すると。これはサービスなん

ですけれども、そういうことになっています。

こういったことで、ラオスがなかなか司法アクセスが難しい中で、どのようにこの問題を取り上げようかということラオスの弁護士会と協議しながら進めています。

顕著なのは、このプロジェクトは国際交流基金、東芝財団、そういった民間財団から資金を得ていることです。先ほどの、法整備支援の多様化という中には、やはりファンドの多様化ということを指向していかなければいけない。阿部様には、経団連のほうで多くの企業がこの財団を設立し、ポート財団、ソロス財団のような法整備支援に非常に協力的な財団を多くつくっていただきたいというふうに思っています。

最後に、来月アジアの司法アクセス会議をプノンペンで行います。アジアの司法アクセスに関する担当者、法律扶助の担当者、弁護士活動問題に携わっている弁護士、こういった方々を呼んで、プノンペンで来月開催します。これは第3回でありまして、13か国の方々が集まり、最後のオープンフォーラムでは140人ぐらいをお呼びすることになっています。国際人権高等弁務官事務所の代表者も来て、是非これがアジアの中で法律扶助を含めた司法アクセスの問題を改善する契機になればよいというふうに思っているところです。

以上ですけれども、最後に、これはこことは直接関係ないかもしれませんが、今、法曹有資格者の海外展開の問題を政府主導でかなり強力に推進しています。法務省の予算で、この4月を予定として、インドネシア、タイ、シンガポールに弁護士を派遣し、そこでの市場調査、リーガルサービス、こういうサービスの展開についての問題点の調査などを実施します。

また、日弁連のアジア担当嘱託を置いて、アジアに向けたリーガルサービスの問題についても考えていこうというふうに考えています。

法整備支援と、このアジアにおけるリーガルサービスのこの二つをうまく機能させて、今後、アジアを中心に法の支配が実現するように努力したいというふうに思っています。

以上、日弁連からの発表です。ありがとうございました。

○司会（渡部） 矢吹様、どうもありがとうございました。

続きまして、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社国際事業本部国際本部国際研究部主任研究員の亀山卓二様より御報告をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○亀山 皆様、こんにちは。三菱UFJリサーチ&コンサルティングの亀山と申します。よろしくお願いいたします。

まず最初に、本日は法整備支援の関係者の皆様が一堂に会するような、非常に貴重

な会議にお招きいただき、報告の機会を与えていただいたことを、主催者である法務省法務総合研究所様と国際協力機構様に感謝申し上げます。

私の今日のテーマは、「アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度調査」で、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュの3か国が対象になっております。この3か国についてマクロ的な状況とビジネス環境、ビジネスの課題をあぶり出して、それに対する改善案を出していくというのが調査の目的でございます。

本日は、非常に限られた時間ということもございまして、その中のエッセンスだけを御紹介させていただくということで御了承いただきたいと思っております。

なお、今朝新幹線の中で資料を見直しております、一部順番を変えた方がいいとか、追加で資料を入れた方がいいというのに気が付きまして、皆さんのお手元にあるものとちょっと違うものがモニターに出るかもしれませんが、モニターの方を見ていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

今日は、調査対象国のビジネス環境、調査の概要、調査対象国の優先的ビジネス課題と改善の方向性と、最後の結論という順序で話をします。

最初に、マクロ経済環境です。この3か国が選ばれている背景として、まず最近日系企業の注目が非常に増えてきていることが挙げられます。特に、チャイナ・プラスワンということで、最初にインドネシアやベトナム等の ASEAN の国に対する投資が非常に活発化しておりますが、その次に来る国として注目を浴びています。この3か国は、いずれも非常に低賃金、低所得国、一人当たり GDP が 1,000 ドルにも満たないような国でございまして、賃加工、輸出志向型の企業が最初に出てきているということであり、トレンドを見ましても、過去 10 年ぐらい大きな投資の伸びが見られます。毎年 JBIC が実施するアンケート調査で、中長期的に見た場合にどこが有望であるかというランキングを出しておりますが、こちらでも御覧いただけるとおり、ミャンマーについては最初 35 位だったのが 20 位、19 位、10 位と急速に上がってきています。ここには出ていませんが、2013 年は確か 8 位になっています。カンボジアは、2013 年は同じく 17 位。バングラデシュは、今ランキングが 20 位以下に落ちてしまいました。これは最近の政治的状況、特にゼネストなどが続発しております、政治的に安定度が低くなってきているということが影響しているものと思っております。

ちなみに、ドゥーイングビジネスという、世銀と IFC が一緒に調査を行い、世界 189 か国を対象に毎年発表しているビジネス環境のランキングがありますが、ごく最近、2014 年版が発表されまして、それによりますと、ミャンマーは 189 か国中 182 位、カンボジアは 137 位、バングラデシュは 130 位というような順位になっております。ただし、これは飽くまでも一定の基準に基づいて、定量的に分析しているものの、

投資家から見た魅力度というのとは必ずしも一致しておりません。インドネシアとかベトナムも非常に低い順位になっておりますが、実際の外国投資額は非常に大きいということもあります。

続きまして、今回の調査の概要でございますが、三菱 UFJ リサーチとコーエイ総研と森・濱田松本弁護士事務所の三者がジョイントベンチャーを組みまして、コンサルティングチームをつくりました。ステークホルダーとしましては、バングラデシュ、ミャンマー、カンボジアのそれぞれの政府機関と民間企業と、それと日系企業も重要なステークホルダーということで、今回の調査の対象とさせていただきました。それぞれの国の現地弁護士事務所からもいろいろなサポートを得ています。

調査の目的としましては、短期的なものの中長期的なものがございまして、短期的には、今あるビジネス活動の制約になっているもの、投資、貿易に関しての制約の課題をレビューしまして、それに関連した法制度、特に手続面などに関する改善点を提言することです。それと同時に、中長期的には、恐らく税関であるとか、税務署であるとか、投資の窓口であるとか、そういったところの組織的な強化や、人材育成といったようなキャパビルなどについても改善案を出して、将来の ODA 案件形成の検討に資するということ。それと、3番目は、本邦企業に対して、そういう情報をフィードバックして将来の海外進出への側面的な支援をするという三つの目的を持っております。

調査スケジュールとしましては、昨年8月から始まりまして、今年3月で終わると非常に短い期間であります。段階的には3段階に分かれており、最初は、いわゆる情報収集、市場ニーズ調査というもので、特に現地の制度、ビジネス関連法制度、それと民間セクターにとっての課題というものを、ロングリストとして、1か国大体30から40ぐらいの課題を整理します。次の段階で、それを課題ごとに分析して、そのインパクトの大きさとか緊急な改善の必要があるといった点から、法令の優先的な課題を選択して、各国10から15ぐらいのショートリストにまとめます。さらに、それぞれの課題に対しての問題分析とインパクト分析という形で、改善案を短期的なものの中長期的なものとして提言するという流れになっておりまして、最後にセミナーとして、現地でのセミナーと本邦でのセミナーを予定しております。短い期間での3か国の分析であり非常にチャレンジングな案件といえます。

次に、課題をどういう角度で分析するかについて、フローチャートで示してあります。課題の整理をするに当たっては、ビジネスサイクルに従って整理していますが、まず最初に投資の認可があって、認可する際には参入の障壁がございます。手続が透明であるとか、土地の登記、購入・賃貸などの問題とか、投資家サービスとか、法令

の周知というような問題もあります。次には、会社を設立するときの手續、国によっては会社の資本金によって公開義務がある、パブリックカンパニーにする必要があるとか、そういう義務を課しているところもございます。その次の段階としては、資金調達とか送金です。そこでは外資の借入規制でありますとか、送金規制があります。次は人の問題、労働、雇用の問題です。外国人のビザとか労働許可、現地人雇用義務、労働争議という問題です。物の方では、輸出入のライセンス、通関の手續、HS コードの分類というのもここに入ります。あとは関税の評価、保税制度といったようなものもあります。製造業の場合は、仕入れ、製造そのもの。商業税の VAT、インフラとユーティリティ。販売・物流、売上税・VAT、物流インフラ。法人税の支払いなどです。そこでは税制の透明性、自己申告税制、税務サービス、税務調査等に係る透明性の問題もが出てくると思います。

これは一般的なビジネスの流れであり、外資であろうが内資であろうが、この流れはそれほど大きく違うことはないと思います。

こういった視点で、それぞれの国を見ていきますと、余り細かい内容を今日は御説明できませんが、例えば、ミャンマーの場合、14 の課題をリストアップしています。特に投資の面では、トレーディングに対する参入の障壁の問題、これは外国の投資という意味ですが、建設業に対する投資の参入障壁、ミャンマーの投資委員会 MIC の投資許可基準そのものが非常に不透明であるというような問題です。

ちなみに、ミャンマーの場合は、御存じの方が多いたと思いますが、外国投資法に係る制度は、大きく分けて三つの分野から構成されておまして、1 番目が、国営企業法とか会社法の法律とか実務に基づくもの。2 番目が、外国投資法に属する投資優遇策が規定されているもの。3 番目が、SEZ に関するもので経済特区法に基づく投資優遇策という三つの大きなグループに分類されます。その意味で外国投資が、外国投資法だけではなく会社法でも規定されています。特にサービス、トレーディング、建設などの投資の場合は、会社法の枠組みで制限するというケースが多くて、二つの流れになっているわけです。

ちなみに、今ミャンマーの経済法に関しては、急速なピッチで色々な新しい制度を構築しているところでございまして、ドナーの支援を受けて、内国投資法と外国投資法を一致させるような動きがございます。

次に税制の問題があります。居住法人の税率、外国の企業の支店に関する税率と自国の企業の支店に対する税率が違うという問題と、自己申告制への移行に伴う様々な準備、必要な制度を整えること。また、商業税に関しては、付加価値税制への移行問題。現在、商業税については、400 項目以上でそれぞれ税率が違うという状況ですが、

それをできるだけ簡素化していくという方向にあります。

利益配当に関しては、事前の MIC の認可が必要で時間や手間がかかるという問題です。

貿易物流に関しては、ライセンス制度が非常に複雑で、昨年 150 項目程度のライセンスの必要のない品目の発表がありました。実際他の ASEAN の諸国に比べますと、ライセンスを必要としている品目が非常に多いので、ライセンス制度そのものの簡素化という方向が必要になってきます。輸入ライセンスの有効期間が 3 か月と非常に短いという問題もあります。

保税制度に関しては、今制度そのものが存在しない問題です。保税制度というのは、一応現在の関税法上認められておりますが、港の中だけのことで、港の外で保税工場、保税地区をつくって、そこまで保税輸送するという制度はまだ存在していません。ただし、この問題は日本政府が支援している税関の電子化システムの中で改善されると認識しております。

あとはビザの問題があります。ビザの取得に非常に時間が掛かったり、政府内の手続きの不統一があります。

建設に関しては、特定 JV、いわゆる大きなプロジェクトをコンソーシアムで、ジョイントベンチャーではなくて、共同企業体のような形で建設会社を実施する制度がないという問題です。

改善の方向性については、全体としては、特にミャンマーはトランジショナルな国であって、いろんな制度設計が進行中です。2015 年までに ASEAN 共同コミュニティー、AEC に加盟するために ASEAN とのハーモナイゼーションが大きな課題になっております。したがって、その流れに沿って、国際的な商慣習に従った形で制度を改善して、より外国投資を確保するという方向性になっていると思います。

次に、カンボジアにつきましては、ミャンマーと全然違いまして、JICA の支援もかなり長い歴史がありますし、いろんな法制度が整っており、特に投資法に関しましては、かなり自由度の高い制度が既にできております。ただし、問題は執行面です。非常に法のエンフォースメントが弱い国で、執行面をどのように改善していくかが課題です。とりわけカンボジアの今の立ち位置からしますと、人口もあまり大きくありませんし、ASEAN の中でのサプライチェーンや、グローバルバリューチェーンにいかに関与されていくか、その中で、いかに競争力を発揮していくかという問題が重要と考えています。そのためには、それぞれの企業の競争力、とりわけコスト競争力を上げていく必要があります。その意味で、物流、貿易面と、税制面での競争力というのを上げるような改善提案を出す予定です。

続きまして、バングラデシュに関しては、インドと同様に、法整備の歴史も古く、イギリスの影響を受けて法律そのものはかなり詳細に規定されております。外国投資に関しては、外国投資法が 1980 年に制定されていまして、その後、特に輸出型の企業を誘致するために、輸出加工区法、いわゆる EPZ 法というのが 1980 年にできました。その後、BOI という投資庁を設立し、さらに 2010 年に経済特区法を制定するなど法整備が進んでおります。その中間にプライベート EPZ 法というのが 1996 年にできていますが、外国投資といっても、窓口が分散しておりまして、経済特区に立地すれば経済特区庁が所管しますし、輸出加工区の場合は輸出加工区庁が、それ以外の場合は BOI が所管することになっています。投資のステップとして、三つの窓口があるということで、それぞれ制度が違っておりまして、外国投資家から見ると、同じ外国投資でも、どこに何があるかによって非常に違った待遇を受けるというようなことで、混乱が生じているということもあります。特に、外国投資に関しては、製造業よりもサービス産業の方がなかなか新規参入のライセンスが下りないという状況が昨今出ております。

土地の問題も土地の登記制度というのが非常に複雑で、中央で集中管理できておりませんので、地方の登記事務所でそれぞれ非常に時間が掛かり、複雑な権利関係をチェックするのが非常に難しいというような状況になっております。

また、会社設立に関しましては、先ほども少し触れましたが、資本金によって、4 億タカ以上であると、パブリックカンパニーにする必要があります。5 億タカ、1 タカ大体 1 円ぐらいですけれども、5 億タカ、5 億円ぐらいの企業であれば、基本的には上場する義務があります。これに関しては、実際はウエーバーという例外的な申請をすることで免れることができますが、非常に時間が掛かってしまいます。このように国際的な慣習からかなり逸脱した制度も存在しています。

加えて、VAT に関して言いますと、取引価格があって、事前に販売価格を登録する必要があり、実際に値引き販売をしても、事前に登録した価格に基づいて VAT が計算されるという理不尽な制度もあります。

外貨借入れに関しては、ワーキングキャピタルの外貨借入れが禁止されているとか、サービス・フィー、ロイヤリティについては、前年度の売上の 6% までしか認められないという、周辺国と比べましても、非常に厳しい制約が課されている面もあります。

さらに保税制度も同様でございまして、輸出加工区の場合、少なくとも 90% 以上を輸出しないと保税制度の適用を受けません。周辺国の場合は、80% とか 70% でも認めているのが実態でありますので、バングラデシュの場合はかなり厳しい適用にな

っています。

関税評価の問題は、実際に関税局が算定した市場価格に基づく必要があり、WTOで決まった実際の取引価格という国際標準の制度で算定されてない場合も多く見られます。

労働については、ミャンマーと同様に、外国人駐在員1名に対して非製造業はローカルスタッフ5名、製造業は20名の現地人雇用義務がございまして、サービス業や駐在員事務所の場合はこの規制を守ることは非常に難しいというような意見も出されております。

最後に、今後の支援の方向性ですが、3か国とも、法令を公布する以前の民間セクターとの対話やコンサルテーションが十分ではないことが共通の課題として挙げられます。また、新しい法令を実際に導入するとき、民間セクターへどのような影響があるかというところを事前にチェックし、そのインパクトを分析する措置が十分とられていない問題もあります。加えて法令の情報が一元化されて、英語で周知されるという体制が十分ではない問題。さらに、外国投資の窓口について、ワンストップサービス機能が非常に弱くて、投資家が一々関係省庁に説明に行かないといけないという問題。税務サービスの近代化、関税貿易、行政手続などの円滑化、インフラの整備のための法整備、PPP、特定ジョイントベンチャーなどの制度の構築が求められていると思います。

最後に、3か国全体を通して言えますが、非常に行政の裁量の余地が大きく、最終的にどういう形で認可されるかがあらかじめ読めないという予見可能性の問題があります。反面、ネゴシエーションによって有利な条件を個別に勝ち取るということは場合によっては可能なのですが、法的な面から見ますと、行政サイドの裁量の余地をいかに少なくして予見可能性を高めるかというのは大きな課題であると思います。

御清聴ありがとうございました。

○司会（渡部） 亀山様、どうもありがとうございました。

それでは、最後の活動報告になりますけれども、株式会社大和総研アジア事業開発本部長の杉下亮太様より御報告をいただきたいと思います。杉下様につきましては、東京会場からの御報告となります。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○杉下 大和総研の杉下と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

本日、私はミャンマーの証券取引所プロジェクトについて御紹介したいと思います。

ミャンマー証券取引所プロジェクトといいますのは、日本が主体となって、ミャンマーに証券取引所を設立しようというプロジェクトでございまして、実は長い歴史を持っております。現時点では証券取引所がないということなのですが、まず2ページ

目の地図を御覧ください。アジア各国の証券取引所の設立年を示したものですけれども、このようにアジア、周辺アジア諸国全て証券取引所があるというのが現状です。ここには載っておりませんが、スリランカにもバングラデシュにも、それこそモルジブにも、パプアニューギニアにも取引所があります。ところがミャンマーには証券取引所がありませんでした。

そこで、ミャンマー政府は 2015 年に証券取引所を設立したいという目標をかねて持っておりまして、その目標を達成すべく、私ども現在いろいろと活動を行っているということでございます。

3 ページ目にまいります。このミャンマー証券取引所プロジェクトの歴史について簡単に御説明したいと思います。

もともと 1993 年の話なのですが、弊社大和総研スタッフがミャンマーを訪問しましたところ、当時のミャンマー政府首脳陣がミャンマーには証券市場がない、証券取引所がないので、その証券市場整備に力を貸してほしい、このような依頼を受けて、私どもとミャンマーとの関わりが始まったという歴史がございます。そして、当時ミャンマーにはまだ証券取引法が存在しておりませんでしたので、95 年頃から証券取引法の草案作成を一部弊社も支援するというようなことを手がけたことがありました。ところが、その後、ミャンマーの証券取引センターという、私どもとミャンマー経済銀行がともに 50%ずつ出資する証券会社に当たる企業はつくったのですが、その直後、アジア通貨危機というのが起こりまして、ミャンマー側の証券取引所に対する取組が大幅に後退してしまいます。それ以降、なかなかこのプロジェクトが進まず、停滞が十何年かにわたって続いたというのが過去の歴史でございました。これが、一気にまた動き始めたのが、つい最近ですね。2010 年ぐらいから、証券取引所を 15 年につくりたいので、力を貸してほしいと、このような話が、また私どものところに入るようになりました。

そこで、まず、私ども証券取引所の運営をやっているわけではございませんので、当時の東京証券取引所さんに御相談をいたしましたところ、快諾をしてくださいますして、2012 年 5 月にミャンマーの中央銀行と、当時の東京証券取引所さん、現日本取引所グループさんと、それと私ども大和総研のこの三者で、証券取引所の設立支援の MOU を締結しております。

2012 年の 8 月には、ミャンマー中央銀行と財務省財務総合政策研究所が証券取引法の整備支援に関して別途 MOU を結んで、これによって証券市場の整備は、日本が大きく関与するという枠組みがここでできました。

そして、証券取引法は 90 年代後半に一旦草案が出来上がっていたのですが、何せ

十何年前のことでして、状況が非常に変わってしまったので、相当書き替えないといけない、手を加えないといけないというところもあったと思います。しかし、時間が限られているという非常に厳しい状況がありました。2015年には取引所オープンしたいという、ミャンマー政府の強い思いがあったからなのですが、そこで財務省財務総合政策研究所がワーキンググループを立ち上げてまして、ここの活躍によって、無事に昨年7月に証券取引法が成立しています。

そして、今後は、証券取引委員会（SEC）、証券行政を行う機関ですけれども、これが2014年に設立されるはずですが、それができてきますと、証券取引所会社も設立されていくはずですので、2015年10月頃を目途に証券取引所の開業にこぎつけたいと、このように考えております。

ここに写真がございますけれども、これは私ども大和総研が出資しているミャンマーの証券取引センターで、証券会社に当たる会社のビルの写真です。

さて、4ページ目にまいりまして、近年周辺諸国では証券取引所を新たに立ち上げたという例がございます。ラオス、カンボジアです。ラオスでは2010年に設立、2011年に取引開始。カンボジアでは2011年に設立、2012年に上場第1号で取引開始。こういうような流れになっております。

そして、ラオスとカンボジアに特徴的なのは、いずれも韓国の資本が入っているということですね。ラオス、カンボジアとも、政府機関が過半数の株式を持って、残りは韓国のKRX、韓国取引所が出資することで設立を支援した、こういう格好になっております。そして、ミャンマーも、ミャンマー政府に、恐らく過半数を出資してもらって、残りを出資する日本側は設立及び取引所運営の協力をすると、こういうことになると思います。

さて、証券取引所の設立に当たっては、一体何が必要かということなのですからけれども、私ども2011年頃は、随分と考えました。まず法的な枠組みというものが非常に重要でございます。それで、証券取引法をまずとにかく成立させてほしいということで、いろいろ御協力をお願いしたわけですが。幸いにも、昨年無事取引法が成立し、その次には証券行政を担うSECですね、証券取引委員会、ここができれば、ここから先はいろいろなことが進んでいくのではないかと思います。

例えば、この証券取引所をつくるに当たっては、証券取引所をつくっただけではもちろん動きません。コンテンツが必要です。コンテンツというのは上場企業ですし、そして、上場企業の株式を取引するのが投資家ということになります。上場企業を上場させ、さらに投資家を探してきて、この投資を活発化させる。これが証券会社の役割です。その証券会社もある程度の数が出ていないといけないということなのですが、

この証券会社のライセンスを発行するのは、SECの役割となります。こういうこともございまして、もう現在2014年に入っておりますが、あと1年10か月ぐらいの間に証券会社をつくり、取引所をつくりという準備をしていかないといけないということで、一日も早くSECをつくってほしいなというのが、私どもの現在の強い思いでございます。

次に、証券取引所プロジェクトで、具体的にどういう活動をやっているかということ簡単にお話しますと、まず、最初に私たちが手がけましたのは、取引所そのものの機能設計です。どのような取引所にするか、最初に考えましたのはITについてでした。これはITの開発・構築に長い時間を要するためです。また現在、日本でもアジア周辺諸国どこでもそうなのですが、上場株式というのは電子化されておりますので、ミャンマーでも上場株式は電子化すべきだと私たちは考えております。このような提案をまとめた提言書を、2012年にミャンマー政府に提出しました。

それから、資本市場啓蒙活動も重要です。これは証券取引所をこれからつくっていく上で、より多くの企業を上場させ、より多くの投資家を呼び込むためには、ミャンマーの皆さんに、証券取引所は何だということをよく理解してもらう必要があるということで、啓蒙活動を継続的に行っていくということでもあります。

現地の皆さんとお話していると、資本市場とはなんですか、あるいは資本市場がなぜ必要ですか、銀行があれば取引所は要らないのではないですか、このような質問をよく受けます。非常に基本的な内容が、意外に理解されてないことが分かったものですから、それを分かりやすく説明するためにDVDや漫画を作成して配布しました。

また、2012年の8月以降はセミナーを2、3か月に1回ぐらいミャンマー現地で開催しています。

6ページ以降は、写真で様子をお伝えしたいと思いますけれども、左側の写真が、この証券取引所プロジェクトが本格的にスタートした日です。2012年5月29日です。ミャンマー中央銀行と当時の東京証券取引所、それから弊社大和総研の三者による証券取引所設立支援に関するMOUの調印式ですね。その右側の写真ですけれども、これはミャンマー側の証券取引所プロジェクトに関わる政府高官ですね。財務大臣、それから当時の国家計画経済開発省副大臣、それから中央銀行総裁、この三方が東京証券取引所さんを訪ねられております。

7ページ目ですけれども、ITシステムですね。データセンターというものがありまして、これは実際証券取引所ができたときに、日々この取引が行われますので、そのデータを集中的に管理するサーバーとでもいけば分かりやすいかと思います。そのデータセンターを昨年7月に一部オープンさせまして、ヤンゴン市内の建物にそう

いう施設を置いています。それと同時に、IT システムで証券取引所ってこういうふう
に動くということがなかなかイメージをつかみにくいということで、デモルームを
つくりました。昨年10月からこのデモを開始しておりますけれども、これまでに
金融関係者、それから政府の関係の方、あと最近は経済学部の学生の皆さんなんかにも
御覧いただいています。

それから、先ほどちょっと御紹介しました提言書やDVDの表紙の写真です。先ほ
ど、漫画をつくったという話をしましたけど、こんな感じの漫画です。ミャンマー語
です。お恥ずかしいですけど、9ページの右下のこの絵ですが、ここに出ている絵で
すね。これ私です。

次にまいりまして、これがセミナーの風景です。2、3か月に1回ぐらいやってい
まして、プロ向けと一般向けのセミナーと分けてやっているわけですが、今後もこの
ようなセミナーというのは3か月に1回、少なくともそのぐらいの頻度で行うことによ
って、証券取引所とは何かということや、資本市場とは何かということ、ミャン
マーの皆さんに理解していただくというふうに考えております。

また、難しい問題の一つが、どういったスペックの証券取引所にすべきなのかとい
う点でした。証券取引所だけをつくれれば、それで何の問題もなくうまくいくのかどう
かということについて当初は随分と考えました。といいますのは、ミャンマーの決済
はほとんどが現金で行われています。また、銀行内の様子を見ると、お札をカウンタ
ー越しに大量に持ち込まれ、それを銀行員が機械に入れてお札の枚数を勘定する、こ
ういう光景が見られます。このようなビジネス慣習の国に、最新のIT技術を駆使し
た証券取引所をつくってうまく機能するのかどうか。結論は、最新の技術を導入しつ
つ、ミャンマーの現状に合わせた形の取引所とし、コストも考え併せて、最適な証券
取引所をつくるということで設計をいたしました。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

○司会（渡部） 東京会場の杉下様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまより活動報告に対する質疑応答を行いたいと思います。御質問
のある方は挙手をしていただけますでしょうか。では、お願いします。

○山田 アジア経済研究所の山田と申します。よろしく申し上げます。

矢吹先生に質問させていただきます。今日の話題はほとんどミャンマーという感じ
で、日本企業の期待を一身に背負っているミャンマーが何か気の毒になるぐらいのす
ごい勢いのプロジェクトですが、やはり健全な社会の形成ということで、市民社会の
形成というのが、今後のミャンマーの持続的な発展のために一番重要だと皆さん認識
しておられると思います。矢吹先生も御存じのとおり、土地の収用に関する問題とか、

労働関係等々、人々がやはり司法へのアクセスを求める現象がミャンマーの中でも起こっています。その点において、矢吹先生の御報告は、市民社会の形成支援ということで、非常に心強く伺ったのですけれども、ミャンマーへのこういった分野での支援の御予定とか、その他の会議などへのミャンマーの参加とか、そういったことはあるでしょうか。日弁連の今後ミャンマーに対する、市民社会の形成ということで御計画等ありましたら教えてください。

○矢吹 ありがとうございます。日弁連は、ミャンマーにつきましては、大分出遅れたというか、ビジネスが非常に先行していたがために、なかなか行きにくいという雰囲気がありまして、草の根的な支援をする環境ではないような気がして、ずっとそのままにしてあったんですが、昨年のアジア弁護士会会長、ヤンゴン弁護士会の方が来まして、その方たちにも声をかけて、今回司法アクセス会議にヤンゴン弁護士会から来られますが、それを契機に、ミャンマーの弁護士会、ミャンマーの司法アクセスの問題について認識を深めていこうというふうに思っています。

他方、国際的な組織であるインターナショナル・リーガルアシスタンス・コンソーシアムという組織が支援している会議が、ミャンマーに対する支援を始めようということで、日弁連にも声がかかっていますから、そういった国際団体の活動に参加する形で支援をしていこうと思っています。

また、他方、御存じのように民主解放する前は、反政府の弁護士会がタイの国境近くに集まって、日本の弁護士も協力したいしということもあって、どの団体をどう支援するかということについては、慎重にしていきたいと思っていますので、是非情報等も含めて、御協力いただければ大変ありがたいというふうに思っています。

○山田 関西学院大学で民法を担当しております山田です。今日は本当にいろいろと教えていただきまして、ありがとうございました。私は法科大学院におりますので、二つ発言させていただきたいと思います。

一つは、柴田さんの御報告の中で、人材が不足しているとお伺いしましたが、具体的にどういう人材が必要とされているのか、どのような仕事に就くことができるのかというのを、具体的に教えていただけると有り難いと思います。

もう一つは、今泉さんの御報告に関することなのですが、今のアジア法の研究が、層は厚いものの、法整備支援との関係で懸け橋とならないといけないということをお伺いしました。そこで今のアジア法の研究は、どこまで、どのように進んでいるのか、もし、余り進んでいない部分があるのであれば、どういう点で研究が必要とされているのかというようなことを教えていただけると有り難く思います。今アジアに法整備支援をしているということは、そこでの法は余り整備されていないとすると、その国

における今までの歴史とか、社会問題とか、それから慣習としてどのようなものがあるのかということの研究して、それを活かしていくということになるかと思います。例えば、私は民法をやっておりますので、ローマ法につながる欧州法を模範とした日本もそうですけれども、これをアジアに移植するという過程の中で、アジアの良さをどういうふうにまず考えるのかということが今後問題になるかと思います。EUで契約法が統一されるように、アジアも今後どういうふうな形で統一していくのかということも問題になるかと思いますが、その中で、アジアの良さというものを、どのように考えていったらいいのか、その点に関する研究の状況も教えていただけると幸いです。

○野口 人材不足については、冒頭の酒井所長からの挨拶の中でもありましたが、様々な面で人材が不足しております。数もそうですし、カバーする分野についても、例えば法務総合研究所の国際協力部は、基本的には検察官出身者が多数を占めている中で、民商事法、特にかなり特別法に近いようなビジネスロー系のものがどれだけ扱えるのかといったような、私どもの組織に直結する卑近な問題もありますし、オールジャパンで取り組んでいくときに、若い人の育成も含めてどのように対応していけばよいかという問題もあります。先ほどの議論や御報告の中にもありましたが、人材のリソースもしくはその活躍の場についても、ドメスティックなものだけでいいのかどうか。もっと国際機関も含め、外にも拠点を広げつつ、リージョナルな取組に関与していくようなアプローチが必要なのではないのかといった問題があります。また、弁護士会の方で取り組んでおられる活動における官民連携の問題などもあり、なかなか即答はできませんが、基本的には、役所の側において外部の人を採用するという話になりますと、予算要求の問題などから、時間が掛かってしまう面があります。また弁護士など外部の専門家の方としても、タイミングの問題があります。昔から議論している問題ですが、どのような人材が求められるかと申しますと、まずやはり専門性がはっきりしていること。それから、やはりどうしても英語でのコミュニケーションが多くなるので、学生さんには若いうちからインターンシップなどを経験していただいて、英語で専門的な議論ができるような素地を早くから身に付けていただければ、実務経験を数年経た段階で、即戦力となって活躍いただけるのではないかと考えております。

○今泉 御質問ありがとうございます。やはり日本のアジア法研究者というのは、北東アジア、特に中国が多いと思います。法律時報のアジア学会会報を見ていくと、中国の文献もあり、今すごく増えています。

一つには、中国法の研究は、日本に非常に伝統のある分野でありますし、もう一つの理由は、実は僕は留学生ではないかなと思っています。やはり日本の大学には、中

国、韓国、台湾とたくさんの留学生が来ています。実は、それ以外の地域からの留学生、日本に法律の勉強をしに来る人って非常に少ないと思います。私は東南アジア担当なんですが、東南アジアの人にとって、日本語を勉強して、さらにその後法律を勉強するというのは、二つの言語で勉強するようなものです。ですから、なかなか黙って来てくれないわけです。その点、法整備支援がすごく偉いと思うのは、大学、特に名古屋大学なんですね。一生懸命、その漢字文化圏ではない地域からたくさん留学生を連れてきてくれて、日本法を勉強していただいたり。そういう方々が、また将来日本法の研究もして下さいますし、そうした方たちとの交流を使って、今度日本人の大学の研究者がどんどん研究を広げていっていただけるのではないかなというふうに感じております。

それから、アジアの文化と慣習の法については、実は、法整備支援にとっても問題があるんですけども、現時点では実体はたくさんあるわけですし、それを実際に、その現地の社会の中で、うまく動かしていくことは非常に難しいというのは皆さん実感されているところだと思います。ですから、むしろ、実際に現地へ行って、そのアジアの社会とか、歴史とか、政治とかの方により関心を持っていただき、そうした知識をどうこの法整備支援の場に持ってくるのかというのが今後の課題かなというふうに思っております。

○司会（渡部） 他に質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。では、お願いします。

○白出 元 JICA 長期派遣専門家、中国に赴任していた白出博之です。

まず、成果という部分について御報告をさせていただきます。2010年7月から昨年10月末まで行われていた国別研修「中国民事訴訟法及び民事関連法」が終了いたしました。昨年の法整備支援連絡会でも報告させていただいたように、5年間がかりで協力した民事訴訟法が2012年8月に成立し、それに引き続いて昨年10月25日、プロジェクト終了1週間前に消費者権益保護法の改正が成立しました。これまでこの国別研修では、民事訴訟法、消費者権益保護法に加えて相続法、知財分野では著作権法などの改正準備作業について、日本の知見を提供しております。

また、2012年から行われている国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」につきましても、本日午前中に御報告された市橋先生や、本多先生、村上先生などの御協力によって、この年末12月31日に行政訴訟法改正第一次草案ができ、現在パブリックコメントに付されているところです。

そのポイントですが、まず当事者の訴訟上の権利を保障すること。要するに、行政訴訟を起こしても法院がなかなか受け付けてくれないし、うやむやになってしまう、

そういった問題についてのケア。また行政処分根拠になっている規範性文書についての違法性、適法性の審査をすること。さらに、管轄制度や証拠制度の改善、真のステークホルダーを訴訟の場に引きずり出すという訴訟参加人制度。さらに、民事紛争と行政紛争が交錯する事件、これは非常に中国では多いということですが、これらについてのケア。判決形式の改善、さらには日本にはない行政事件に関する簡易手続の採用。さらには、人民検察院の行政訴訟に対する監督を強化すること。これは先ほど市橋先生から御指摘のあったソ連法以来の流れをくむものですが、それが強化されています。また、せっかく行政訴訟の判決が出されても行政機関がそれに従わない場合にどう執行するかという問題への対応も重要な部分であり、今までの支援成果が草案の中に結実しております。

また、行政関連法関係では、2013年4月と11月に環境保護法関連での本法研修を行っています。皆さんよく御存じのとおり、中国ではPM 2.5が大変な状況になっており、日本にも悪い影響を及ぼすと報じられていますが、今までの協力の成果が同法改正草案の形になっており、これまで3回の審議を経ておりますが、先日、中国関係者から聞いた話では、今年6月までには環境保護法改正が通るのではないかという段階です。

今日のお話の中にあつた投資・ビジネス環境との関係という部分、別の視点からすれば、国民、納税者への説明という観点からもう一つコメントさせていただきたいと思えます。

先ほど御報告した消費者権益保護法改正には、これまで知見を提供していた日本の消費者団体訴訟制度などについて、中国でも非常に良く研究されており、改正法で消費者公益訴訟が入りました。それだけではなく、日本がかなり追い抜かれたといえる制度も今回採用されており、例えば、懲罰的賠償が3倍賠償になり、あるいは事業者の違法収益を行政機関が制裁金、課徴金その他により違法収益の10倍まで吐き出させる。いわゆる3倍返しや、10倍返しという規定が入りました。さらに中国ではインターネット取引が非常に発達しており、そのトラブルについてインターネットサービスプロバイダー自体も連帯責任を負うという、日本にない規定も入りました。これらを踏まえて、昨年10月26日にJICAセミナーという形で、北京において消費者権益保護法改正のポイントについて、日本企業や日本の法律関係者向けのセミナーが実施されました。そのタイトルを「改正のポイントー倍返しリスクなど、中国の衝撃を双贏に転じるために」として（副題の「双贏」はウィンウィンの中国語）、この新しい法律について日本企業の立場でどう対処するのかについても言及しました。

改正法を中心とされた消費者の権利強化、これは日本のためになるのかという問題

につき、確かに表面的には日本企業には負担かもしれませんが、実はこれは非常に大事だという指摘です。改正法が懲罰的賠償等を重くするというのは、中国でたくさん存在する詐欺行為、虚偽広告、悪徳業者等の違法行為を駆逐するためですが、改正作業に日本の知見を提供したことは、正に中国のマーケット、これが世界のマーケットとして健全化するという意味で非常に重要な法規制であること。そして、これは私たち日本からすれば、商品の高品質化、サービスやおもてなし、コンプライアンスという面は、健全化された市場でこそ、私たちの持ち味が発揮できるので、同法改正への協力もそういった中での大事な環境基盤の整備だというメッセージを込めたセミナーといたしました。

最後に、実は1年前から今日の法整備支援連絡会に来ることを前提に、帰任後ここで皆さまに御挨拶をしてやっとな私の専門家の仕事が終わるというつもりでございました。改めて全てのタスクフォースの皆さま、JICA はもちろん、在中国の大使館関係者、またメーリングリスト等でずっと支えていただいた日弁連国際交流委員会の先生方、国内支援委員会やアドバイザーグループの先生方、そしてまたこれが一番大事なのですが、川西教官、三浦教官始め ICD の教官、専門官の皆さま、国際民商事法センターの皆さま、本当にありがとうございました。法整備支援関連で中国から来る人たちは、本当にエリートである一握りの方々が研修員として参加され、法律的知識もきちんと持ち帰り、かつそれはそれぞれの具体的改正条文に反映されています。が、同時に大事なものは、人づくりだという面で、日本ファン作りを目指し、帰国までに日本ファンになってもらうことと考えておりました。そういう面においても周到な準備ときめ細かい運営・実践を、ICD と国際民商事法センターの皆さまで、ときには休日返上で御対応御協力いただいたことについて心から感謝申し上げ、私のコメントとさせていただきます。ありがとうございました。

○司会（渡部） ありがとうございました。

そろそろ予定の時間となりましたので、質疑応答を終了させていただきます。

以上をもちまして活動報告の部を終了いたします。活動報告をいただきました皆様、どうもありがとうございました。

（休 憩）

4 パネルディスカッション

○司会（渡部） それでは、ただいまからパネルディスカッションの部に入りたいと思います。

初めに私の方から、本日パネリストとして御参加くださいました方々を御紹介させ

ていただきます。

JICA 国際協力専門員の佐藤直史様です。

外務省アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課地域調整官の黒木大輔様です。

慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘様です。

TMI 総合法律事務所パートナー弁護士の行方國雄様です。

一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長の阿部泰久様です。

パネルディスカッションの進行につきましては、国際協力部部長の野口元郎が行います。

それでは、野口部長、よろしくお願いいたします。

○野口 それでは、パネルディスカッションを始めさせていただきたいと思います。

時間の目安として、パネル側からの発言が1時間前後、それから残り40分ぐらいを質疑応答に充てるという計画になっておりますけれども、これは目安にすぎませんので、会場からの御発言が多ければ、そちらの時間を長くとりたいと思います。

まず初めに、冒頭に御紹介のありました各パネリストから、各自5分ずつぐらい、冒頭発言という形で、本日のこれまでの報告を踏まえて会場に対してコメントもしくは問題提起をいただきまして、そこから議論を始めたいというふうに考えております。

それでは、座席の順番で、佐藤さんからお願いします。

○佐藤 いつもお世話になっております。JICA シニアアドバイザーとして法整備支援を担当しております弁護士の佐藤直史です。

まず、今日の午前中に鮎京先生から御指摘いただいた点について、少し私も思うところがありまして、発言をさせていただきます。

問題なのは、こちらの基本方針でいうところの「法制度整備支援」という言葉の定義だと思っております。実はこれは、これまでの法整備支援連絡会等で扱ってきた「法整備支援」よりも広い概念なのではないか。すなわち、例えば、二国間投資協定、経済連携協定あるいは共同イニシアティブといった政策的な枠組みで語られるような内容も、こちらの基本方針に入っているのではないか。私はそのような解釈をしております。すなわち、JICA がこれまで法務省さんを始めとする各省庁や日弁連、学識経験者の方々の協力を得ながら行ってきました「法整備支援」は、こちらの基本方針の一部でしかなく、基本方針の全てではない。言い換えますと、JICA の枠組み単独でこの方針の全てを実現するわけではない。他の枠組みとの相互補完関係の下で、JICA の「法整備支援」の在り方、方針、そういったものを考えていくことも可能であろうと認識をしております。この点は、是非引き続き先生方と議論をしたいと思っております。もちろん、それは基本方針の枠内でということになりますけれども、た

だ、現場からの意見をこの基本方針に反映していくことも我々のミッションではないか、そのような積極的な役割も考えられるのではないかと考えております。

少しだけ余談をいたしますと、基本方針は「法制度整備支援」という言葉を使っております。こちらの連絡会や JICA の支援では「法整備支援」という言葉を使っております。これは実は、「法」という言葉には、システムだけではなく、運用の担い手の育成や利用者のエンパワーメントなどが含まれ、こうした部分を含めた「キャパシティ」の向上支援としての「法整備支援」を我々は実施してきたと認識をしております。この点は、市橋先生が「法」の学識者というとき、あるいは矢吹先生が「法の支配」の担い手としての弁護士の育成というものを強調されるときも、同じ文脈なのではないかと考えております。また、この点は、法務省国際協力部の山下前部長も非常に強調されていた点でございます。

私たちはこの基本方針における「法制度整備支援」の中の「法整備支援」を考えていってもいいのではないかと。今の部分は、私の個人的な見解でもございますが、ただ、JICA としましても、あるいはこの連絡会におきましても、「法整備支援」という言葉を使っているという点については、この場で再度確認をさせていただきたいと思っております。

さて、本連絡会のテーマでございます「新しい挑戦」につきまして、2点ほど議論のために提起させていただきたいと考えております。

第1点目は、法整備支援の成果の最大化と定着の道筋について、でございます。

午前中に当機構の富澤から説明させていただきましたとおり、これからの法整備支援に当たりましては、関連する事業の相互の関連性を重視し、プロジェクトごとの成果を越えて、全体として大きな成果を出していくということが、重要な視点になってくると思っております。この点、本日の連絡会におきましては、様々な省庁、学術・研究機関、民間の方々あるいは日弁連から様々な報告がなされましたけれども、それぞれの機関が行っている事業をうまく連携させ、その相乗効果を図っていくこと、これが今後の法整備支援の「新しい挑戦」として重要なテーマになろうかと考えております。

また、この点は、支援の出口戦略とも関係するところでございまして、JICA の支援と申しますのはいつか必ず終わりが来るものでございますけれども、法整備支援に関しましては、「JICA の支援事業」の終わりが基本方針でいうところの「法制度整備支援」の終わりではない、と考えております。基本方針の重点8か国の中にも、JICA の技術協力がもうそろそろ終焉しようとしている国、技術協力から卒業しようとしている国が含まれておりますし、また今回の報告にございました特許庁さんある

いは関税局さんなどが協力を行っていらっしゃる国の中には、JICA の技術協力からは既に卒業している国も含まれております。こうした JICA 技術協力支援が実施しにくい国、あるいはこれ以上の拡大は難しい国、そういった国において、これまでの法整備支援の成果を考えたとき、又は今後の日本との関係を考えたとき、法律及び司法分野への協力関係は継続していかなければいけない国もあります。その視点が基本方針でも示されていると認識しておりますが、こうした国々との協力関係の継続のためには、JICA の支援の終了後における各省庁、学術・研究機関、民間の方々あるいは日弁連、そうした他のアクターの活動とうまく連携することが必要です。JICA の支援の終わりが二国間の関係の終わりではないようにしていく、成果の定着を更に図っていく、我が国との関係をより深く考えていく、そういった観点からは、他のアクターの方々とどのように連携していくか、これは JICA の支援の実施「中」も支援の終了「後」においても、重要なテーマになってこようかと存じております。今後、JICA の現在の法整備支援の対象国の中からも、技術協力の卒業国が増えてくると思われますところ、「新たな挑戦」としてこの部分、すなわち効果的な連携という点は、是非皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

第2点目は、これは視点の問題でございますが、「送り手側」の視点のみならず「受け手側」の視点というものも強調していかなければならないという点でございます。

これまで JICA の法整備支援のパートナーは、例えば司法省であったり、相手国の裁判所であったり、そういった機関がございましたけれども、実はそうしたルールをつくる側及びルールを運用していく側だけが、相手国の「法整備」の担い手ではない。成果がその国に根付いていくためには、法律や制度を使っていく、利用していくユーザー側の視点というものが極めて重要でございます。法律あるいは制度について、ユーザー側が、自分たちの法律、自分たちがつくった法律、自分たちが利用する制度、自分たちが改善を考えていかなければならない制度、といったように「当事者意識」を持つこと、それが非常に重要になってまいります。これまでは、私たちのパートナーが司法省や裁判所あるいは検察省といった機関でございましたので、つつい「送り手側」の視点に立つことが多かったと思いますが、これからは更に「受け手側」の視点というものを考えていかなければいけないのではないかと。その意味では、日弁連の矢吹さんから指摘のありました、「受け手側」と政府のインターフェースとなり得る弁護士役割を強化する取組といったものも重要になってまいるかと思っております。

時間が来ておりますが、最後に、昨年 11 月に世界銀行がワシントンで開催しま

した法整備支援に関する国際会議に参加してまいりましたので、簡単に報告いたします。その会議で、議論されていたことは、我々がずっとこの10年間行ってきたこと、例えば、Implementationが重要であり、Implementation Oriented Strategyを基本としなければいけないといったことを、今更のように議論をしていました。本日の冒頭の酒井所長の挨拶や、あるいは他の方々の報告にもございましたけれども、日本はそうした執行の面まで含めて考えてきました。それを実は国際会議では今更のように「実はそこが大事だよ」といった話がなされております。

私たちとしましては、現在行っております法整備支援に誇りを持ちつつ、また諸先輩の方々が行ってこられた活動に深い敬意を払いつつ、今後とも改善を図っていききたいと、そのように考えている次第でございます。以上です。

○野口 ありがとうございます。

それでは、黒木さん、お願いします。

○黒木 黒木と申します。

本日は、初めてこの法整備支援連絡会にお呼びいただき、先生方の御意見を拝聴し、勉強させていただいているところです。法律家、専門家の方々が多数いらっしゃる中で若干場違いかと思いますが、外務省に入って30年、もっぱら長い時間をカンボジアとともに過ごしている者として思うことを申し上げられればと存じます。

カンボジアへの法整備支援で民法そして民訴法がつくられて、それを軸に人材育成が行われているわけですが、これはカンボジア政府から日本政府への要請があったことに始まったものです。この所産をもって、法制度整備支援の大きな本旨で日本が重視する良き統治と法の支配がカンボジアに定着していくことに資するもので、将来にわたって大いに役立つものと思います。

カンボジアといいますと長い内戦がありまして、90年代直前ぐらいから和平プロセスが始まって、私ども役所そして民間の方々、あらゆる分野の方々が参加し、和平、復旧・復興と、国際社会の中であって日本は主導的に取り組みました。法整備支援は、正にその到達点、頂点の一つの姿だろうと思います。これは日本、それから日本国民にとって、将来にわたる大きな財産であり、また名誉だと思います。もちろん、法整備支援を通じてカンボジアの人たちが、「法律というものはそもそも守らなければいけないんだ。法律を守ることによって予測が可能となり、生活、明日の設計もできるんだ。」と、官民間わず全国津々浦々、認識を更に深めていくでしょう。

カンボジアへの法整備支援は、他の例と比較してということではありませんが、非常に優れた例だと私は思います。「法制度整備支援に関する基本方針」の中にも重点とされていますが、2点着目すべきことがあります。

まず1点目は、支援には、日本の無尽蔵ではない貴重な援助資源、人、お金を投入するわけですから、当然効果が上がって、かつ戦略的に意味があるものということが必要だということです。これについて、カンボジアへの支援は二つの側面から非常に的を射たものです。

最初の側面は、カンボジアでは、官民・左右問わず、日本と日本人に対するイメージは非常に良好だということで、これは和平プロセス、そして復旧・復興を通して私たち日本人がやってきたことをカンボジア人が見てくれていたということの結果です。私は、カンボジアに2回勤務し、様々なカンボジア人に、「日本、日本人についてどう思うか。」とよく聞いたのですが、どのような場面であれ、誰一人として悪く言う人はいませんでした。カンボジアで存在感を発揮している他の国々、伝統的なアメリカなりフランス、最近目立つ中国とか、いずれにも毀誉褒貶があります。日本が法整備支援を展開し、特に人材育成という息の長い話を転がしていく上で、よい土壌であることは間違いないと思います。

カンボジアの大衆が日本最良であるということを今お話しましたが、政治家たち、政府与党また野党関係者、この人たちは別の意味からも日本の価値を感じています。余談ですが、昨年7月に国政選挙があり、国家選管関係者からは、「是非選挙監視団、日本政府の監視団を送ってくれ。」との話がありました。これが意味するところは、選挙が終わった後に、「自由公正な選挙であった。」といった声明の一つでも出してほしいということなのですが、聞いたら、アメリカ、フランス、日本、イギリス、EU等に要請しているとのことで、「それは難しい。選挙の当日見たことについては言えるが、その前後についてどうだったということはなかなか言えないから、声明を出すことと表裏になっている政府監視団というのは難しい。」と応えたのに非常がっかりし、「何とかならないか。」と言うので、中国に頼まないのかと尋ねてみたところ、先方は絶句してしまいました。一方の野党ですけれども、カンボジアの野党はデモをよくやります。最近、選挙は不正であったと非難するデモに、労働争議を合体させて、経済特区への破壊行為を煽ったりしています。野党、そして支持者・大衆の常套句は、「頼みになるのは、西側の自由民主主義の国である。」で、それはアメリカであり、フランスであり、イギリスであり、日本であり、オーストラリアであり、EUであるということで、いろいろな戦術や意図から、あるいは心情から、やはり、日本は頼りにされていて、しかも価値を見出してもらっているということです。

次の側面は、手がけたところが民法であるということです。民法は国民生活の日々を律する根幹法で、そこにある日本の高い水準の且つ当然何かしら和風な趣のものが、民法から派生する様々な法律へと流れていき、貿易・投資の円滑化であるとかビジネ

ス環境の改善といったところまで及んでいくのだろうと思います。国際水準がもちろんしっかりとある上に随所に和風の趣が入り、さらにそこを軸に人の育成が行われるので、運用を担う人たち、法曹の行動にも自ずと和風な趣は加わるのではないかと思います。これは、多分、私たちの子供や孫がカンボジアと何らかの関わりを持つ、やりとりをする場合に、大きな資産になろうかと思えます。もちろん、カンボジアの人たちが皆、「法律を守っていくということは、当たり前なのだ。」と思うことにつながっていくこととなります。

さて、「法制度整備支援に関する基本方針」の重要点でもありカンボジア支援で着目されるべきもう一つの点についてです。

実に感心したところですが、現地の文化と実情を尊重したものを日本の支援は旨としていること。ここがすばらしいと思えます。1970年から内戦に突入し、あとクメール・ルージュの恐怖政治、共産主義一党独裁の政治、ひどい歴史をカンボジアはたどったわけです。ところで、カンボジアが正常だったシハヌーク時代はどうだったかという、役所の公用語、公文書は全てフランス語で、当然憲法以下の法律もフランス語だったわけです。実際、私が見たことがあるのが当時の憲法と民法ですが、いずれもフランス語で、憲法の前文には一人称複数形でシハヌーク国王の名前で、「朕は、憲法を臣民に下賜する。」となっていました。そういう状況で、そもそも当時カンボジアの識字率は非常に低かったでしょうし、ましてやフランス語で書かれていたわけですから、それを理解できて転がせる人というのは本当に少なかったんだろーと思えます。一方、日本の法整備支援では、法律はカンボジア語で書かれ、しかも書くに当たって、日本とカンボジアの関係者の方々の共同作業で行われています。カンボジア語は、のどかな農村の暮らしには見事に美しくマッチする言語なんです。主語は何か、現在・過去・未来いつのことか、あるいはどこがどこを修飾しているのか、集合には何がどこからどこまで含まれているのかといったことが、よほど工夫した書き方をしないと分からなくなる言語で、私どもが通訳をするときにも苦労させられます。日本側とカンボジア側の共同作業により、そこでのカンボジア語は、カンボジア人から見て、「これは理解できて使えるな。」というものになっているわけです。空から降ってきたフランス語の法律とは全然違う、カンボジアの人たちがこれからずっと使っていくよいものに、大きなよりどころになるわけで、非常に嬉しいことです。

あと、今後ですけれども、先ほど佐藤先生が JICA の枠組みから離れた後においてもフォローが非常に重要だということをおっしゃっていましたが、私も同感で、この日本の法整備支援、日本とカンボジアの共同によるこの作業の所産が永く根付いていくことを深く願います。法という決まりによって人は行動しなければならないという

ことをみんなが当たり前のように思えば、実にすばらしいカンボジアの社会になると思います。現在、カンボジア国民で、政府を非難する人、非常に強権的な政府だと言って非難する人は多くいます。では、一方、それを言っている大衆がどうかというと、彼ら自体やるせない部分もあるのだとは思いますが、交通規則すらも守らない者が多数います。こういったところから脱し、みんなが決まりを守る社会になるよう願っています。幸い、カンボジアは一党独裁ではありませんし、国際社会が用意したパリ和平協定から発した立派な憲法もあって、複数政党民主主義制をとっており、5年ごとには総選挙もあります。その5年ごとの総選挙によって今後どういう政権ができようとも、為政者、公務員の間で、全てに遵法精神をもって法の支配により対処する、したがって例えば、国際社会における紛争についても全て国際法によって解決されるべきであり、力によって一方的に押しやるなどはあってはならないのだ、という共通理解が確立されれば、非常によいと思っております。

○野口 ありがとうございます。

次に、松尾先生、お願いいたします。

○松尾 松尾でございます。

今日の資料につけていただいた法整備支援の年表にもございますように、ほぼ20年、日本は支援を続けてきましたが、この20年を振り返って、今までどんな成果があったのか、そして、次に新たな挑戦は何なんだということで、今日のパネルディスカッションは非常に時宜を得たものだというふうに思っています。

私にとっての次の新しい挑戦というのがもう一つありまして、それは法整備支援、法整備をするということが一体どんな社会の役に立っていくのかと、もうちょっと具体的に言いますと、経済成長ですとか、あるいは民主化ですとか、つまり、法的な世界の発展が経済や政治の世界の発展に一体どういうふうに寄与するんだろうかということをしつづつ考え始める時期に来てるかなというふうに思っています。

最近、皆様も御存じだと思いますが、アセモグルとロビンソンというアメリカの経済学者が「Why nations fail」（なぜ国家は衰退するのか）という本を書いており、その中で一つのテーゼを提示しています。それは豊かな国と貧しい国があるのは、それは気候だとか、地理だとか、民族だとか、文化だとか、そういう自然的・文化的条件の違いではなくて、制度なんだと。つまり、人々が一生懸命労働する気になるか、お金を貯めたり、人のために働こうという気になるか、そういうそのインセンティブを与えるような経済制度の違いにあるんだと。では、その経済制度の違いは何によってもたらされるかということ、正にそれを決定している国家の仕組み、端的にいうと政治制度だと、政治の仕組みにあるんだということを言っています。実際、私たちは法

整備支援の対象国、いろんな国とお付き合いをしていますし、端的に言えば、その政府が本当に国民のために思って政治をし、そして経済的な制度を捉えようとしているのか、それとも自分たちの利益のために政治をやっているのかと、そういうことによっているんだと、そういうテーゼなんですね。それをいろいろ考えてみると、深い問題に通じると思うわけです。せっかく法整備を一生懸命頑張ってやっても、実はその国の政府がそれを国民のためにしっかり使ってくれなければ経済成長もしないし、民主化も進まない。しかしながら、そういう政府に対して我々は何もできないんだろうかと、そういうことを最近考えているわけです。

今日の市橋先生の御報告の中で非常に私が注目したのは、ウズベキスタンで 2013 年以降、法学者のページが起こったと。これだけ日本が法整備支援を一生懸命やってきたのに残念だということをおっしゃっていました。私も非常にはっとしたわけです。実際、ウズベキスタンは 93 年にカリモフが大統領になって以来、憲法で大統領三選禁止という規定があるにもかかわらず、任期の延長ということをやって、いまだに大統領をやっている。それに対しておかしいじゃないかという国際的な批判があるわけですね。そういうときに、せっかく法を整えても政治がしっかりしてないと、すぐ政治にのみ込まれちゃうじゃないかと。法ってそんなに簡単に政治にのみ込まれちゃうのかと、これは非常に私にとって一番大きな問題です。政治にのみ込まれないような法制度をいかにつくっていくかということがこれからの課題じゃないかと思います。そのときに一体どんな手立てがあるんだろうかと。法というのは、政治が固まってからつくるものだから、政治が固まるまではそれは見てるしかないんですよという考え方もあるかもしれません。しかし、それは非常に悔しいので、法律をやっている者としてはどうしたらいいかということを考えているわけです。

そのときに、今日もう一つ、やはり大事だと思ったのは、矢吹さんの報告の中で、市民社会というものにもう少し目を向けましょうという話がありました。私もこれは非常に、そこが大きなポイントだろうなと思います。つまり、法整備をしたけれども、それが政治にのみ込まれないような法的な発展、そしてそれを経済成長や民主化に結びつけていくためには、いかに多くの人々とそれを共有するかということのをこれから考えていかなければいけない。そのときに、やはりしっかりと市民社会を巻き込んでいくといいますか、市民社会にアクセスしていくというんでしょうか、そういうことが必要ではないかと。今日はちょっと時間がなくて御質問できなかつたんですが、例えば日弁連でやっている市民への司法アクセスの充実の取組と、それから政府がやっている、例えば今カンボジアでやっている民法・民訴法普及というようなプロジェクトをうまく結びつけて、実はそのコミュニティーの隅々にまでこんな民法ができたん

ですよ、民訴法ができたんですよと、こういうふうになれば、こんな問題が解決できるんですよということについて知識を普及し、シェアしていくと。そのときには、今日、先ほどの大和総研さんの話の中で漫画を使ってという話もあって、なるほどなというふうに思ったんですけども、例えばそういう手段も使って、あらゆる手段を使って、市民社会を巻き込んでいくということがこれからの課題じゃないかなと思います。その意味では、これから法整備支援の一つの合言葉というか、大事な点はいかにインクルーシブにやっていくかということですね。ちょうど先ほど御紹介したアセモグルとロビンソンも、実は発展している国家というのは、経済もインクルーシブだと述べています。つまり、いろんなステークホルダーが経済に関わって、生産活動に関与して、自由に生き生きと自分たちの経済活動をやろうとしている。それを支えているのは、正にインクルーシブな政治制度で、市民たちが政治的な意思決定に参加していくと。それが一つの健全な在り方だということを言っていて、それは確かに方向性としては正しいなというふうに思います。問題は、いかにしてそれをつくっていくかということだと思うんですね。やはり私たちの手元にある手段は、法という手段ですので、法整備、つまり公開され、明確で、包括的で、そして紛争を最終的に解決できるルールをつくり、それを使って迅速な裁判を安価に受けられて、その結果がちゃんと確実に執行されますよというものをいかに多くの人と共有していくかということが、これからの大事な点ではないかというふうに考えています。

その意味で、最後になりましたけども、今日の法整備連絡会は非常にインフォーマティブで、とても多くのことを勉強させていただいたというふうに思っています。昨日徹夜して、今朝6時頃フラフラになりながら出てきたんですが、来たかいがあったなというふうに大変感謝しております。それは今日、官・民・大学全てですね、去年来られていなかった特許庁や財務省、それから三菱 UFJ コンサルティングリサーチ、それから大和総研の方など、いろいろな方が非常にインフォーマティブなお話をくださいましてとても勉強になりました。これもオールジャパンというか、一つのインクルーシブな法整備支援の形だと思うんですね。こういうことをやっぱり日本だけじゃなくて、相手国、相手国といってもカウンターパートという狭い人たちの間で法整備支援の成果がぐるぐる巡回するだけではなくて、いかにその相手国の多くの市民と共有するか、それからもう一つは、ほかのドナーと共有するかということが、次の課題かなというふうに思います。

そこで最後に、今日、問題提起されました法制度整備支援に関する基本方針の改訂版について、本当はそんな問題をここで出したって何か決められるわけじゃないから、手続的には仕様がないという問題で、実は、今日その話をしようかしまいかずと新

幹線の中で悩んできたんですが、さすがに鮎京先生が問題提起してくださいましたので、それについてやはり問題をシェアした方がいいんじゃないかというふうに思ったわけです。

この基本方針は、日本の基本方針でもありますが、やはり相手国の人も見るわけですね。それから、他のドナーも見る。だから、その人たちにも、そうなんですかと納得してもらえるものであってほしいなというふうに思っています。

実は去年の10月に、ある国際的なドナーで支援活動してきた方から、松尾さんたちのやっている法整備支援というのは日本企業の進出のためにやってるんだよねと。例えば民主化などで揉めている国では政治が固まらないと駄目だよ、というようなことを言われて、正に今日、酒井所長や野口部長がお答えになったような立場で答えるという経験がございまして、やはりちょっと誤解されているなという気がして、非常に危惧を持ったわけです。私もそういう疑問が出てくるとは思いませんでした。確かに、最初見たときに、ちょっと違和感があるなという感じはしたんですが。今日ここで別に決められるというわけではありませんけれども、例えばその基本方針のですね、柴田副部長が言及してくれました国益というものをどうやって説明していくんだというときに、必ずしも日本企業だとか我が国とかいう言葉を使わなくても十分に分かるんじゃないかなと。例えば基本方針の基本的考え方の③ですね。ここでは「我が国」と書いてありますが、これは協力者相互の経験・制度の共有、相互の経済連携強化ということで十分分かると思いますし、あるいは④で「日本企業の海外展開に有効な」と書かなくても貿易投資環境の整備ということを書けば十分分かるし、他の国の企業や投資環境の整備というふうにも解釈してもらえます。⑤の「ガバナンス強化を通じた我が国実施する経済協力の実効性」と書かなくても、経済協力の実効性のと書けば十分分かります。それで、我々としてはオールジャパンの官・民・大学が共有できる理念になるし、相手国や他のドナーにも十分理解してもらえるし、これからの法整備支援は、やはりインクルーシブなものでやってほしいというふうに思っています。ちょっと余計なことを申し上げたかもしれませんが、今日は本当にたくさんのお話を教えていただきまして、まずは感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

○野口 ありがとうございました。

次に、行方先生、お願いいたします。

○行方 私が今日ここに座っている唯一の理由は、ヤンゴンオフィスの代表をしているということに尽きますので、まずその辺りのお話をさせていただければと思います。

2年ほど前に、ミャンマーでは弁護士業に対する規制が非常に少ないということが、

つまり 100%外資で会社をつくって、その会社がミャンマー人の弁護士さんを雇用すれば、会社としてミャンマー法のリーガルサービスの提供ができるということをもたまたま知りまして、これはおもしろいと思って、さしたる事業計画もなく、2012年10月にヤンゴンオフィスというのを立ち上げました。ビジネスモデルは非常に簡単で、要はミャンマーに投資をお考えの外国の企業様に対してミャンマー法の正確な、そしてできれば良好なリーガルサービスを提供したいと。ミャンマーでは、これまであるいは今現在でも、圧倒的に欠けている部分、それを多少とも補うことができればという思いで開設をいたしました。したがって、その主役は当然ミャンマーの弁護士ということになりまして、今私どももミャンマーの弁護士が3名、それから日本人の弁護士が2名でやらせていただいております。現場の意識としては、クライアントが日本企業か日本以外の外国の企業かという、そういう意識はほとんどなくて、何しろ外国の方にとっては、やはりミャンマーというのは法的に非常にブラックボックスになっていますので、その辺について何からのサービス提供をしたいという思いでやらせていただいております。

ヤンゴンに行くようになりまして、初めて法整備支援に多少関わらせていただくようになりましたが、今日御参加の皆様と異なって、私と法整備支援との関係というのは非常に短期間、かつ非常に限られた局面での経験でしかありませんので、いろいろ誤解はあるかもしれませんが、本日午前中に今後の民間との協力というようなお話もあったものですから、まずは私どもが法整備支援にどうこの2年弱ですが、関わってきたかという御紹介をさせていただければと思っています。

法整備支援には、いろいろあると思うんですけども、一つは立法の支援なんですけど、これはさすがに一法律事務所ですることというのは限られております。ただ、例えばジェットロさんからこういう経済法令のドラフトについて何かコメントをもらいたいというような御依頼を受けてコメントを差し上げるというようなことは現にやっております。それから、JICAの専門員となってネピドーに赴任された同業者の先生に対しては、何かあれば全面的にサポートしますというようなことを皆で申し上げております。また、御縁がありまして、先ほど御紹介のあった特許庁のミャンマーの知的財産制度の整備のチームに入れさせていただいております。もう一つは、これも御紹介があったと思うのですが、今ミャンマーでは日本大使館が中心になって日ミャンマー共同イニシアティブという対話を続けられておりますけども、まだ残念ながら具体的な機会はありませんが、チャンスがあれば、そういうものにも積極的に関与させていただきたいということを考えてます。

それから、次の法学教育に関する支援ですが、これは鮎京先生が大変力を入れてお

られますヤンゴン大学と名古屋大学、これの日本法研究センターがヤンゴンにはございますけれども、御縁があつて、最近ヤンゴンにおります日本人の弁護士が日本法をヤンゴン大学の法学部の方に教えるといひましようか、お話をさせていただくというような機会ができて、それに協力をさせていただいてるということがあります。

最後に、法曹養成なんですけれども、JICAさんが確か商業省やヤンゴンの商工会議所と一緒にミャンマー日本人材開発センターという組織をお立てになつてゐるかと思ひます。ここでいろんな教育というのを施しておられますけれども、是非私どもとしては、そういう教育の機会に法律面からの参加もさせていただきたいなというふうには思つてます。

ただ、私のところで多分一番やつてゐる法曹の育成事業、あるいはもうちょっと広く言うとならば法整備支援は何かというと、さっき申し上げたように、今事務所には3人のミャンマー人の弁護士さんがおられますけれども、やはり一緒に仕事を通じて私どもの経験なり、多少のエキスパートを吸収していただくと、そういうことを続けるということが一番大事だなというふうには思つております。ミャンマーの弁護士の方は色眼鏡の評価かもしれませんが、例えば60代を超える方々というのは大変英語もよくできて、大変優秀でいらつしゃいますけれども、20代、30代の弁護士になりますと、英語も非常につらいというのが実態です。もちろん、閉鎖状態にあつたわけですから、国際取引等について十分な御経験がない方が大半だと思ひます。刑事しかやつたことがないという弁護士さんが多分たくさんいらつしゃるという状況になつてますので、私どもと仕事をさせていただくことによつてビジネスを理解していただくということが、多分私ども民間の法律事務所としては一番大きな貢献になり得るかなというふうには思つてゐます。そういう意味で、確かに比較的的人件費は安いものですから、是非事務所としては今後数多くのミャンマーの弁護士さんと一緒に働く機会を見つけていきたいというふうには思つております。

○野口 ありがとうございます。

それでは、阿部本部長、お願いいたします。

○阿部 経団連経済基盤本部長の阿部でございます。

私どもの普段の仕事は、国内での法制度整備、今ですと会社法改正だとか、民法の債権法改正だとか、競争法の改正などに対して、経済界として働きかける仕事であります。

そういう中で、今日私がここに出てくる役割は何かということですが、お手元にあります法制度整備支援に関する基本方針の改訂版の中では、Iとして基本的な考え方が述べられ、その上でIIに実施体制が書かれており、2ページにまゐりますと、8行

目通りに経済団体等関係者というのが出てまいります。そういう意味では、経団連あるいは経済界の様々な団体・民間企業などを含めまして、オールジャパンによる支援体制を強化していくということの中身は何になるのか、いろいろ教えを乞うたり、あるいは勉強させていただこうと思って来たわけではありますが、最初に、基本方針の在り方からの議論になってしまいましたので、午前中に引き続き、もう一回だけ発言させていただきます。

確かに、基本的な考え方の④として「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」というのが書いてあります。このような文言が入ったわけではありますが、別にこれは、その前に書かれている①、②、③を覆したり、それを乗り越える意図というのは全くないわけでありまして、それに付け加えてということだと思えます。例えば、昨年6月の日本再興戦略の中では、これは、いわゆる日本企業の国際展開戦略の流れの中で出てくる言葉であります。しかも対象はASEANでありまして、ある意味で、いろいろな法制度がある程度は存在しているけれども、更に改善を要したいというふうなところでありまして、他にもいろんな文章がございますけれども、少なくとも日本企業が活動しやすいような法制度を途上国に押しつけて回ろうという意図では全くないと思うわけであります。

何と言いましても、法律等の制度の話でありますから、相手国からの要請、依頼がないと始められない話でありまして、いくら私どもが優れた仕組みだ、制度だと思っておりますけれども、それを押し売りして回るわけにはいかないわけであります。

そういう意味では、ここに「日本企業の海外展開に有効な」と、ちょっと改めて見ますと、これは別に日本企業のためじゃなくて、日本以外の様々な企業あるいは現地の企業にとっても同じことかなと思っております。企業が活動しやすい環境整備ということだけでありまして、日本と言わなくてもよかったなと思うわけであります。あえて申しますと、いろいろな議論がございます。ミャンマーのように、これから基本的な法制度をつくっていかねばいけない国々と、あるいは他のASEANの国のように、ある程度の仕組みはあるけれども、何か使い勝手が悪い、明らかにちょっとここ間違ってるなというようなところがあり、そういうところを直していく。ちょっとフェーズが違うところがあるわけではありますが、例えば私ども今日本とベトナムの共同イニシアティブの議論の中で、かなり具体的な細かい法改正の要望も出しております。それから、これは始まったばかりでございますが、日本とミャンマーの共同イニシアティブも同様の進め方になると思えます。いずれにせよ、相手側のそれぞれの発展段階に応じまして、こちらからお願いするとしてもレベルがいろいろあるわけですが、何度も申し上げますが、日本の企業のためだけに都合のいい仕組みというのはあ

り得ません。日本企業にとって仕組みが望ましいというのは、日本と全く同じ法制度であれば、それはそれでいいのかも知れませんが、なかなかそういうことはあり得ませんので、どこの国であれ、現地であれ、民間企業が活動しやすい環境整備ということ以上のものではないと思います。

そういう意味では、何度も申し上げますが、何よりも大事なことは進出先の国々が民主的に安定していただいて、自由な市場経済が成長していくという環境でありまして、それを越えて何か企業ができるわけでもございません。相手国の安定、成長の下に企業の活動が広がっていくということだけでありますので、決して私どもはこのような言葉を書いたことに対して何か他意はございません。

その上で、オールジャパンでの支援体制の中での経済界の役割ということについて3点ほど申し上げたいと思っております。

一つは、実は経団連はいろんな国の現地の経済界とタイアップしながら友好関係を築いております。年に1回ぐらい必ずミッションを派遣して現地の経済界あるいは政府と対話する国も多くあるわけでありますが、必ずこの法制度の整備支援については言及されます。どこに行っても、途上国であればインフラ整備とか資金と同じように、制度の仕組みの話も出てまいります。それに応えていくということで、日常の活動の中でできることはやっている、これが現状です。それに加えて、政府の様々な取組の中で、要請を受けて、資金的な提供あるいは人材の提供等を行っている。私どもでは、例えば、アジア刑政財団の方の協力もしておりますし、あるいはローエイシアという仕組みも、私どもが資金を集めてつくったものですが、いろいろやらせていただいております。これをあえて言うと、日本政府からの要請ベースだと思います。1番目は現地政府の要請ベース、2番目が日本政府の要請ベースで、実際はこの現状はもう何十年変わっておりません。私は、経団連に入ってもう30年以上になりますが、その頃からかなり規模は違いますけども、やっている基礎は変わらない。相手国から頼まれたこと、日本政府から要請があったことしか取り組んでない。では、何が大事かということ、経済界が、自分の頭で考えたことをやるかなということでもあります。これが三つ目の課題だと思っております。そういう意味で、正に新しい展開の中で、経済界が自主的に何ができるかということだと思っております。まだ答えは出ておりません。勉強はしてるつもりではございますけれども、いろいろな可能性があるかなと思っておりますが、一つあり得ますのは、日本企業の経験というのは、それなりにアジアの中では普遍化できるところがあるのかもしれないと。明治以来百数十年の経験を経て、それなりに知識、力量がございますので、そういう中で、それぞれの発展段階に応じた法制度整備の在り方ということについて、私どもなりの意見あるいは

考え方はあるのかもしれない。

もう一つは、日本企業というのは割とグローバルに展開していくわけでありまして、例えば南米ではこうやっている、アジアでこうなってる、ヨーロッパでこうしてきたよと、アフリカだったら、みたいなことがもしかしたらあり得るのかな。これは別に日本企業に限ったことでなくて、先進国のグローバル展開されている企業であれば、同じようなことが言えるかと思うんですが、一つだけ利点がございすのは、日本企業というのは非常に謙虚なんですよ、実は。他のアメリカのいわゆるレガシー企業とかヨーロッパの非常に力の強い企業に比べまして、日本企業というのは、意外と謙虚だなと思うわけでありまして。押しつけがましくなく、非常に現地に素直に順応・対応しようとするし、いろんな意味で、進出した先と仲良くするということが非常に大事だと考えています。これは別に企業だけじゃなくて、政府のいろんな分野も同じかと思っておりますが、相手への偏見が先天的にない人たちが多いため、優位性を感じていない、あるいは劣等感もないという意味で、日本企業の人たちというのは、様々な国際的な経験を他の場所に移すことについてはそういう利点があるのではないかと考えてます。

そういうところを出発点としながら、正にグローバルな法制度整備支援についてオールジャパンで何かするとき、私どもなり、あるいは企業が何ができるかということをもう少しきちんと考えていくきっかけになればと思っております。今日は参加いたしました。

以上でございます。

○野口 ありがとうございます。

それでは、ちょうど残り 40 分くらいになりましたので、質疑応答の部に移りたいと思います。会場からも幾つか御質問をいただいておりますが、まず、今のパネリストのコメントもしくは問題提起について、会場から何か御発言があれば承りたいと思います。どなたかございますでしょうか。

では、鮎京先生、お願いします。

○鮎京 行方先生のお話、大変感銘を持って受け止めさせていただきました。それで、今日のテーマである「新たな挑戦」、これがキーワードだと思います。挑戦ということと言いますと、私ども名古屋大学は、この1月までに六つの国で七つの法律センターをアジアの国につくってまいりまして、来月にラオスでつくと、7か国、八つのセンターになります。この約6か月ぐらいの間にミャンマー、インドネシア、そしてラオスに新しいセンターをつくるという挑戦をしてきているというように自負をしております。

そして、私がこの2年間ほどで法整備支援の対象国の現場で最も顕著に変化があると感じていることは何かといいますと、まさしく行方先生が言われたように、例えばベトナムのハノイやホーチミン、あるいはプノンペン、そしてミャンマー、さらにはインドネシアに、いわゆる大手のローファームが非常に数多くできてきているということを強く感じておるわけであります。今日の議論の中でも既に出ておりますが、新たな挑戦の中で私が今感じているのは、そうした現地に進出している日系のローファームの活力を、どのようにこのオールジャパンの法整備支援の展開の中に位置付けていくのかということが、非常に大きなファクターだろうというように思っております。

また、日弁連さんもそういった形でアジアに出ていかれるというようなことを言われておまして、そういう意味では、今申し上げたような新しい日本の法律の世界をめぐるこうした動きをどうしていくのか。そういうふうに見てみると、もう一つの問題は何かというと、そうしたアジアを始めとする国際化対応にふさわしいような若い法曹を日本国内においてどのようにつくっていくことができるかという、もうこれは10年以上前からこの会議でも話してきたことではあるんですが、そういった課題について本格的に挑戦していくというか、論じていく、そういう時代状況になってきているということを感じております。というようなことで、ちょっとコメントいただければと思います。

○野口 では、行方先生、何かございますか。

○行方 現象として、法律事務所がここ数年海外に支店を持つという現象が起きておりますが、まだ最近の動きだと思しますので、正直言って、この先どうなるのかというのは必ずしも見えてないように感じております。それから、何しろ日本の法律事務所というのはそういう歴史もなかったものですから、まだ本当に試行錯誤でやっておるというのが率直な状況で、その面では正に先生のおっしゃったどういう人材がふさわしいのかということも、引き続き暗中模索というような状況ではないかと思えます。

○野口 はい、ありがとうございました。

それでは、山田美和さん、お願いします。

○山田 御存じの方いらっしゃるかどうか分からないのですが、昨年2月に国連のミャンマーに関する人権特別報告者のトーマス・キンタナ氏が日本に来日しました。彼は、皆さん御存じのとおり、ミャンマーの人権状況を定期的に国連に報告する役割を担っているわけですが、去年2月に日本に来て外務省と、それから経産省を訪問された理由ですけれども、それは今まで人々が人権侵害をさんざん受けてきたそのミャンマーの体制が変わって、これから日本から多くの企業の進出があるということで、その日本の経済活動がミャンマーの国民の人権に与えるインパクトをどういう風に考え

ていますかという質問で日本に来日されたわけです。それは悪い方のインパクトを与えないようにということと同時に、良いインパクトを与えて欲しいというメッセージなわけです。なので、今日お話の中で企業活動と人権ということが二項対立のように、ごめんなさい、私自身もちょっとそのように議論しがちなところがあるのですが、そうではない役割というか、大きな役割を持っているということを日本が期待されているということをお伝えしたいということです。

今日、法整備支援に関する基本方針をいろんな方に説明をしていただいたのですが、けれども、やはりそれを対外的に、では、日本は何やっているんですかというときに、どうやって説明できますか。今この法整備支援連絡会の中で一生懸命いろんな方が発言されて、いやいや、これはそんなにひとりよがりのことではなくてということで、なるほど、そうなんですかという話で理解はできるのですが、やはり対外的に、では、日本は何をしているのかという非常に注目を浴びている中で、例えば佐藤さんが世界銀行の会議に出られたときに、日本としてはこうしますというようなメッセージを発することができる状況にしておくことが重要なのではないかと思います。すみません、コメントみたいことになってしまって、失礼します。

○野口 ありがとうございます。

では、矢吹先生、お願いします。

○矢吹 これは佐藤さんと松尾先生に聞きたいんですが、一つは市民社会の問題で、確か今、経済社会、日本企業の海外進出支援室の支援ということにフォーカスされて、これは裁判官、検察官という官の支援は長く続けてきたわけですが、残された非政府、非経済という社会のアクターをどのように私たちは取り込んでいくのかということについて JICA の御意見と松尾先生の御見解をお聞きしたい。

というのは、昨日か一昨日、ラオスのプロジェクト会議に出て、現地でいろいろプレイヤーを集めて会議をするんですが、NGO とか弁護士は入ってないんですよ。その法律の支援なり普及をしようというときに、JICA のプロジェクトの中でワーキンググループでもなかなかそういうところが入ってこない。JICA は対国家機関だから仕方がないということで済まされるんですが、海外のアメリカないしヨーロッパの支援は必ず NGO を入れているというところに、一つの日本のこれから考えるべき課題があるんじゃないかなと。

もう一つは、この法整備支援連絡会の大きな枠組みですから、野口さんにお聞きしたいんですが、今のお話にもあったとおり、この国際グローバライゼーションのことをこの法整備支援連絡会にどう反映していくかということをお聞きしたい。日本企業も海外では外国人がいるんだけど、日本の本社には外国の方が見えない

ように、ここにおられる方もほとんど日本人で、NGO もほとんど来ないし、外国の人も来ないと。そうすると、ここで議論されたことがどうやって外に向けて発信されていくのか、ないしは外の意見をここで取り込めるのかということについて、これからの私たちの課題は、より外への発信と外からの意見の聴取ということではないかなと思うので、その点は野口さんに聞きたいというふうに思います。

○佐藤 御質問ありがとうございます。

市民社会の取り込みについては、松尾先生がインクルーシブという言葉で説明されましたけれども、私も「受け手側」をどのように巻き込んでいくのか、「受け手側」にどのように当事者意識を持っていただくのか、その部分が重要であると思います。例えば、JICA はカンボジアで民法と民事訴訟法の起草支援を長く行ってまいりましたけれども、それらの法律がなかなか市民社会あるいは一般の人たちの中に定着しにくい状況にあります。これについては、いろいろな教訓があると感じておりまして、例えば、カンボジアの国民一人一人が民法をつくる段階から「私たちの意見も反映されているのだ」という実感を持つことがないまま民法が成立し、出来上がった後、正に今、一生懸命普及・定着の努力はしておりますけれども、これなども教訓なのではないかと思っております。

そこで、今同じように起草支援をしている国におきましても、できるだけ起草の段階からいろいろな人たちの意見を取り込もうという努力を行っております。例えばラオスで民法典の起草支援をしておりますけれども、起草の段階から普及までを見据えて支援を行っていかねばならないと、カンボジアの教訓を是非生かしていきたいと考えている部分でございます。そうした市民社会の取り込みの中で、先ほども申し上げましたけれども、相手国・パートナー国の政府と国民をつなぐ役割を果たす弁護士会というのは、非常に重要であるという認識を持っております。既にベトナムのプロジェクトあるいはカンボジアのプロジェクトにおきましては、私どもはそれぞれの国の弁護士会を重要なパートナー機関の一員として位置づけておりまして、弁護士会の機能強化・能力強化といったものを図っている段階でございます。これから、例えばラオスにおきまして、あるいはミャンマーにおきましても、弁護士会に対する支援というのは是非行ってまいりたいと思っております。

ただ、現時点で、例えばラオスの弁護士会の「支援受入能力」があるのか、非常に上から目線でおこがましい言い方ですが、プロジェクトの意義を理解し、それを主体的に実行してくれるような組織がしっかりできているのかーその組織をつくっていくこと自体も私たちの支援の対象かもしれませんー、すなわち支援対象としての組織がある程度固まっているという状況が確認できれば、ラオスやミャンマー、あるいは

ほかの国におきましても弁護士会をパートナーとして考えていきたいと思っている次第でございます。

もちろん、JICA はガバメント対ガバメントの支援機関ではございますけれども、弁護士会といいますのは、相手国の司法全体の発展のために、パートナー国の全体の利益のために活動していくものであって、それは、それぞれのパートナー国の政府も十分に認めている部分だと思っております。そこで、ガバメント対ガバメントの機関である JICA としましても、既にベトナムやカンボジアといった実例もございますし、他の国の弁護士会ともそれぞれの国の司法改革あるいは法の支配の定着を一緒に考えていけるパートナーになっていきたい、それは常に意識をしたいと思っております。

○野口 では、松尾先生、お願いします。

○松尾 ありがとうございます。

三つぐらい今の矢吹さんの問題提起にお答えしたいというか、さらに問題提起になるかもしれませんが、一つは、矢吹さんにむしろ私の方からお伺いしたい点でありますけれども、例えば弁護士会でアクセス・トゥ・ジャスティスのプロジェクトを実施するというときに、やはり政府との協力について考える余地はないのだろうか。もちろん、そういうチャンスがあるのならばという準備は十分あるのかもしれませんが、政府か NGO かということじゃなくて、やはり政府と NGO がいかにうまく連携するかということが今や大事になってきていて、それは、昔はちょっと難しかったかもしれませんが、まだ法がちゃんと整備される前は、とにかく法律をつくって裁判官を育ててというのがまず先で、法曹の弁護士会を設立し、弁護士養成のプログラムをつくりと、それを皆さん本当に一生懸命やってこられた。それがようやく今は一つ区切りができたところで、じゃ、できた法律を普及するというときに、やっぱり政府で普及ということになると、おそらく政府の出先機関とかカウンターパートの出先機関とか、そういうふうになってしまう。そうすると、公務員を中心に集まる人が集まって、それで話を聞くということになってしまうので、おそらくそれだと市民にはとても届かないと思うんですね。やはりそういうときに、一番初めに、現地の NGO などにも協力してもらって、みんなで手分けして普及するということが必要だと思うんですね。それにはものすごい数が要ると思うんですよ。NGO だけだと多分十分じゃないと思うんですね。その NGO も橋渡し役になって、最低限、いわゆるコミュニティーレベルといいますか、私が言うコミュニティーというのは、いわゆる行政機関の末端ではなくて、生きているコミュニティーというか、大体どの社会でも普通みんなが生きていくためには、自ずから 100 個とか 200 個のコミュニティーができるわけですね。紛争でそういうものが破壊されてしまったということは、また別途考えなければい

けませんけども、コミュニティが残っているところでは、やはりそれを最大限活用するというのが、次のターゲット、具体的な目的になるんじゃないかという気がします。そういう意味では、そこに普及するための官民協力というか、NGO と政府の協力と、相手国政府、それから日本政府との協力ということが一つあり得るかなと。

それから第2に、市民社会というときに、やっぱり従来から先入観的な二項対立があって、市場が先か国民の福祉が先かというような議論がありました。やはりこれもどちらかに徹することというのはおよそできないので、いかにうまくバランスをとっていくかと。ですから、政府の方でも、例えば市民が法あるいは手続について理解するためには、やはりそれなりの教育ですとか基礎的なレベルの供給が必要ですので、そういうものを時間が掛かっても働き掛けるとするか、あるいはそれについて例を示すとか、それは非常に息の長い話ですけども、やはりそれは避けて通れない話なんだというふうに思います。ですから、それについても一つのアイデアや例ですね、実際に知識を普及する教育制度の充実のため、他の国はどうやってつくってきたんだ、例えば日本の場合はどうだったんだというようなことを話すということが必要だと思います。

それから第3に、2番目の点とも絡むんですけども、やはり市民の側も、法律ができたから聞いてねと言うのでは多分聞かないと思うんですね。つまり、一体、それが自分にどう関係があるのか、利益があるのかという点です。それはやはりインセンティブが必要で、そのインセンティブって何なんだということを考えていく必要があると思うんです。日々の生活も本当に苦しいところに、法律ができたから話を聞けと言われても、おそらく関心がないのは当然なわけで、その意味では、ほんの少しずつでもやはり普通の人たちの所得が向上しているというのは、やはり大前提だと思うんですね。そういう状況をつくらずにいたのでは、市民社会というのは絵に描いた餅に終わってしまうおそれがある、ここは非常に重たい課題なんだということは十分認識してやらなきゃいけないと思うんですが、ただ、アジアの国には、実際にそれを達成してきている国も実際あるわけですね。決して日本だけではなくて、いろんなパターンでそれを実践している国もありますので、それをやはり経験・共有していくということが一つ考えられることかなというふうに思います。

以上です。

○野口 矢吹先生からの最後の質問ですが、この法整備支援連絡会で議論されたことをどのように発信していくのか、また、どうやって外からインプットもらうかということは、かなり昔から議論してきたことではあります。

私は、この法整備支援連絡会第1回のときに、今の渡部教官のような立場で総合司

会をやっておったわけですけども、当時は本当にまだ法整備支援を始めたばかりの頃で、いろんなところがいろんなことをやっているようだから、とにかく集まって情報交換をしようというところから始めたわけです。過去の連絡会では、外国からのスピーカーを呼んだことも何回もありますし、去年は欧米のドナーも含めて数人のスピーカーを呼んで開催しました。

今年をあえて日本人だけ、通訳なしというような形でやってみたんですけども、それは逆に言うと、外国人のスピーカーを呼べば国際的になるというものでもない。どういうふうに発信していくかというのは、正に我々が考えなければならないことですが、卑近なレベルで言いますと、本連絡会の議論の状況については ICD NEWS の日本語版と英語版にも掲載しておりますし、ウェブにも載せておりますので、見られる人は見られるわけです。ただ、それ以上に、ここで我々が議論したようなことをどうやってレシピエントや他のドナーに発信していくか、そして、それに対して外国からのフィードバックにどのように打ち返していくか、そういうレベルまで考えますと、もう少し我々が外に出ていく機会を増やすというところしかないのかなと思います。つまり、国際会議やシンポジウムにもっと積極的に出ていって発言する。例えば、最近では世界銀行が昨年立ち上げた GFLJD（グローバルフォーラム・オン・ロー・ジャスティス・アンド・デベロップメント）というフォーラムがあり、日本の機関としては、法総研のほか、名古屋大学、東京大学、同志社大学、公益財団法人国際民商事法センターが参加しておりますけども、こういうところで例えばセミナーを開いて様々な発信をしていく、そしてそこで日本のやっていることについてのフィードバックをもらい、さらに打ち返していくといったようなことを、やはり数多くこなすことしかないのではないかと。もしくは、そういう単発のイベントだけではなくて、国際機関の事務局に積極的に人を送るとか、JICA の長期専門家のようにバイのレベルでもいいんですが、やはりどんどん発信していくしかないのかなと思います。発信して初めてフィードバックがあり、それに対してまた打ち返すという対話をしながら、初めて国際社会での理解が得られると。例えば、近隣国との間で問題となっている領土問題なども、やはり日本政府が発信する回数がもう絶対的に少ないんですね。特に欧米でものを言う回数というのが 100 対 1 ぐらいに負けているので、全く太刀打ちできていないと。そこで、外務省も最近はもうちょっと打ち返さなければいけないということで、領土問題に関するパンフレットを 10 か国語でつくってウェブに載せたり、いろんなことをやっていますが、まだまだ量的に太刀打ちできていないと。そういう意味では、私はこの 15 年間法整備支援連絡会をやってきて、当初からのメンバーである矢吹先生から今のようなコメントをいただくということは、法務省も日弁連も含

めて、まだまだ外に出られてない、そのあたりがやはりキーなのかなと思っておりま
す。

それから、先ほどの議論に一言だけコメントさせていただきますと、今日午前中か
ら出ている法制度整備支援の基本方針をめぐる議論について、ともすれば、従来型の
法整備支援、すなわち自由、民主主義、基本的人権などの普遍的な価値観の共有によ
る法の支配の定着を第1目標とした従来型の支援と、最近強調されてきたビジネス環
境整備的なもの、これがある種二律背反的なものであるというような捉え方もあるよ
うに見受けられるのですが、私は必ずしもそうではないと思っています。例えば、私
が昔アジア開発銀行に4年ほどおりました、バンクですから開発というのをかなり経
済指標から見てやっていたんですけれども、やはりある程度経済レベルが上がってこ
ないと人権感覚も出てこない、そして先ほどのお話にも出ておりました市民社会とい
うものを形成するベースがない。やはり市民社会というのは、最低限中流階級、中産
階級と言われるものが人口のある程度の部分を占めてこないとできてこないというの
が歴史の語るところでもありますし、また人権感覚についてもある程度は生活レベル
に比例するといったようなところがあります。したがって、ビジネス環境整備と人権
の擁護、法の支配の実現といったことは、必ずしも法の支配が先にあって、その上に
ビジネスが来るというものではないのではないかと。つまり、これらのある程度並行
して行いながら、例えば1人当たりの GNP が 1,000 ドルを超えるくらいになってく
ると、法律を守る意識も自ずとできてくるし、それをサポートする市民社会も形成さ
れてくるということではないかなと。体験的な印象ですけれども、そのように考えて
おります。そういう意味で、私はこの改訂版基本方針をそのように理解する余地もあ
るのではないかと思います。したがって、我々の課題は、これを仮に所与のものとし
て考えるのであれば、今言ったような観点から、どのようにこの二つのアプローチを
統合していくのかというところにあるのではないかと考えております。

それでは、残り 10 分ほどになりましたので、会場から書面でいただいている御質
問について取り上げたいと思います。同じような内容のものが幾つかありますので、
整理して扱わせていただきます。

一つは、ドナー間の連携について。特に現場レベルで、例えばベトナムでは、昔は
ドナー会議のようなことをやっていたんですけども今はどうでしょうか、また、他の
国々ではどのように現場レベルでのドナー協調をやっているんでしょうかという質問
です。

それから、これと関連して、大陸法と英米法といったような法制度の違う国とどの
ような連携を現実にはとっているのかという質問です。

これは佐藤さんか松尾さんに答えていただきましょうか。

○佐藤 御質問ありがとうございます。

まず、ドナー連携の点でございますが、現場レベルでのドナー連携というのは非常に進んでいると私は認識しております。私自身の経験でもございますが、8、9年前のベトナムでも様々なドナーが活動しておりまして、私たちは月に一度非公式な昼食会を開いて、そこで情報共有をしておりましたし、また年に2回ほどベトナムの司法省などが主催するドナーを招いた意見交換会がございまして、そういった枠組みの中で情報共有をしておりました。また、例えばある法律の英訳をあるドナーが作りましたら、それをお互いに共有するですとか、あるいは他のドナーが実施するセミナーにスピーカーとして私どもが参加するといった形での連携もしておりました。また、現場レベルでは、ドナー間で競争しても意味がないのであって、連携して相乗効果を図っていく方がずっとお互いの利益になるし、パートナー国の利益にもなる。こうした意識は、現場の人間にはもうほとんど共通認識として存在すると思っています。私の実感としても、現在も様々な国へ参りまして、いろいろなドナーと話しますけれども、この部分は、もう恐らく反対する方はいらっしゃらない。そのような状況ですので、現場レベルでは非常に連携が進んでいると認識をしております。そして各国でドナーが集まる会議などの枠組みもできつつありまして、例えばカンボジア等でもテクニカルワーキンググループと呼んでおりますけれども、例えば法律の分野における関係者間の会議を定期的に行いましょうという取組がございまして、あるいはミャンマー等でも最近非常にドナーの動きが活発ですけれども、定期的集まって意見交換をしようといった動きはございます。

ただ問題なのは、ドナー間だけでそういった情報共有の枠組みをつくっても意味がないということでございます。つまり、ドナー間でいかに協調しようとしても、それをパートナー国の方々がうまく利用していただかないと意味がありません。そうしたドナー協調の枠組みというのは、実はパートナー国の方々がしっかりリードしていかれないものです。先ほど例に挙げましたけれども、ベトナムなどはその部分のキャパシティがございましたので、非常に有効な連携ができていたと認識をしておりますが、一方で、例えばカンボジアでは、今私が申し上げたテクニカルワーキンググループの枠組みが数年前にでき、しばらくワークしていたのですが、一時期ちょっとストップしてしましまして、また復活したといった経緯がございまして、カンボジア政府自体に、ドナーをしっかりコーディネートさせていく能力というものがまだ十分でないがゆえに、そうした定期的な会合がなかなか行いにくい。枠組みがあっても、コーディネートできない。このように、ドナーにはコーディネートの意識はございますが、

ドナー間だけでやっても意味がないのでキャパシティの低い相手国政府にリードしてもらわなければならない、そのあたりが現場のジレンマであると認識をしております。

ミャンマーにつきましても、いろいろなドナーが入って、ミャンマー側でどうやって扱っていいかわからないといった状況もございます。このあたりも含めて、私どものパートナー機関である法務長官府の方々とは、そうしたこともコーディネートできるように、そうしたキャパシティの向上についても、今回の協力の内容に含めてまいりたいと考えているところでございます。以上が1点目の御質問への回答になります。

2点目の大陸法と英米法の関係でございますが、全く違うシステムのところに何か別のものを持ち込むというようなことは難しいかもしれませんが、大陸法であれ、英米法であれ、例えばビジネスの分野などでは余り差異がなくなっているところがたくさんございます。そういった部分では、特に日本が大陸法をベースとする国—英米法の影響も強く受けておりますが一だからといって、英米法をベースとする国に対しては何もできないといったようなことはないと思っております。

また、英米法のロイヤーは、もちろん現地で活発に活動しておりますけれども、そういった方々とどのように連携していくのか、これはそれぞれの制度を我々がしっかり認識をしていけば、解決が難しい問題ではないと思っております。

ただ、私はこれが日本の若手のロイヤーの弱い点だと思っておりますが、英米法について、別に詳しく知る必要はないのですが、英米系のロイヤーの発想、すなわち物事をどういうふうにか考えるか、そのあたりの理解が必要であり、これを認識せずに彼らと協調を図ろうとしても、それは無理だと思っております。例えば、我々は法律間の整合性というものをとても強く意識しますが、英米系の方々は実はあまり意識をしません。それは、もちろん後法が先法を破るという原則もございますけれども、それ以上に、例えば法律同士が矛盾して、よくわからない状況になったらどうするかという問題に対して、それは裁判所が決めてくれればいいんだと、そのように考えます。ですので、彼らは法律同士の整合性についての意識は薄いというのが、私の現場での実感でございます。そのような場合、こちらが口を酸っぱくして、こことここはちょっとずれてるから困るだろうと言っても、いや、そんなことは後から調整すればいいんだという反論にあって理解を得られない。そのあたりの発想が分かっていると、「（こちらが正しいのに）どうして彼らは分かってくれないんだ」ということになってしまいます。そこで、相手がどう来るかをしっかり我々の方でわきまえつつ、「あなたたちの発想は分かる。でもね、現場の裁判所がこういう状況だと、後から調整しようと思っても無理だから、今からやっておいた方がいいじゃないですか」と、例えばそういった議論をすることによって、英米系のロイヤーとも同じ土俵で話ができる。

このあたりについて、私は、日本のロイヤーの方々が英米法の細かい知識までを身に着ける必要はないと思っていますが、ただ、相手の発想というものをしっかり理解することが必要であり、そうしないと同じ土俵で語るができないと思っています。これは別に「英米法」のロイヤーの発想を知るだけではなくて、相手国・パートナー国のロイヤーの頭の動き、発想などをどうやって理解していくかにも通じることだと思います。先ほど、これからどのように法整備支援を担う人材を育てていけばよいかというお話もございましたけれども、このあたりも含めて、こちらにいらっしゃる先生方には御指導いただきたいと思っておりますし、また私自身も自分の経験を伝えていきたいと思っていますところでございます。

○野口 それでは、あと数分しかないんですが、何か御発言される方どうぞ。

○岡野 名古屋大学法学研究科の大学院生の岡野と申します。よろしく申し上げます。本日は貴重なお話をありがとうございました。

まず一つ目はコメントになるんですけども、先ほどからいろんな方々から日本からの世界への発信が足りないという意見が出ていて、僕も本当にそうだなと思うんですけども、この法整備支援連絡会一つをとってみても、去年は通訳がついて、外国からスピーカーを招いていておもしろいなと思ったんですけども、今年は通訳までいなくなっていると。この法整備支援連絡会の場合も貴重な発信の場だと思うんです。ここで後退してる場合じゃないと思うんですよね。例えば僕の友人でフランスとポーランドから一緒に勉強している人が来てるんですけども、やはり通訳がないと議論に参加できないですね。昨日なんですけども、名古屋大学の授業でたまたま今日話したことと同じトピック、日本の法整備支援の基本方針の特に第4番目の日本の企業にとっていい投資環境をつくるという文言はいかがなものかという点について議論したんですけども、おもしろいなと感じたのは、フランスとポーランドの留学生にしてみたら、そういう条項を入れるのは当然で、なぜなら、ODAのお金というのは日本国民から集めているんだから、そこはギブ・アンド・テイクであって、そういう条項を入れないのが逆に不自然であるという意見を持っていたんですね。こういうところ一つをとってみても、僕たち日本人だけで議論してるのでは思いもよらないような角度から意見が出ることは、もちろん学生ですから大いにあることですし、今日本はいろんな留学生が勉強していて、こういう場にも来ると思いますので、やっぱり通訳などを付けて、あるいは外国からのスピーカーをもっと招いて、これからもこの法整備支援連絡会も発展し続けられればいいのかと学生ながら思っております。

一つ質問を佐藤直史先生にしたいんですけども、ちょっと矢吹先生の質問と重なるのですが、日本がカンボジアの民法を支援したが、それはカンボジアの市民に普及

しにくいというお話があったと思います。その普及しにくいという現状は、何を見てそう思われているのかなということが気になりました。民法というものは、僕たちが普段日常生きている中であまり意識することがない法律で、一つ法律というものがあって、その下の部分で空気のように、常識のようになっていくもので、その無意識の中で使われやすいものを法整備をもって意識から変えていくというのは非常にチャレンジなことだなどと思ってるんですけども、新しい民法が普及しないというのは、具体的にどのようなデータから引き出している情報なのか。仮にそういうデータが定量的に検証できるものならば、日本にとってもっと発信しやすくなる部分なのかなと思いますので、その点、法整備支援の評価の部分だと思うんですが、今どのような知見があるのかを教えてくださいました。

○佐藤 分かりました。ありがとうございます。

2点目の質問に答える前に、1点目についてコメントさせていただきます。実は昨日、質問者と一緒に名古屋大学リーディング大学院の講義に私も参加させていただいて、本当に有意義なディスカッションだったと思っています。ですので、今の発言の趣旨については、私も非常に同感するところでございます。

発信につきましては、今年の11月でございますが、先ほど野口部長からもお話が出ました世界銀行の Law, Justice and Development Week に、私どもも参加いたしまして、一つのセッションでプレゼンテーションをいたしました。先ほど申しましたように、参加者からの関心は非常に高かったのですが、ただ、アジアからスピーカーとして参加していたのは、南アジアを除きますと私のみでございましたので、やはり日本からの発信というのは積極的に行っていく必要があると思います。そして、他のドナーも日本からの発信を求めているということは、今この場で共有させていただきたいと思っています。今後 JICA としましても積極的に発信に努めてまいりたいと思っています。本日この会場の後ろにポスターなどを置いておきましたけれども、あのようなものを英語でつくったのも我々にとって初めてでございまして、今まで発信が少なかったということにつきましては、反省を含めて申し上げたいと思います。

2点目の質問についてですが、カンボジアの民法について、普及がなかなか難しいという点の例を挙げますと、カンボジアの銀行の方から民法が定めている新しい担保制度について、民法が適用された後に意見がありました。「この新しい制度は私たちがこれまで使っていた制度とかなり違う」、「こんなことは私たちはできない。何で民法をつくるときにもっと調べてくれなかったんだ」、そういう意見がありました。これに関しては、この場にも民法の支援あるいは民事訴訟法の支援に携わっていただいた先生がたくさんいらっしゃいますし、私たちとしてもそのような意見が出るとは、

実は思っていなかったのです。支援に当たり、十分に現地の実情を調査し、それはもちろんパートナー国のパートナー機関を通じてではありますけれども、現地の実情を理解した上で新しい制度をつくるのがふさわしいということで、本当に対話型で民法草案をつくってきたのにもかかわらず、実はその銀行の方からは、「新しい制度はちょっと違う」、「私たちはすぐにこれはできない」と言われてしまった。このあたりは本当にいろいろな教訓があると思っています。この法律自体は非常にしっかり整理された立派な法律であり、かつカンボジア政府からも非常に評価を受けているところではございますが、ただ、それが法律を実際に使うユーザー側にどのように見られているのか、それはつくってから普及の段階で初めて知るのではなく、つくる段階から我々としてはもっともっとセンシティブになるべきであったのではないかと。もちろんそのように心掛けてきたのではあります。その部分についてはやはり教訓がある。こういった点が、普及に困難が生じている一つの事例になります。

○野口 はい、ありがとうございました。

法整備支援連絡会の在り方については継続的に検討していきますし、また今回はテーマとの関係で外国人のスピーカーをお招きしませんでしたけれども、恐らく来年はまた別のテーマで別の形でやると思います。今日、会場からも何人かの方に御指摘いただきましたので、なるべくこの場を発信・対話の場としても活用できるようにという観点からもまた検討していきたいと思っております。

それでは、ちょっと時間をオーバーしておりますので、まだ議論は尽きないところでございますが、これでパネルディスカッションを終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○司会（渡部） パネリストの皆様、どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、公益財団法人国際民商事法センター理事の小杉丈夫様より閉会の辞をいただきます。

5 閉会挨拶

○小杉 皆様、朝早くから大変長時間お疲れさまでした。

私も法整備支援については、94年から関与させていただいて、もう20年になるのです。今日の発表、討議というのを聞かせていただいて、本当に議論は深くなった、この支援の活動の幅も広がったということを実感いたしました。

もともとその94年の頃を思い返してみると、三ヶ月章先生が私を呼びつけて、「このプロジェクトは法務省や検察庁だけでできるものじゃないんだ、君、手伝ってやってくれ」と、こう言われたというのが最初だったのです。そういうことを思い出

しました。

今日のテーマは、日本の法整備支援の成果と新たな挑戦ということでした。成果については皆様から十分お話が出たように、相手国の立場に立って一緒に考えて法律をつくっていくという形で、人の養成についても一緒にやってきたということで、これは外国からも評価されているし、我々も誇ってよいことだと思っておりますが、今日お話を伺っていて一つだけ付け加えたいのは、単にこちらが与えたということではなくて、法整備支援に関与した私ども日本側も大変勉強させていただいたということは是非言っておきたいと思うのです。この法整備支援の過程もそうですし、こういう議論を通じて、アジアのそれぞれの国の実情が今どういうふうになっていて、我々がどうしていかなければいけないのかということを考える材料をたくさんいただいたのは、本当に大変ありがたかったと思っております。

今日は基本方針の改訂版ということで、国益と法の支配というような、なかなか難しい議論がされましたけれども、いずれにしても、この問題というのは、すり合わせをしながら解決をしていかなければならないというふうに思っています。

特に、この法の支配、中立・独立の裁判所というのは非常に大事なことなのですね。法整備支援の中でどこまですることができるといえるのかという問題はありますが、我々としてはやはり、常に頭に置いておかなければならない問題だと思えます。アジアの汚職の問題は、どこかで片付けるというか、徐々にでも片付ける方向に持っていかなければいけない大事な問題だと思っています。

先ほど矢吹さんも言われましたけれども、アジアの弁護士会会長会議があったときに、アジア開発銀行の中尾総裁が来られて話をされたのですが、彼が総裁になって一番感じたのは、アジアで法の支配ということをきちっと見張らなければ駄目なのだ、これが一番の自分の課題だということを経験しましたという話でした。財務省から行かれた方でもそういう認識を持たれるのだなというふうに思いました。

私自身は一昨年、昨年と2回、アメリカの最高裁へ行って、アメリカのロバーツ長官とお話をする機会がありました。一昨年のときは竹崎最高裁長官と御一緒して、竹崎長官の方から日米の司法の交流をもう少し深めたいという話をされて、昨年はそのフォローアップのようなことを行いました。これは非常に大事な話でありまして、初めて私も知ったのですけれども、日本の最高裁長官がアメリカの最高裁を訪問するのは23年ぶりだということなのですね。それは本当にびっくりしました。この法の支配、独立した裁判所があるということは非常に大切な価値であって、それが日米間できちっと価値を共有できているということが、アジアで法整備支援を考えていく上で非常に大事なソフトパワーかなと私は思っているのですが、日本の最高裁も外務省もそうい

う考えは全然なかったということで、逆に私はびっくりしました。

ここまでが成果の話ですが、新たな挑戦ということについても、本日いろいろな議論がなされました。ドナー連携の話、受け手側の目線で見なければいけないという話や、あるいは政治にのみ込まれない制度をつくらなければならないといった話、私も全くそういうことだなどと思いながら話を伺いました。その中で、一つだけ出てこなかったことで私が考えているのは、IT化というものがアジアの社会を大きく変えていくのではないかとということです。それとこの法整備支援が一体どのように関わってくるのだろうかということを考えるわけです。日本の経験を伝えるということの重要性、あるいはそのニーズはまだまだあると思いますけれども、アジアの中で新しい価値をつくる、あるいは一つの国際標準をつくっていくというような話が、必ずそれほど遠くない時期に出てくるのではないかと思うわけで、そういったところで日本が遅れをとらないように、今の法整備支援をきちっとやりながら、その上で将来どういうことが起こるかということも一緒に考えていくという姿勢が大変大事なのではないかと思いました。

今日は本当に熱心な議論をいただきました。皆様の御協力のおかげでこういう実りある会ができたということを感謝したいと思います。

最後に、この連絡会がますます発展すること、また今日御参加された諸団体の御発展と発言をされた皆様の御健康をお祈りして、私の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○司会（渡部） 小杉先生、ありがとうございました。

以上をもちまして、第15回法整備支援連絡会を終了させていただきます。

皆様、長時間にわたり御参加いただきまして、大変ありがとうございました。

ちょっと気の早い話で恐縮ですが、次回の第16回法整備支援連絡会につきましては、来年1月23日（金）に開催する予定にしております。皆様、来年度も是非御参加いただきますようお願い申し上げます。

東京会場の皆様も本日はどうもありがとうございました。

○辻 どうもありがとうございました。